

現場説明書

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵
施設工事

平成29年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵
施設工事

環境省

福島地方環境事務所

第1章 総 則

1. 共通事項

現場説明事項は、制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加者が十分な見積りができるような条件明示するものである。

そのため、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものである。

また、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項にもとづき受注者と発注者とが協議できるものである。

2. 基本事項

本工事施工の前提となる基本事項の処理については以下のとおりとし、これら条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項及び別紙リスク分担表に基づき、受注者と発注者とが協議するものとする。また、積算にあたっては「平成 29 年度国土交通省土木工事積算基準」及び「環境省除染特別地域における除染等工事暫定積算基準(第 10 版:平成 29 年 4 月改定版)」を基本とし、その他詳細を本現場説明書に示す。

(1) 用地関係

本工事に必要な廃棄物貯蔵施設用地の未処理部分の有無 (■無し□有り)

大熊工区：東側敷地内境界付近における空間線量率は、15～20 μ Sv/h 程度である。

双葉工区：当該用地の南側に位置する東電 1F のモニタリングポスト MP-4 のデータにおける空間線量率は、2 μ Sv/h 程度である。

(2) 共通仮設費と現場管理費の率

平成 29 年版国土交通省公共建築工事積算基準の新営建築工事の算定式に基づいて計上する。ただし、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正係数(共通仮設費：1.5、現場管理費：1.2)を乗ずる。

3. 放射線防護に関する事項

除染電離則に基づく放射線防護に要する費用は、当初設計において、防護具費(防じんマスク等)、使用済み防護具処理費、安全講習費、電離放射線健康診断を含む健康診断費、セルフスクリーニング費、放射線管理に要する費用を計上しているが、詳細については、監督職

員と協議のうえ設計変更の対象とする。

4. 労働者等の宿舍設置・撤去等に関する事項

- 1) 労働者確保に要する労働者宿舍の設置及び撤去に要する費用は、当初設計において計上していない。必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。
- 2) 労働者宿舍の設置にあたっては、契約後速やかに居住する予定労働者数(ピークの時期と人数)、宿舍で使用する上水使用量及び宿舍から排出される廃棄物量の想定量等を関係する地方公共団体の関係部署に連絡すること。

5. 洗浄について

工事に伴い日常のタイヤ洗浄及び使用機械の洗浄に要する費用は、当初設計に計上していない。必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

6. 設計単価について

- 1) 労務単価は「平成 29 年度環境省除染等工事設計労務単価」、「平成 29 年度国土交通省公共工事設計労務単価」を適用している。
- 2) 技術者単価は、「平成 29 年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。

7. 特殊勤務手当について

帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で作業する作業員への手当の支給については、環境省除染等工事共通仕様書(第 10 版(改定版)) 1-1-23(手当等の支給)を準用する。なお、特殊勤務手当については、当初設計に計上しているが、詳細については、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

- 1) 本工事には特殊勤務手当対象と特殊勤務手当対象外がある。
- 2) 特殊勤務手当は、別途通知する平成 29 年度単価とする。

8. 工事間調整

大熊工区の工事用地は、別工事中の用地と隣接する。雨水排水設備の供用等の工事間の調整が想定されることから、設計段階から十分な調整を行うこと。

9. 廃棄物貯蔵施設工事に関する事項

線量低減措置については、「線量低減措置計画書」に基づき実施することとし、その内容については監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

10. 定置・維持管理工事に関する事項

貯蔵量に大幅な変更が生じる場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。また、双葉町の減容化廃棄物処理業務の試運転時期が確定し、それに伴うばいじんの定置を行

う場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

11. 工事請負契約書（案）第 40 条に関する事項

前金払については、各会計年度毎に行うこととするが、初年度においては、第 2 年度分を含めて前金払を行うことも可能とする。

リスク分担表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	リスク分担表		適用
			発注者	受注者	
工法等	①工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料品質のばらつき		○	
	②特許料	工法に係る使用許諾・特許料		○	
	③施設の損傷	荷下ろし・定置作業中の施設の損傷		○	
	④その他	施工方法に関する技術提案		○	
自然現象	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位・地盤変状などへの影響		○	地下水流動保全については、別途協議
	②土質	不可視土質への対応		○	設計図書に示した条件以外のもので、事前に予期しえないものは除く
		土壌汚染への対応	○		施工によるものは除く
	③気象	雨・雪・風・気温等の影響		○	災害・異常気象は除く
	④希少種	自然環境・樹木・景観への配慮		○	設計図書に示した条件以外のもので、事前に予期しえないものは除く
⑤その他	その他の自然現象への配慮		○	設計図書に示した条件以外のもので、事前に予期しえないものは除く	
社会条件	①地中障害物	地下埋設物、近接構造物等の地中内作業障害物の撤去・移設または保全		○	事前に把握できない地中障害物、工事着工までに移設、撤去が完了しない場合は除く
	②地中危険物	不発弾等の危険物への対応	○		
	③近接施工	供用中道路、建築物、橋梁、電柱、各種架空電線、送電線等の近接(例:道路・建築物等の沈下等)		○	当該工事に起因しないものは除く
	④家屋損害	地盤沈下、地下水の断絶等による第三者損害への配慮		○	
	⑤水質汚濁	周辺水域環境への水質汚濁の配慮		○	
	⑥作業用道路	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路・作業スペースの制限		○	工事着工までに道路が確保されない場合は除く
	⑦作業用ヤード	他工事錯綜箇所での別途ヤード確保、他工事との作業ヤード調整		○	工事着工までにヤードが確保されない場合は除く
	⑧現道作業	現道上での交通規制を伴う作業		○	
	⑨空頭制限作業	空頭制限を伴う作業		○	
	⑩交通安全対策	輸送路、出入口等での施工時の安全性確保		○	
	⑪沿道環境	日照、電波障害対策、粉塵、低周波振動等		○	
	⑫史跡・文化財	史跡等の出現	○		
	⑬その他	その他の環境保全対策、掘削土・産業廃棄物処理		○	
マネジメント	①他工区調整	近接工区、他工事との工程調整		○	
	②住民対応	地域住民の要望、訴訟等		○	発注者の指示等によるものは除く
	③関係機関対応	関係行政機関・施設管理者等との調整、許認可取得の遅延		○	発注者が行う協議によるものは除く
	④工程管理	工期・工程の制約、変更への対応(工法変更に伴うものを含む)		○	発注者が行う作業時間の制約は除く 住民対応に伴うものは、別途協議
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理制度の要求等を含む)		○	
	⑥安全管理	施工全般		○	
	⑦その他	災害時の応急復旧、雇用作業員の規律の指導・管理等		○	
その他	①不可抗力	災害対策基本法に定める天災等、戦争・軍事行為・侵略・テロ等、新たな放射性汚染の被害、飛行機からの衝撃波、広範囲の騒動・争議など	○		契約書第29条に基づき保険により担保可能な部分は除く
	②人為的ミス	受注者が行う設計ミス、積算の間違え、施工ミス		○	
	③法律・基準等の改正	条例や法規の改正による変更設計、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	○		
	④用地買収	用地取得の遅れに伴う設計図書の変更(一時中止含む)	○		
	⑤既設構造物、既設仮設物	既設構造物、既設仮設物の健全性		○	当該工事以外の事由に起因した健全度の低下等は除く
	⑥想定外の事態	設計図書に示した項目以外のもので、事前に予期しえないもの	○		
	⑦物価変動	契約期間中の大幅な物価変動	○		契約書第25条に該当しない場合は除く
	⑧その他	契約不履行、労働争議等		○	

※契約後に受注者が行う調査で確認可能な設計・施工条件に起因するリスクは、受注者の負担とする。

特 記 仕 様 書

平成 2 9 年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵
施設工事

平成 2 9 年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵
施設工事

環境省

福島地方環境事務所

1. 共通仕様書の適用

平成29年度中間貯蔵（大熊工区・双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事は、除染等工事共通仕様書（第10版（改定版））（以下「共通仕様書」という。）及び平成29年除染関連業務共通仕様書（第1版）（以下「業務共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2. 入札時の技術提案について

設計図書に変更が生じた場合は、技術提案書について変更協議しなければならない。

3. 契約後のVE提案について

（1）定義

「契約後VE提案」とは、工事請負契約書（案）第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案を言う。

（2）VE提案の意義及び範囲

VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実状に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ②工事請負契約書（案）第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
- ④技術提案に関する事項

（3）VE提案書の提出

- ①受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書に記載しなければならない。

- （ア）設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- （イ）VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件を含む）
- （ウ）VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- （エ）発注者が別途発注する関連工事との関係
- （オ）工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- （カ）その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

- ②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他書類の提出を受注者に求めることができる。

- ③受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

- ④VE提案の提出費用は受注者の負担とする。

（4）VE提案の審査

VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるか評価する。

（5）VE提案の採否等

①発注者はV E提案の採否について、V E提案の受領後14日以内に書面により通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができる。

②又、提出されたV E提案が適切と認められなかった場合は、前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(6) V E提案を採用した場合の設計変更等

①V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

②前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

③前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。

④V E提案を採用した後、工事請負契約書（案）第18条の条件変更等が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。

(7) V E提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

(8) 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

4. 総価契約単価合意方式について

(目的)

1. 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書 第1章 1-1-6の適用)

2. 請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第1章 1-1-6第2項に係る規定は適用しないものとする。

5. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

1. 目的

本工事は、貯蔵容器に入ったばいじん等を荷下ろし、適正に定置し、公害を発生させない施設とする。また、作業員等の放射線による被ばく対策に対して十分配慮した施設とするものである。

2. 適用

本工事で遵守する関係法令、及び適用する規格・マニュアル等は、「平成29年度中間貯蔵（大熊工区・双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 要求水準書」に定める。

3. 工事対象地域

廃棄物貯蔵施設の工事箇所は、双葉町又は大熊町の中間貯蔵施設区域内で監督職員が指示する敷地とし、貯蔵容器の搬出元は、監督職員が指示する減容化施設とする。

4. 工事概要

- (1) 設計・建設工事
- (2) 定置・維持管理工事

5. 工期

設計、建設工事期間 契約締結日の翌日 ～平成32年2月29日

定置・維持管理工事期間 平成32年3月1日～平成33年3月19日

※1棟は建設工事期間内で竣工させ、平成32年3月1日より定置作業を開始すること。なお、建設工事期間については、大熊工区で30ヶ月、双葉工区で20ヶ月を見込んでいる。

6. 架空線等公衆物損事故防止関係

受注者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、交通誘導員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員と協議するものとする。

7. 委託監督員

本工事には、共通仕様書第1章 1-1-2 に規定する委託監督員を配置する予定であり、氏名等については別に通知する。

8. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難に

なった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者宿舎の維持・補修費、労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

租税公課：労働者宿舎の建設に係る固定資産税

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。なお、請負代金額の変更に伴い当該割合が変動した場合も、その都度、同様に提示する。
- (3) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書（様式）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、現場説明書に記載の共通仮設費率に基づく算出額から共通仮設費率分中の実績変更対象費を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、現場説明書に記載の現場管理費率に基づく算出額から現場管理費中の実績変更対象費を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 技術提案に係る措置

受注者の入札時における技術提案が認められた場合は、本特記仕様書の規定にかかわらず、当該技術提案に従った施工等を実施しなければならない。

10. 共通仕様書適用除外項目

本工事において、「共通仕様書 1-1-14 工事の下請負③」については適用除外とする。ただし、以下の条件をすべて満たすこと。

- ・当該工事の個人事業主は、「共通仕様書 1-1-47 保険の付保及び事故の補償（1）」に基づき、労働者災害補償保険の特別加入を行っていること。

11. 主任（監理）技術者等の配置

受注者は、本施設の工事に際して、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任の主任（監理）技術者として配置すること。また、共通仕様書1-1-4に規定する放射線管理責任者を配置すること。

受注者は、本施設の設計から工事に際して、施工計画の立案・実施、工程管理、品質管理、

労働安全衛生、現場の運営管理等の業務を総括的に管理する現場代理人を選定し、工事期間中は現場に常駐させること。現場代理人は監督職員との協議を行う権限を有するものとする。

なお、主任（監理）技術者、現場代理人は、これを兼ねることができる。

第2章 工 事 材 料

本工事で使用する材料は、「平成29年度中間貯蔵（大熊工区・双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 要求水準書」に定める。

第3章 工 事

工事内容は、「平成29年度中間貯蔵（大熊工区・双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 要求水準書」に定める。

第4章 施工管理

1. 品質証明書の提出

- (1) 当該工事では品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び完成検査の前に品質確認を行い、検査時にその結果を提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は当該工事に従事していない者とする。また、検査時に立会するものとする。
- (3) 品質証明員においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり品質証明を行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験（主任技術者、現場代理人、土木又は建築請負工事の監督）を有し、かつ技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」とする者に限る。）、1級建築施工管理技士又は1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。
- (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証明書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出するものとする。品質証明員を変更した場合も同様とする。

2. その他

その他の施工管理の内容は、「平成29年度中間貯蔵（大熊工区・双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 要求水準書」に定める。

第5章 報 告

1. 総合管理システム等への報告

廃棄物貯蔵施設における定置・維持管理に係る情報については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が別途準備する情報管理を行う施設管理プロトタイプシステムによる管理に協力すること。

また、施設内における空間線量率及び地下水のモニタリング、放射線作業員の被ばくに係る情報については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が別途整備する「総合管理システム」において必要となる情報を「総合管理システムとの連携に関する要件」の別紙2「インターフェース仕様書」に従い報告・送信すること。（下記URL参照）

なお、工事による管理項目（案）は、別添1のとおりである。

※「総合管理システムとの連携に関する要件」のURL

<http://www.jesconet.co.jp/interim/transport/tmsystem.html>

2. その他

(1) 本工事に係る情報の管理を主に担当する情報担当者を設置すること。

(2) 提出図書

1) 受注者は、工事完了に際して共通仕様書第1章 1-1-27 に示す図書を成果物として監督職員に提出すること。その他、監督職員が指示する図書を随時提出すること。

2) 上記図書の電子データを収納した電子媒体 5式
電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
提出時期 平成33年3月19日までに提出すること。

(3) その他監督職員が求める事項について報告すること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項※1

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (jtd 形式)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は DOCX 形式以下)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は XLSX 以下)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式 (写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ 100 万画素を目安とする。)
- ・図面：DWG 形式及び SXF (P21) 形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R (25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。) とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

※1 「環境物品等の調達に関する基本方針」は、これまで毎年 2～3 月に変更閣議決定がなされている。最新の基本方針に則し、閣議決定日等の記述を適宜修正して用いること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事番号」(別途指定する工事番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督職員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。



(電子媒体への表記例)

別添1

工事の管理項目（案）

No.	管理項目	管理の単位	生成場所・タイミング	生成方法	確認場所・タイミング	減容化施設 作成データ ※1	貯蔵施設 作成データ ※2
1	(1)減容化施設等で設定する対象物情報（トレーサビリティ確保のための情報）						
2	搬出元の名称（減容化施設名称）	貯蔵容器	減容化施設搬出時		—	○	
3	搬出元の住所（減容化施設住所）	貯蔵容器	減容化施設搬出時		—	○	
4	持ち込み先の名称（廃棄物貯蔵施設名称）	貯蔵容器	減容化施設搬出時		廃棄物貯蔵施設受入時	○	
5	持ち込み先の住所（廃棄物貯蔵施設住所）	貯蔵容器	減容化施設搬出時		廃棄物貯蔵施設受入時	○	
6	減容化施設搬出日（廃棄物貯蔵施設搬入日）	貯蔵容器	減容化施設搬出時		廃棄物貯蔵施設受入時	○	
7	容器管理番号	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
8	容器の種類	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
9	容器製造年月日	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
10	灰排日（貯蔵容器詰込日）	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
11	詰込時放射能濃度	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
12	詰込時総量	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
13	詰込時重量	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
14	搬送対象物の内容（焼却灰等）	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	○	
15	(2)保管物情報（保管時の管理、取り出し時の段階で必要になり得る情報）						
16	※3 搬出元の名称（減容化施設名称）	貯蔵容器	減容化施設搬出時		廃棄物貯蔵施設受入時	No.2	
17	※3 灰排日（貯蔵容器詰込日）	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		廃棄物貯蔵施設受入時	No.10	
18	廃棄物貯蔵施設の名称	貯蔵容器	廃棄物貯蔵施設受入時		廃棄物貯蔵施設受入時		○
19	受入日	貯蔵容器	廃棄物貯蔵施設受入時		廃棄物貯蔵施設受入時		○
20	受入担当者名	貯蔵容器/車両	廃棄物貯蔵施設受入時		廃棄物貯蔵施設受入時		○
21	定置場No.、定置区画、段数	貯蔵容器	貯蔵施設設置時		—		○
22	※3 容器管理番号	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		廃棄物貯蔵施設受入時	No.7	
23	※3 容器の種類	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		廃棄物貯蔵施設受入時	No.8	
24	※3 詰込時総量	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時	No.12	
25	※3 詰込時重量	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時	No.13	
26	※3 詰込時放射能濃度	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時	No.11	
27	※3 搬送対象物の内容（焼却灰等）	貯蔵容器	ばいじん等の容器封入時		減容化施設搬出時/ 廃棄物貯蔵施設受入時	No.14	
28	定置担当者名	貯蔵容器	貯蔵施設設置時		—		○
29	定置日（保管開始日）	貯蔵容器	貯蔵施設設置時		—		○
30	貯蔵容器的個数（総計）、残余貯蔵個数	貯蔵施設単位	貯蔵施設設置時	定置後報告	—		○
31	貯蔵物の重量（総計）	貯蔵施設単位	貯蔵施設設置時	定置後報告	—		○
32	貯蔵物の平均放射能濃度	貯蔵施設単位	貯蔵施設設置時	定置後報告	—		○
33	排水量、放射能濃度	廃棄物貯蔵施設	廃棄物貯蔵施設搬出時		浸出水処理施設受入時		○
34	(3)施設内外におけるモニタリング情報						
35	地下水（地下水検査項目、DXNs）	測定地点	定置開始前：1回 定置中：年1回	環境調査で測定しているもの			○
36	地下水（放射能濃度、電気伝導率、塩化物イオン濃度）	測定地点	定置開始前：1回 定置中：月1回	環境調査で測定しているもの			○
37	悪臭（臭気指数）	測定地点	定置開始前：1回 定置中：年1回	環境調査で測定しているもの			○
38	空間線量率（工事用地境界）	測定地点	定置開始前：1回 定置中：週1回	環境調査で測定しているもの			○
39	空間線量率（単位作業場所）	測定地点	月1回	環境調査で測定しているもの			○
40	表面汚染密度（床・壁・設備等）	測定地点	月1回	環境調査で測定しているもの			○

※1 減容化施設において作成・管理しているデータの内、廃棄物貯蔵施設側で受領し、管理する必要のあるデータ。

※2 廃棄物貯蔵施設において作成・管理する必要のあるデータ。

※3 管理する目的が複数あるため、同一の管理項目を重複して記載している。

No.	管理項目	管理の単位	生成場所・タイミング	生成方法	確認場所・タイミング	減容化施設 作成データ ※1	貯蔵施設 作成データ ※2
41	(4) 操業管理のための情報						
42	定置計画(月間計画)		毎月				○
43	※3 貯蔵容器の個数(総計)、残余貯蔵個数	定置場	貯蔵施設定置時(毎日)	定置後報告	保管時		No.30
44	※3 貯蔵物の重量(総計)	定置場	貯蔵施設定置時(毎日)	定置後報告	保管時		No.31
45	※3 貯蔵物の平均放射能濃度	定置場	貯蔵施設定置時(毎日)	定置後報告	保管時		No.32
46	施設情報(貯蔵物種類/貯蔵容器管理番号/残余保管量/管理会社/管理責任者名/連絡先)	定置場	定置開始時(随時更新)		保管時		○
47	(5) 作業員の放射線被ばく情報						
48	作業員別の放射線被ばく情報(日次の線量、作業場所、作業内容、月次の本工事による線量及び本工事以外によるものも含む線量)	個人	毎日、毎月	測定器	工事中・定置時		○
49	安全研修受講履歴	個人	安全研修受講時				○
50	(6) 安全管理のための情報						
51	構内放射線量マップ		工事中、定置時更新		工事中・定置時		○
52	緊急連絡先リスト		工事開始時、定置時				○

- ※1 減容化施設において作成・管理しているデータの内、廃棄物貯蔵施設側で受領し、管理する必要のあるデータ。
- ※2 廃棄物貯蔵施設において作成・管理する必要のあるデータ。
- ※3 管理する目的が複数あるため、同一の管理項目を重複して記載している。

平成 29 年度中間貯蔵（大熊工区）
廃棄物貯蔵施設工事

要求水準書

《目 次》

第 1 編 共通編	1-1
第 1 章 総 則	1-1
第 1 節 計画概要.....	1-1
第 2 節 計画主要目.....	1-4
第 3 節 放射線管理.....	1-6
第 4 節 関係法令等の遵守.....	1-7
第 5 節 地元雇用.....	1-9
第 6 節 材料及び機器.....	1-9
第 7 節 検査及び試験.....	1-10
第 8 節 費用負担.....	1-11
第 9 節 打合せ.....	1-12
第 10 節 環境省への支援.....	1-12
第 2 章 本工事の遂行	1-13
第 1 節 共通事項.....	1-13
第 2 編 設計、建設工事に関する要件	2-1
第 1 章 共通仕様	2-1
第 1 節 廃棄物貯蔵施設配置.....	2-1
第 2 節 提出図書.....	2-2
第 3 節 安全対策.....	2-4
第 2 章 設計	2-5
第 1 節 調査.....	2-5
第 2 節 設計.....	2-5
第 3 節 土木設計について.....	2-5
第 4 節 建築設計について.....	2-7
第 3 章 土木建築工事	2-10
第 1 節 計画基本事項.....	2-10
第 2 節 線量低減措置工.....	2-10
第 3 節 家屋等解体工（必要に応じて）.....	2-11
第 4 節 造成工.....	2-15
第 5 節 盛土スロープ工.....	2-15
第 6 節 地下排水工（必要に応じて）.....	2-16
第 7 節 雨水排水設備工.....	2-16
第 8 節 モニタリング設備工.....	2-17
第 9 節 道路工.....	2-17
第 10 節 付帯設備工.....	2-18
第 11 節 建築工事.....	2-19

第12節 建築機械設備工事	2-20
第13節 建築電気設備工事	2-20
第14節 その他施設	2-22
第3編 定置・維持管理工事に関する要件	3-1
第1章 一般事項	3-1
第1節 定置・維持管理マニュアルの作成	3-1
第2節 定置・維持管理計画書の作成	3-1
第3節 定置・維持管理報告書の作成・提出	3-1
第4節 定置・維持管理前の周辺環境調査	3-2
第5節 作業員・運転手への教育	3-2
第6節 定置・維持管理期間終了時の取扱い	3-2
第2章 定置・維持管理	3-3
第1節 定置・維持管理記録	3-3
第2節 定置方法	3-3
第3章 維持点検等	3-4
第4章 環境モニタリング	3-5

添付資料1 工事用地図

添付資料2 地質調査資料

添付資料3 貯蔵容器（鋼製角形容器）

添付資料4 （参考図）廃棄物貯蔵施設配置平面図、断面図

添付資料5 （参考図）貯蔵施設棟（平面図、断面図）

■本要求水準書に用いる用語の定義

廃棄物貯蔵施設

貯蔵施設棟、管理棟及び外構（雨水排水、道路、囲障等）を含む施設全体を示す。

貯蔵施設棟

鉄筋コンクリート構造の建築物を示し、荷下ろし場と定置場で構成する。

管理棟

ITV のモニタ等により、貯蔵容器の搬入、荷下ろし及び定置状況の監視・管理を行う建築物を示す。

貯蔵容器

ばいじん等を貯蔵するための容器を示す。

荷下ろし場

貯蔵施設棟内にあり、貯蔵容器を運搬車両から荷下ろし作業を行う場所を示す。

定置

貯蔵容器を、貯蔵施設棟内にある定置場へ置く作業を示す。

定置場

貯蔵施設棟内にあり、貯蔵容器を、定置する場所を示す。

定置期間

貯蔵容器を、貯蔵施設棟内にある定置場へ置く作業期間を示す。

貯蔵

貯蔵施設棟に全ての定置が完了した後を示す。

貯蔵期間

貯蔵施設棟に全ての定置が完了した後の維持管理期間を示す。

第 1 編 共通編

第1章 総 則

平成 29 年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事（以下「本工事」という。）に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、環境省が発注する本工事の設計、建設及び定置・維持管理に関して、要求する水準を示すものである。

要求水準書は、本工事の基本的な内容について定めるものである。したがって、受注者は、要求水準書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等または本工事の性質上当然に必要な設備等を受注者の責任と負担において完備するとともに、本工事の目的達成のために必要な工事または本工事の性質上当然に必要な工事を遂行するものとする。また、要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

なお、[]内の数値等の表示は、環境省が標準と考える形式、参考値、材質等であり、[]内が空欄のものは、受注者の仕様によるが、決定に際しては監督職員の承諾を受けなければならない。

受注者は、要求水準書を熟読吟味し、要求水準書について疑義がある場合は、監督職員に照会し、監督職員の指示に従うこと。本工事中に疑義を生じた場合は、その都度書面にて監督職員と協議し、指示に従うとともに、協議記録を監督職員に提出し、承諾を受けること。

第 1 節 計画概要

1. 基本事項

1) 工事期間

工事期間は、次のとおりとする。

設計、建設工事期間 契約締結日の翌日 ～平成 32 年 2 月 29 日

定置・維持管理工事期間 平成 32 年 3 月 1 日～平成 33 年 3 月 19 日

※1 棟は建設工事期間内で竣工させ、平成 32 年 3 月 1 日より定置作業を開始すること。

2) 工事実施場所

福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平地内

3) 工事用地（添付資料 1「工事用地図」参照）

本工事を実施する工事用地は、添付資料 1「工事用地図」に示す約 2.4ha の区域である。

なお、受注者の休憩所・駐車場等も本用地内に設けることを基本とする。

4) 工事範囲

本工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計、建設工事

(2) 定置・維持管理工事

2. 本工事の内容

1) 設計、建設工事

本工事のうち設計、建設工事は、以下の内容を実施する。設計、建設工事に係る要件については、第2編を参照のこと。

(1) 実施設計

(2) 建設工事

①土木工事

- イ 線量低減措置工
- ロ 家屋等解体工（必要に応じて）
- ハ 造成工
- ニ 盛土スロープ工
- ホ 地下排水工（必要に応じて）
- ヘ 雨水排水設備工
- ト モニタリング設備工
- チ 道路工
- リ 付帯設備工

②建築工事

- イ 建築工事
- ロ 建築機械設備工事
- ハ 建築電気設備工事

2) 定置・維持管理工事

本工事のうち定置・維持管理は、以下の内容を実施する。定置・維持管理に係る要件については、第3編を参照のこと。

(1) 荷下ろし・定置

受注者は、貯蔵施設棟の荷下ろし場に運搬された車両から貯蔵容器を荷下ろし、定置場に定置すること。なお、別途工事の減容化施設等が貯蔵容器に詰め込まれたばいじん等を貯蔵施設棟の荷下ろし場へ運搬（10 t～13 t 平ボディの大型トラック）する。

(2) 維持点検等

受注者は、廃棄物貯蔵施設がその性能を發揮できるように維持管理を行うこと。

(3) 環境モニタリング

受注者は、定置開始前及び定置・維持管理工事に伴う周辺環境への影響について、必要な各データを定期的に計測し、そのデータを記録すること。

3. 環境省の業務範囲

環境省が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 工事用地の確保

環境省は、本工事を実施するための用地を確保する。

2) 本工事の実施状況の監督

環境省は、工事期間を通じ、本工事に係る監督職員を配置し、本工事についての監理を行う。また、監督職員は工事実施に際して必要な調査・検査及び試験を受注者に求めることができる。

4. 立地条件

1) 用地条件

(1) 地形・土質等

添付資料 1 及び添付資料 2 参照

(2) 気象条件（気温、最大降水量は 2016 年浪江地域気象観測所データ）

- | | |
|---------|--|
| ① 気温 | 年平均 13.5℃、最高 35.5℃、最低 -7.1℃ |
| ② 最大降水量 | 時間最大：37.5mm、日最大：82.5mm |
| ③ 垂直積雪量 | 30cm（建築基準法施行令第 86 条第 3 項の規定により規則で定める「福島県建築基準法施行細則（福島県規則第 79 号）第 19 条」における数値） |

2) 都市計画事項

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 都市計画区域 | 区域区分を定めていない都市計画区域 |
| (2) 用途地域 | 指定なし |
| (3) その他地域 | 22 条区域 |
| (4) 高度地区 | 指定なし |
| (5) 砂防指定地 | 指定なし |
| (6) 建ぺい率 | 60%以下 |
| (7) 容積率 | 200%以下 |
| (8) 緑化率 | 指定なし |
| (9) その他 | |
| ① 保安林 | 指定なし |
| ② 民有林 | 指定（手続等は不要） |
| ③ 農用地 | 指定（手続等は不要） |
| ④ 自然公園 | 指定なし |
| ⑤ 自然保全地域 | 指定なし |
| ⑥ 鳥獣保護区 | 指定なし |
| ⑦ 避難指示区域 | 帰還困難区域内 |

3) 工事用地周辺設備

受注者は、以下に示すすべての工事用地周辺設備について、受注者の責任と負担で整備を実施すること。

(1) 電力

電気事業者より引き込みを行う。受電は高圧または低圧での受電が可能である。電力取合点等の詳細は受注者が電気事業者と協議し、決定すること。電力使用の申込みは受注者が行うこと。

(2) 用水

用水について工事用水及び生活用水（飲料水、洗面水等）は、受注者において確保すること。

(3) 雨水

雨水は、構内の雨水排水設備を通じて適切に排水すること。

(4) 燃料、副資材等

本工事で使用する燃料、副資材等は、受注者が確保すること。

(5) 電話・通信

電話及びインターネット回線については、受注者が必要回線を通信事業者と契約するものとする。詳細は受注者が通信事業者と協議し、決定すること。

4) 周辺道路

(1) 大熊工区

南側：町道東 38 号線 幅員 6.0m（路肩 1.0m+車道 4.0m+路肩 1.0m）

西側：町道東 40 号線 幅員 5.1m（工事用地側路肩 0.6m+車道 4.0m+路肩 0.5m）

5. 工事期間

設計、建設期間 24 か月間

定置・維持管理期間 13 か月間

表 1-1 本工事の全体工程

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
設計、建設期間	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
定置・維持管理期間																																							

※ 本工程はあくまで予定であり、実際の作業進捗に伴って変更となる可能性がある。

第2節 計画主要目

1. 貯蔵対象物等

1) 貯蔵容器

貯蔵容器（鋼製角形容器）の寸法等は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-2 貯蔵容器

貯蔵容器の種類	貯蔵容器の寸法等	備考
鋼製角形容器	外寸 1.385m×1.385m×H1.280m 内寸 1.265m×1.265m×H1.054m 容器重量 2.8kN (280kg)	※貯蔵容器は、搬出元である減容化施設 に対応。

※鋼製角形容器は、遮閉率が 15%程度。

2) 貯蔵量

建設工事で整備する廃棄物貯蔵施設の貯蔵量は、表 1-3 に示すとおりである。

なお、各階の貯蔵量については、別途、監督職員と協議し、決定するものとする。

表 1-3 貯蔵量（施設全体貯蔵想定量）

区分	大熊工区
貯蔵量	約 28,800 個

定置・維持管理工事での貯蔵量は、表 1-4 に示すとおりであり、平均定置量は、約 15 個／日程度である。

表 1-4 貯蔵量（運搬想定量）

区分	大熊工区
貯蔵量	約 4,000 個

貯蔵量は、表 1-3 及び表 1-4 のように想定しているが、貯蔵量はあくまで想定であり、事業の進捗状況によって変動が見込まれる。

3) 貯蔵対象物の種類

- (1) 貯蔵容器に収納される貯蔵対象物は、主に双葉町の減容化施設の灰処理施設で発生したばいじん等の廃棄物である。
- (2) 貯蔵対象物は、貯蔵容器毎に管理番号が付与され、線量率、重量、放射能濃度等が情報管理されている。
- (3) 設計に用いる貯蔵容器重量（内容物含む）は、25kN/個程度を想定している。

2. 公害防止基準

本工事は、関係法令及び福島県条例に規定する公害防止基準値を遵守して実施すること。また、定置時における工事用地境界での空間線量率を工事開始前と概ね同程度の水準に維持すること。

3. 環境保全

公害防止関係法令等に適合し、これらを遵守し得る構造設備とすること。

1) 放射性物質対策

定置時及び貯蔵時における貯蔵容器等の転倒防止、適切な遮へい等を行うことにより周辺環境への放射性物質による影響を防止すること。

2) 騒音・振動対策

建設工事に伴う周辺への騒音・振動防止のため、低騒音及び低振動の機材を積極的に使用すること。

3) 悪臭対策

臭気が工事用地外部に拡散しないよう十分留意すること。

4) 工事車両

(1) 工事用地周辺での車両による事故及び交通渋滞の防止に努めること。また、工事用地から退出する際には、周辺環境の保全に努めること。

(2) 工事用地から中間貯蔵施設予定地外へ退出する際にはスクリーニング施設において汚染検査を受けること。

第3節 放射線管理

1. 一元管理

1) 受注者は、本工事全体の放射線管理について、専任の放射線管理責任者を選任し、本工事に従事する者の被ばく状況の一元管理を行うこと。

2) 受注者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者から放射線管理責任者を選任すること。

(1) 第1種放射線取扱主任者免状もしくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者または次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者

① 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎過程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧 R I ・放射線初級コース、旧 RI ・放射線上級コース

① 国立研究開発法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程

② 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース

③ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座

④ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習

⑤ 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適切な放射線管理指導事業」における「管理者教育」

(2) 放射線管理の実務経験が1年以上の者

2. 電離放射線障害防止規則への対応

1) 工事用地内を走行する際は、アスファルト舗装や敷鉄板等を設置し、定められた通路を走行すること。

2) 定置・維持管理工事においては、工事用地内に管理区域を設定し、必要な場所に電離則で規制する表示・提示を行うこと。

3) 管理区域においては、入退場管理及び適切な保護具の着用を確実に実施するとともに、作業場所の放射線管理の方法や被ばく線量低減の具体的な対策の状況等について、監督職員の指示に従い適宜提出すること。

4) 工事用地から中間貯蔵施設予定地外への退出者に対して汚染検査を実施すること。汚染検査により作業員の身体または装具が40Bq/cm²を超えて汚染されていると認められるときは、装具を脱がせる等の必要な措置を講じること。

5) 工事用地から中間貯蔵施設予定地外への退場車両は汚染検査を受けること。

3. 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度への参加

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に基づいて、受注者は以下のすべてに参加し、参加状況を監督職員に報告すること。

- 1) 放射線管理手帳の統一的運用
- 2) 線量の登録、経歴照会等の実施
- 3) 線量記録及び検診結果の引渡し

4. 特殊勤務手当

- 1) 作業員への手当の支給については、除染等工事共通仕様書（10版）1-1-23（手当等の支給）に基づくこと。
- 2) 作業内容を特殊勤務手当対象と特殊勤務手当対象外とに区分・整理し、監督職員に届け出ること。

第4節 関係法令等の遵守

1. 法令等

本工事の実施にあたっては、次の関係法令等の最新版を遵守すること。

- 1) 中間貯蔵施設に係る指針
- 2) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）
- 3) 環境基本法
- 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 5) 大気汚染防止法
- 6) 水質汚濁防止法
- 7) 騒音規制法
- 8) 振動規制法
- 9) 悪臭防止法
- 10) ダイオキシン類対策特別措置法
- 11) 土壌汚染対策法
- 12) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 14) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 15) 電気事業法
- 16) 電気用品安全法
- 17) 電気工事士法
- 18) 計量法
- 19) 道路法
- 20) 道路交通法
- 21) 都市計画法
- 22) 建築基準法

- 2 3) 消防法
- 2 4) 水道法
- 2 5) 河川法
- 2 6) 労働基準法
- 2 7) 労働安全衛生法
- 2 8) 作業環境測定法
- 2 9) 建設業法
- 3 0) 製造物責任法
- 3 1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 3 2) 砂防法
- 3 3) 森林法
- 3 4) 浄化槽法
- 3 5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 3 6) 電離放射線障害防止規則
- 3 7) 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
- 3 8) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 3 9) クレーン等安全規則
- 4 0) 石綿障害予防規則
- 4 1) 事務所衛生基準規則
- 4 2) 福島県環境基本条例
- 4 3) 福島県生活環境の保全等に関する条例
- 4 4) 福島県建築基準法施行条例
- 4 5) その他関係法令等

2. 規格、マニュアル等

本工事の実施にあたっては、以下に示す規格、マニュアル等の最新版を遵守すること。

- 1) 除染等工事共通仕様書
- 2) 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
- 3) 内線規程
- 4) 高圧受電設備規定
- 5) 高調波抑制対策技術指針
- 6) 電力会社供給約款及び同取扱細則
- 7) 日本工業規格 (JIS)
- 8) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 9) 日本電機工業会規格 (JEM)
- 1 0) 日本電線工業会規格 (JCS)
- 1 1) 日本照明器具工業会規格 (JIL)
- 1 2) 日本油圧工業会規格 (JOHS)
- 1 3) 日本内燃力発電設備協会認証規定

- 1 4) 機械の包括的な安全基準に関する指針
- 1 5) 国土交通省東北地方整備局設計業務等共通仕様書
- 1 6) 国土交通省東北地方整備局土木工事共通仕様書
- 1 7) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 1 8) 国土交通省土木工事安全施工技術指針
- 1 9) 国土交通省土木工事共通仕様書
- 2 0) 国土交通省公共建築工事積算基準
- 2 1) 国土交通省建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 2 2) 国土交通省官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 2 3) 国土交通省建築物の構造関係技術基準解説書 2015 年度版
- 2 4) 国土交通省建築構造設計基準（最新版）
- 2 5) 日本建築センター 各種指針類
- 2 6) 日本建築学会 各種設計基準、設計指針
- 2 7) コンクリート標準示方書（土木学会）
- 2 8) 道路土工－擁壁工指針（社団法人 日本道路協会）
- 2 9) 道路土工－盛土工指針（社団法人 日本道路協会）
- 3 0) 道路土工－切土工・斜面安定工指針（社団法人 日本道路協会）
- 3 1) 空気調和衛生工学便覧（空気調和・衛生工学会）
- 3 2) 廃棄物関係ガイドライン 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン（環境省平成 25 年 3 月第 2 版）
- 3 3) 除染関係ガイドライン（環境省平成 25 年 5 月第 2 版）
- 3 4) 福島県振動防止対策指針
- 3 5) 福島県悪臭防止対策指針
- 3 6) 福島県土木設計マニュアル
- 3 7) その他関係規格、マニュアル等

第 5 節 地元雇用

受注者は、本工事を遂行するにあたって、地元住民を積極的に採用するよう努めること。また、地元雇用の状況を監督職員に報告すること。

第 6 節 材料及び機器

1. 使用材料規格

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。機能・性能を十分に満足するという条件で中古品の使用も可とする。機能・性能を十分に発揮できるよう常に適切な維持補修を行うこと。なお、監督職員が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に監督職員の承諾を受けること。

- 1) 要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- 2) 原則として JIS 等の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- 3) 原則として国内に納入実績があること。
- 4) 検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において監督職員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- 5) 建設工事終了後の材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2. 使用材質

酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用しなければならない。

3. 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定するとともに互換性を持たせること。

原則として、事前にメーカーリストを監督職員に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカー選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。

使用する材料及び機器類は、維持管理が容易に行えるものを選定すること。

第7節 検査及び試験

本工事にかかる検査及び試験は下記によること。

1. 検査及び試験の方法

すべての検査及び試験は、あらかじめ監督職員の承諾を得た検査(試験)要領書に基づいて行うこと。

2. 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

3. 材料の検査等

- 1) 現場に搬入した材料は、種別毎に監督職員の検査を受けること。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 2) 1) による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。
- 3) 規格、基準等の規格証明書（JIS マーク等を含む）が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- 4) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないとして監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出すること。

4. 施工の検査等

- 1) 一工程の施工を完了したとき、または工程の途中において監督職員の指示を受けた場合

は、その施工が要求水準書、実施設計図書及びその他の設計図書（以下「設計図書」という。）に適合することを確認し、適宜、監督職員に報告すること。

- 2) 設計図書に定められた、1) により報告した場合及び監督職員により指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受けること。
- 3) 2) による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。

5. 実施設計の検査

- 1) 実施設計が完成したときの通知は、次の(1)から(3)までに示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出すること。
 - (1) 提案書に基づく内容が設計図書にすべて反映されていること。
 - (2) 設計協議の内容が設計図書にすべて反映されていること。
 - (3) 建築基準法第18条に基づく計画通知の確認済証があること。
- 2) 1) の通知に基づく検査は、監督職員から通知された検査日に受けること。

6. 建設工事の完成検査

- 1) 建設工事が完成したときの通知は、次の(1)から(4)までに示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出すること。
 - (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
 - (2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (3) 設計図書に定められた工事関係図書の整備がすべて完了していること。
 - (4) 公官庁署等の完成検査がすべて完了していること。
- 2) 1) の通知に基づく検査は、監督職員から通知された検査日に受けること。

7. 定置・維持管理工事の検査等

- 1) 監督職員は毎月1回、受注者から提出される定置・維持管理報告書を検査する他、適宜、現地巡回、監視、受注者への説明要求等により工事遂行状況を確認するとともに、定置・維持管理報告書記載事項の事実の確認を行うこと。
- 2) 1) による検査の他、監督職員が必要であると認める場合、随時検査を行うこと。

8. 本工事の完了検査

- 1) 本工事のすべてが完了したときに、その通知を監督職員に提出すること。
- 2) 1) の通知に基づく検査は、監督職員から通知された検査日に受けること。

9. 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、監督職員または監督職員が指示する監督員（委託職員を含む）の旅費等は除く。

第8節 費用負担

受注者は、本工事における調査、設計、建設、定置・維持管理、ユーティリティ(電気・水)の確保に要する負担金・料金、車両等リース料、車両・重機の燃料費、薬品代、環境モニタリング経費、消耗品、諸届出等に要する費用、その他の要求水準書に基づき受注者が対応することとされている事項に必要な費用をすべて負担すること。

第9節 打合せ

- 1) 設計、建設期間及び定置・維持管理期間において、原則として週1回の定例会議を実施する。日時は、監督職員との協議により決定する。その他、定例会議以外であっても、監督職員の指示により打合せを行う場合がある。
- 2) 監督職員と打合せを行う際には、事前に打合せ内容、資料を電子データで監督職員に提出すること。図面は、CADデータから直接データ変換した鮮明な図面を提出すること。原則として印刷物のスキャンは認めない。
- 3) 監督職員と打合せを行った際には、速やか(3日以内)に打合せ議事録を電子メールで監督職員に提出すること。

第10節 環境省への支援

受注者は、環境省の求めに応じ、その支援を行うこと。

- 1) 地元協議資料作成
地元自治体・周辺住民に対する説明資料として、事業概要等を取りまとめた概要版(パンフレット)等を作成すること。また、受注者は見学者対応に協力すること。
- 2) 地元説明会支援
地元説明会について、同席及び説明支援を行うとともに議事録を作成すること。
- 3) 環境調査等支援
環境省が行う環境調査等において、環境省の求めに応じて、設備仕様の資料提供等の対応をすること。なお、環境調査等の結果に応じて、受注者が行う貯蔵施設の設計内容に変更を求める場合がある。
- 4) その他の支援
受注者は、本工事における設計、建設工事及び定置段階において、地元自治体・周辺住民等から疑義等が示された場合、その他の環境省の求めに応じて、必要な情報の提供や協議を行うなど、誠意をもって対応すること。

第2章 本工事の遂行

第1節 共通事項

1. 許認可申請

事業内容により、関係官庁へ認可等の申請、報告、届出等の必要がある場合にはその手続は受注者の経費負担により速やかに受注者が行い、監督職員に報告すること。また、その内容において環境省が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

2. 提出図書

受注者は、要求水準書に基づく事前協議図書及びその他の図書を監督職員の指示に従い、可能な限り速やかに提出すること。

受注者が提出したこれらの図書の中に、要求水準書・技術提案書に適合しない箇所が発見された場合及び建設工事で建設する施設の機能・性能を全うすることができない箇所が発見された場合は、これらの図書に対する改善変更を受注者の責任と負担において行うこと。

これらの図書に対し変更を必要とする場合には、要求水準書に適合し、かつ、建設工事で建設する施設の機能・性能が全うできる限度において、監督職員の承諾を得て、これらの図書を変更することができる。この場合、請負金額の増減は行わない。その他、本工事中に、工事内容等の変更の必要が生じた場合は、本工事の契約書等による。図書を訂正する際には、来歴（訂正日時・訂正箇所と簡潔な理由）を整理すること。

3. 設計管理

- 1) 受注者は、本工事の設計に係る設計責任者を土木設計、建築設計（総合、構造、設備）ごと定めるとともに、設計業務等共通仕様書を参考に技術者を定め、監督職員に報告し、承諾を得ること。
- 2) 設計責任者は、設計変更等に際して、設計者として必要となる検討、報告等を行うこと。
- 3) 設計責任者は、以下のいずれかの資格を保有していること。

「土木設計」

- (1) 技術士（総合技術監理部門（選択科目－建設）、建設部門）
- (2) RCCM（技術士と同様な部門）
- (3) 博士（工学）
- (4) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

「建築設計」

- (1) 一級建築士
ただし、構造設計に関しては構造設計一級建築士に、設備設計に関しては設備設計一級建築士に法適合を確認させること。

4. 施工管理

- 1) 受注者は、建設工事で建設する施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で

施工すること。

- 2) 受注者は、本工事における建設工事、定置・維持管理工事に際して、施工体制を監督職員に報告し、承諾を得ること。なお、建築工事については1級建築施工管理技士が常駐して施工管理を行うこと。
- 3) 受注者は、工事の進捗状況を詳細な工事写真等により、管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況に応じ監督職員に報告し、承諾を受けること。
- 4) 受注者は、現場にて遵守されるべき現場規則を作成し、工事着工までに監督職員に提出し承諾を受けること。
- 5) 不必要になった建設機械、機器及び資材は、搬出を速やかに行うこと。
- 6) 他の工事や付近住民の生活等への支障が生じないように計画し工事を実施すること。
- 7) 受注者は、建設工事が要求水準書・技術提案書に適合するよう、監督職員が行う工事監理に必要な書類等の提出を行うとともに、監督職員に対して工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- 8) 受注者は、工事現場直近の事務所等に、承諾を受けた設計図書及び施工承諾申請図書を常備し、監督職員の求めに応じ速やかに閲覧させること。
- 9) 工事期間中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員へ連絡するとともに、必要に応じて速やかに警察・消防等へ連絡すること。また、監督職員への事故報告書の提出を速やかに行うこと。
- 10) 資材搬入路、搬出路等について監督職員と十分に協議を行い、付近住民の生活等への支障が生じないように計画し工事を実施すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- 11) 受注者は、工事用地内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努め、損傷または汚染等が生じた場合には監督職員に復旧計画書を提出し、その承諾を得たうえで、受注者の負担により当該損傷または汚染等を速やかに復旧すること。
- 12) 受注者は、工事にあたり、障害となる地中障害物を発見した場合等は、監督職員と協議し、適切に処理すること。
- 13) 受注者は、工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため、工事用地の周囲に仮囲い等を施工すること。
- 14) 受注者は、工事の進捗状況を地元住民に周知するための掲示板等を監督職員の指示する場所に設置し、情報提供に努めること。
- 15) 受注者は、工事に伴い廃棄物が発生した場合には、受注者の責任と負担において適切に処理・処分すること。

5. 安全衛生管理

- 1) 受注者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、危険防止対策を十分に行うとともに、作業員等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないように努めること。特に、工事車両の通行や出入りについては、一般車両を優先することとし、事故を起こしたり、周辺に迷惑をかけたりにしないよう配慮すること。
- 2) 受注者は、建設工事、定置・維持管理工事に際して、安全衛生管理体制を監督職員に報告し、承諾を得ること。

- 3) 受注者は、工事車両等の出入りについて、周辺の一般道路に迷惑とならないよう、交通状況に十分配慮し、誘導標識の設置、交通誘導員を配置等、交通の安全を確保すること。

6. 工事作業日及び作業時間

- 1) 作業日は月曜から土曜とし、作業時間は監督職員との協議により決定すること。
- 2) 日曜、祝祭日または1)に示した作業時間を延長して作業を行う場合は、事前に監督職員に届出を提出し承諾を受けること。

7. 緊急時対応

- 1) 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全確保を最優先すること。
- 2) 受注者は、停電、地震、火災、台風等に対する緊急時対策マニュアルを作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 3) 緊急時には、受注者は速やかに監督職員に連絡するとともに、緊急時対策マニュアルに基づいて適切な対応を行うこと。
- 4) 地震、台風等に遭遇したときあるいは停電等の緊急事態が発生したときは、事故等が発生しなくても事後にその状況を監督職員に報告すること。

8. 清掃、除草、除雪

- 1) 受注者は、工事用地内の清掃、除草を適切な頻度で行い、常に清潔な状態を保つこと。
- 2) 受注者は、工事用地が降雪により作業に支障を来す場合、必要に応じて除雪を行うこと。
- 3) 受注者は、必要に応じて散水を行い、粉じんの発散防止に努めること。
- 4) 受注者は、雨水排水路及び集水樹の堆積物を定期的に除去し清掃すること。
- 5) 受注者は、使用する経路上に積雪があるときは、必要に応じて除雪すること。

9. 警備及び防犯

- 1) 受注者は、警備及び防犯体制を監督職員に報告し、承諾を受けること。
- 2) 年末年始等、廃棄物貯蔵施設内が長期間無人となる際には、無断侵入のないようガードマンの配置または機械警備・巡回警備等により、廃棄物貯蔵施設の警備を行うこと。

10. 情報管理

受注者は、定置・維持管理の報告書様式に基づき、日報、月報、年報、点検・検査結果報告書、補修作業報告書及び環境モニタリング報告書等を作成し、監督職員へ書類及び電子メールで報告するとともに、これらの書類を監督職員が指示する期間、適切に管理・保存すること。

11. 工事間調整

他の工事と交錯が生じる場合には、お互い協調の精神に基づき協力し合い、事前に打合せを行うなど工事を円滑に遂行していくこと。

第 2 編 設計、建設工事に関する要件

廃棄物貯蔵施設は、貯蔵容器に入ったばいじん等を荷下ろし、適正に定置し、公害を発生させない施設とする。また、作業員等の放射線による被ばく対策に対して十分配慮した施設とすること。

第1章 共通仕様

第 1 節 廃棄物貯蔵施設配置

1. 配置計画

- 1) 工事用地内の廃棄物貯蔵施設配置計画は、機能的かつ合理的なものとし、作業員が安全に作業できるように配置すること。
- 2) 廃棄物貯蔵施設配置計画の策定においては、立地条件や周辺道路からのアクセスを踏まえ、それぞれの設備が互いに連携して効率的に機能するように、建築物、外構、周辺環境との調和が図れるように十分配慮した計画を行うこと。
- 3) 貯蔵容器の定置作業が円滑に行え、作業員を含めた廃棄物貯蔵施設に出入りする人的動線の安全性が確保できること。
- 4) 貯蔵期間終了後に搬出する際、搬出しやすい構造、配置とすること。なお、一番奥の貯蔵容器を出来るだけ早く取り出せる構造、配置を検討すること。
- 5) 定置・貯蔵期間中の点検・モニタリング・維持管理補修が効率的・経済的に実施可能な構造、配置とすること。
- 6) 廃棄物貯蔵施設の具体的な配置については、契約後に受注者の提案によるものとし、監督職員との協議により決定すること。

2. 車両動線

工事用地内での車両動線は、車両が円滑に通行可能なものとなるよう配慮すること。

3. 貯蔵施設棟

貯蔵施設棟は、ばいじん等を表 2-1 に示す貯蔵容器に収納し、適正かつ安全に定置するために設置するものである。

表 2-1 貯蔵容器について

区分	貯蔵容器の種類	貯蔵容器の寸法等	貯蔵できる貯蔵容器の量
大熊工区	鋼製角形容器	外寸 1.385m×1.385m×H1.280m 内寸 1.265m×1.265m×H1.054m 容器重量 2.8kN	約 28,800 個

4. 管理棟

工事用地内に管理棟を設け、ITV のモニタ、監視装置等により、廃棄物貯蔵施設、荷下ろし及び定置状況の監視・管理ができるようにすること。なお、監視装置による遠隔操作は想定していない。

第2節 提出図書

提出図書は、紙媒体及び電子データ一式を提出すること。図面の電子データを提出する場合は、CAD データから直接データ変換した鮮明な図面を提出すること。原則として印刷物のスキャンは認めない。

1. 事前協議図書

受注者は、契約後ただちに事前協議図書を監督職員の指定する期日までに各 10 部提出すること。なお、図書類は縮小版（見開き A3 版二つ折製本）で提出すること。

- 1) 設計計画書、体制表
- 2) 工程表
- 3) 施設概要説明書
 - (1) 全体配置図
 - (2) 全体動線計画
 - (3) 建築設計図（意匠、構造、設備）
 - (4) 外構図
- 4) 主要資材発注先一覧表
- 5) その他監督職員が必要とした計算書、説明書等

2. 実施設計図書

受注者は、実施設計図書として、工事着手 2 週間前までに以下の図書及び書類を提出すること。

①図書類（数量計算・設計書含む）	A4 版	10 部
②図面類	A1 版	2 部
③縮小図面類	見開き A3 版二つ折製本	10 部
④建築基準法第 18 条に基づく計画通知の確認済証		1 部

- 1) 工事仕様書
- 2) 中間貯蔵施設に係る指針との比較表
- 3) 技術提案書との比較表
- 4) 中間貯蔵施設に係る指針との比較表
- 5) 技術提案書との比較表
- 6) 定置・維持管理関係
 - (1) 施設全体配置図（動線計画を含む）
 - (2) 主要平面図、断面図、立面図
 - (3) 工事工程表
 - (4) 実施設計工程表（各種届け出書提出日含む）

- (5) 重機・車両リスト
 - (6) 予備品、消耗品、工具リスト
 - (7) データ管理システム仕様書
 - (8) 定置・維持管理マニュアル
 - (9) リーフレット（工事中説明用、見学者用）
- 7) 土木建築工事関係
- (1) 造成計画図（横断、縦断含む）
 - (2) 建築設計図（意匠、構造）
 - (3) 建築機械設備設計図
 - (4) 建築電気設備設計図
 - (5) 建築物の構造計算書（保有水平耐力計算を行い安全を確認すること。）
 - (6) 外構設計図（場内道路等、観測井戸、門扉・囲障、看板）
 - (7) 排水計画図
 - (8) 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画含む）
 - (9) 建築設備機器一覧表
 - (10) 負荷設備一覧表
 - (11) 各種計算書
 - (12) 面積表
 - (13) 施工図
 - (14) 工事工程表（全体工事工程表、月間工事工程表、その他）
 - (15) 建築確認申請図書
- 8) その他監督職員が必要とした計算書、説明書等

3. 施工承諾申請図書

受注者は、実施設計に基づき工事を行うこと。工事に際しては、事前に承諾申請図書により、監督職員の承諾を得てから着工すること。図書は次の内容のものを各 10 部提出すること。

- 1) 承諾申請図書一覧表（提出予定日を含む）
- 2) 土木・建築及び設備機器施工図
- 3) 施工計画書（線量低減措置計画、家屋・解体計画書、搬入要領書、据付要領書、仮設工事、安全計画を含む）
- 4) 検査要領書（社内検査要領書及び監督職員検査要領書を含む）
- 5) 計算書、検討書
- 6) 打合せ議事録

4. 完成図書

受注者は、建設工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- 1) 竣工仕様書 3 部
- 2) 竣工図 3 部
- 3) 竣工図縮小版（見開き A3 版二つ折製本） 3 部
- 4) 工事管理記録 3 部

5) 取扱説明書	3部
6) 諸官庁届出書、許認可報告書	5部
7) 議事録	1式
8) 社内検査報告書	1式
9) 各工程の工事写真及び処理実施状況写真（カラー）	1式
10) その他監督職員が指示する図書	1式
11) 1. 事前協議図書から 4. 完成図書に示すすべての電子データ	3部

第3節 安全対策

- 1) 設備装置の配置、建設、据付は、すべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な照明、歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。
- 2) 各機器に故障が生じた場合、予備品の確保等により全体の施設に影響を及ぼさないよう考慮すること。
- 3) 機器等の故障または停電等の障害が発生した場合でも、その故障・障害による作業員及び周辺環境への影響がないように措置を講じること。また、作業員が誤操作しない、または誤操作しても事故に繋がらないようフルプールの仕組みを採用すること。
- 4) 各設備・機器に必要な応じてインターロックを設けること。
- 5) 高所部分の作業床は、十分な広さを確保するとともに防護柵または手摺を設けること。また、安全带・転落防止用ネット等を取付けるフックを設けること。
- 6) 足場を組み立てる必要がある場所は十分な面積を確保し、他の設備を設置してはならない。
- 7) 関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業員への注意を喚起する必要がある場所には、標識を設置すること。
- 8) 自重、積載荷重、その他の荷重及び地震動等に対して構造耐力上安全でなければならない。
- 9) 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器及びその他の消火設備を備えること。
- 10) 各建物及び各設備は、台風や強風時等に、倒壊しない十分な強度を有すること。
- 11) 避難経路を確保し、作業員が確実に避難できるように標識を設置すること。

第2章 設計

第1節 調査

- 1) 廃棄物貯蔵施設等の設計に必要となる調査を実施すること。
- 2) 今回の地質調査は、既存の調査結果を踏まえ、調査計画を立案し、監督職員の承諾を受け、実施すること。
- 3) 今回の地質調査のボーリング名称は、以下のフォーマットによること。
ボーリング名：「YYYY-AA-INN」
YYYY：実施した年度（西暦）
AA：添付資料5「調査ボーリング区分エリア」に示されるエリア名
I：共同企業体の名称のイニシャル
NN：同年度、同エリア、同共同企業体で実施されるボーリングの通し番号
- 4) 今回の地質調査を基に、ボーリング柱状図を作成し、既存の調査結果を踏まえて地質断面図を作成すること。なお、ボーリング柱状図及び地質断面図は、環境省が別途委託する業者が作成するボーリング柱状図及び地質断面図と整合を取ること。
- 5) 今回の地質調査で得られたボーリングコアは、環境省が別途委託する業者によりコア確認を行うため、コア確認ができる状態で現場事務所等に保管すること。

第2節 設計

- 1) 本工事の建設工事に係る実施設計を行うこと。
- 2) 既存の調査・検討結果及び中間貯蔵施設の全体計画を踏まえて設計すること。
- 3) 設計に使用する測量図は、レーザ計測に基づく地形図（レベル1,000）を貸与する。
- 4) 実施設計完了後に、設計内容に不適合な箇所が発見された場合には、監督職員と協議し、受注者の責任において修補すること。

第3節 土木設計について

1. 基本的な考え方

設計で考慮する自然現象に対応した外力等は、地震動、降水及び自重・積載荷重である。

2. 地震

- 1) 地震が構造物に及ぼす事象
地震が対象構造物に与える事象としては、以下のものを想定すること。
 - (1) 基礎地盤の沈下・液状化による損傷
 - (2) 盛土のすべり・液状化による損傷
 - (3) モニタリング設備の損傷
- 2) 外力等の設定内容
設計に用いる外力としては地震動を用い、以下の2段階で設定すること。

(1) 第1段階の地震

供用期間中に1~2度発生する確率が高い地震動とする。

(2) 第2段階の地震

中間貯蔵施設の整備区域で想定される最大規模の地震動とする。

3) 外力等に対する安全性の確保の考え方

地震動に対する安全性の確保の考え方は、以下の通りとすること。

(1) 第1段階の地震

各施設を構成する構造物を支持する地盤の安定性及び構造物自体の強度を確保することにより、施設の機能の健全性を確保すること。

(2) 第2段階の地震

多少の変位・変形あるいは軽微な損傷は生じることがあっても、各構造物の基本的な構造及び機能を損なわないよう、地盤の安定性及び構造物自体の強度を確保する。

4) 構造物の設計で考慮する方法

(1) 盛土の設計にあたっては、盛土及び基礎地盤を一体として扱い、適切な方法を用いて安定性の照査を行うこと。

(2) 基礎地盤が液状化の可能性がある場合には、液状化の判定を行い、液状化が発生するおそれがある場合には、対策の必要性を判断した上で対策工について検討すること。

(3) モニタリング設備についても、地震動による損傷で設備の要求性能を満たさなくなることを防止するため、適切に照査を行い、必要な対策の検討を行うこと。

3. 降水

1) 降水が構造物に及ぼす事象

降水が対象構造物に与える事象としては、以下のものを想定すること。

(1) 盛土の安定性低下による損傷

2) 外力等の設定内容

降水として考慮すべき外力等は、以下のとおりである。

(1) 降雨強度式 小名浜

$$10 \text{ 年確率} \quad \frac{946}{t^{0.659} + 4.607}$$

3) 外力等に対する安全性の確保の考え方

降水に対する安全性を確保するため、以下の対策を講じること。

(1) 盛土内への降水の浸透をできる限り低下させるための措置を講じること。

4) 構造物の設計で考慮する方法

(1) 雨水排水設備は、降水による地表水が貯蔵施設棟への流入を防止できるよう、降雨強度を考慮して設備の配置・規模を設定すること。

(2) 盛土内に浸透する降水を極力減少させるための措置及び浸透水を速やかに排除するために必要な対策の検討を行うこと。

4. 自重・積載荷重

1) 自重・積載荷重が構造物に及ぼす事象

自重・積載荷重が対象構造物に与える事象としては、以下のものを想定すること。

- (1) 基礎地盤の沈下による盛土の損傷
 - (2) 盛土のすべりによる変形・損傷
- 2) 外力等の設定内容
- 自重・積載荷重は、使用する材料や貯蔵するばいじん等及び貯蔵容器等の単位重量と積載高さ等によって設定すること。
- 3) 外力等に対する安全性の確保の考え方
- 自重・積載荷重に対する安全性を確保するため、以下の対策を講じること。
- (1) 基礎地盤については、必要な地盤耐力を確保すること。
 - (2) 盛土については、自重及び積載荷重に対する安定性を確保すること。
- 4) 構造物の設計で考慮する方法
- (1) 基礎地盤については、地質が軟弱地盤である場合には沈下量の照査を行うとともに、必要に応じて地盤改良等の対策を検討すること。
 - (2) 盛土については、自重・積載荷重に対する安定性を照査すること。

第4節 建築設計について

1. 設計方針

- 1) 関係法令、基準、規則等を遵守し、監督官庁の指導に従うこと。
 - 2) 貯蔵期間が長いため、機能維持、維持管理が容易な建築的・土木的構造とすること。
 - 3) 貯蔵施設棟は、鉄筋コンクリート構造の地上2階建てとし、自重、土圧、積載荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。なお、作業員の被ばく量の低減を図れる工法検討（工期短縮など）を行うこと。
 - 4) 貯蔵施設棟の最上階天井、外壁のコンクリート厚は30cm以上を確保すること（RC30cm：遮へい率98%）。
 - 5) 床は10t～13t平ボディの大型トラックの走行及びフォークリフトの走行に対し、定置・維持管理期間を踏まえた耐摩耗性を考慮した仕様とすること。なお、床面については、散布型表面硬化材程度の仕様を想定すること。
 - 6) 外壁は耐候性に優れ、クラック等の不具合が点検で確認しやすい仕様とすること。
 - 7) 屋根はアスファルト防水（標準仕様書9.2.3種別A I-1またはB I-1）とし、10年以上の防水保証を行うこと。
 - 8) 各階床高は設計地盤面（設計GL）及び盛土スロープ先端より10cm以上高くし、施設外からの表流水などの流入を防止すること。
 - 9) 出入口部に排水溝を設けるとともに、床面がぬれた際の対応として排水溝及び釜場を設置すること。
- 10) 使用する材料は、十分な耐久性及び耐候性を有すること。
- 11) エキスパンションジョイント部を設ける場合は、漏えい、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。
 - 12) 貯蔵施設棟の貯蔵容器の定置は、フォークリフトの作業動線、作業員動線、作業性、安全性、点検動線、維持管理の容易性を考慮した計画とすること。
 - 13) 塩害対策に配慮した仕様とすること。

- 1 4) 積雪に対する十分な強度を確保するとともに、必要箇所には最適な結露防止及び断熱性能を確保し、また建物内外の凍結に十分配慮すること。
- 1 5) 工事完了後の長期間の点検・モニタリング・維持管理補修等は、作業内容、従事時間、従事者数が異なることに配慮した施設構成、設備とすること。
- 1 6) 貯蔵容器の腐食や作業環境の影響に配慮した換気設備を設けること。

2. 特記事項

1) 災害対策

防災性能の強化を図り、地震、落雷等により電力・給水等のインフラ機能が停止した場合にも、復旧が容易な設備とすること。

2) 寒冷地対策

- (1) 貯蔵施設棟の部材・構造等は、凍結を考慮して選定すること。また、特に軒先及び雨どいについては、凍結に配慮すること。
- (2) 管理棟等の空調を行う室の外壁等には、断熱材を使用し、防寒、結露対策を講じること。
- (3) 外部に面する建具、屋外に設ける階段、梯子等は、凍結対策に配慮すること。
- (4) 建築設備の機器及び配管は、凍結対策に配慮すること。
- (5) 積雪による荷重を考慮した構造とすること。

3. 構造計画

1) 基本方針

- (1) 建築物は上部・下部構造とも十分な強度及び剛性を有する構造とし、一方で、経済性と工期の短縮を図ることに留意すること。
- (2) 地震対策について、貯蔵施設棟は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に準拠するものとし、地震力に対し構造耐力上安全であり、極まれに起こる大地震発生時に対しても十分な耐力的余裕を確保すること（表 2-2 参照）。なお、管理棟の構造体は、Ⅲ類、非構造部材はB類、建築設備は乙類とすること。

表 2-2 安全性の分類と割り増し係数

項目	安全性の分類	耐震化の割り増し係数
構造体	I 類	1.5
非構造部材	A 類	—
建築設備	甲類	—

- (3) 構造体の計画使用期間の級は、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」における「標準供用級」以上とすること。
- (4) 構造計算では水平保有耐力計算により安全性を確認すること。
- (5) 構造計算では建築基準法、国交省告示のほか「建築物の構造関係技術基準解説書 2015 年度版」の各規定に準拠すること。

2) 構造計算

- (1) 構造計算は「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」に準拠して官庁施設として必要な性能の確保を図ること。新耐震設計の趣旨を生かした設計とすること。

3) 基礎構造

- (1) 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じさせない基礎計画とすること。
- (2) 土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。
- (3) 残土の発生量については、極力少なくする計画とし、その計画については監督職員の承諾を得ること。

第3章 土木建築工事

第1節 計画基本事項

本章で記載している内容については、基本的事項を定めるものであり、実施設計及び施工に際しては、環境省の意図を反映させ、合理的計画とすること。

1. 計画概要

1) 工事範囲

本工事範囲は下記工事一式とする。

(1) 土木工事

① 線量低減措置工	1 式
② 家屋等解体工（必要に応じて）	1 式
③ 造成工	1 式
④ 盛土スロープ工	1 式
⑤ 地下排水工（必要に応じて）	1 式
⑥ 雨水排水設備工	1 式
⑦ モニタリング設備工	1 式
⑧ 道路工	1 式
⑨ 付帯設備工	1 式

(2) 建築工事

① 建築工事	1 式
② 建築機械設備工事	1 式
③ 建築電気設備工事	1 式

2) 仮設計画

受注者は、着工前に仮設計画を監督職員に提出し、その承諾を受けること。

(1) 工事期間中、工事用地内に第三者が立ち入ることがないように、公衆用道路に面する箇所等の必要な箇所に仮囲いを施工し、その維持管理を十分に行うこと。

(2) 工事用地内には、場内作業における注意喚起、運搬車両の誘導、その他車両や関係者の誘導のための看板を設けること。

第2節 線量低減措置工

1. 線量低減措置計画

工事用地内で監督職員が指示する場所において空間線量率（ μ Sv/h）及び土壌の放射能濃度（Bq/kg）を測定し、監督職員と協議のうえ、作業員等の被ばく線量の低減等の措置に係る計画（以下「線量低減措置計画」という。）を作成すること。本計画は、工事着手前に速やかに監督職員に提出すること。

2. 線量低減等の措置

線量低減措置計画に従い線量低減措置を実施すること。なお、本工事での標準的な線量低減措

置は表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 工事用地内の線量低減措置

土地等	線量低減対象物	線量低減措置等	除染等工事 共通仕様書 第 3 章参照項目
農地	農地（切土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■機械を用いた除草 ■除草材の集積 ■表土の削り取り 	8.1.1.1-(2) 8.1.1.1-(3) 8.1.2.2-(1)-①
	農地（盛土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■機械を用いた除草 ■除草材の集積 ■深耕 	8.1.1.1-(2) 8.1.1.1-(3) 8.1.2.5
森林	森林（切土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■支障木の伐採 ■除根(伐木除根) ■集積積込み(伐木除根)(除根あり) ■表土の削り取り 	1.4.1.13 ※ ※ 8.1.2.2-(1)-①
	森林（盛土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■支障木の伐採 ■除根(伐木除根) ■集積積込み(伐木除根)(除根あり) ■整地(伐木除根) 	1.4.1.13 ※ ※ ※

※国土交通省土木工事積算基準マニュアル 10-1 河川維持修繕 ②伐木除根工

3. 線量低減措置に伴い発生した土壌の袋詰め

線量低減措置に伴い発生した土壌は、監督職員の指示に従い分別を行い、大型土のう袋（内袋付き）等へ袋詰めし、表面線量率・重量との測定を行い、タグを取り付けること。

4. 線量低減措置に伴い発生した伐木材等の処理

回収した伐木材・除根材を運搬が可能なように切断し、適正に保管すること。

第3節 家屋等解体工（必要に応じて）

1. 基本事項

- 1) 監督職員の指示に従い、工事用地内の家屋等を解体し、監督職員の指示する場所に運搬し、適正に保管等すること。
- 2) 受注者は、解体対象建物等の事前確認を行った上で、工事内容・工程・作業手順・安全対策等を記載した「解体計画書」を作成し、監督職員と協議を行い、その承認を得た上で、工事に着手すること。

2. 技術的要件

- 1) 解体対象物の確認及び危険告知等
解体工事工程に基づき、解体対象とする建物等の位置・部位、危険物等（農薬・ガスボン

べ・灯油等)、地下工作物(浄化槽・井戸等)、エアコンの有無、廃家電の残存状況及びそれらの場所等に関して確認し、記録簿(様式は監督職員が指示する)に記録すること。特に解体対象とする範囲については、明確に現地にて確認し、記録簿等に明示すること。

2) 解体前後の空間線量率の測定

解体工事前後の同一地点において、解体対象建物等がある敷地内の5箇所空間線量率の測定を行い記録すること。なお、解体工事後の測定については、工事による粉じん等の影響がないよう、解体工事後、一定の日時の経過後測定を行うこと。

3) アスベスト調査等

(1) 受注者は大気汚染防止法等に基づき、解体対象建物等のアスベスト使用の有無について以下の調査を行うこと。

① アスベスト使用の有無は目視等により確認を行い、その結果を取りまとめ監督職員に提出すること。

② ①の結果、分析によるアスベスト含有の調査を行う必要が生じた場合は、その都度監督職員へ報告しその指示に従うこと。

(2) 調査の結果、石綿含有建材(非飛散性のものであって、レベル3及びレベル3相当のものをいう。)を使用した建物を解体する場合及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物を取り扱う場合については、関係法令に基づき、特に以下を踏まえた飛散防止の徹底を行うこと。なお、飛散性の石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた特定廃石綿等の取扱いについては、より厳格な措置が求められるところであり、個別に監督職員から指示を仰ぐこと。

① 作業員の健康を守るための措置を徹底すること。

② 石綿を飛散させないための次の措置を徹底すること。

イ 「解体等作業に関するお知らせ」を掲示すること。

ロ 石綿成形板等の破砕または切断にあつては、原則行わない。

ハ 収集または運搬のためにやむを得ず石綿成形板等の破砕または切断等が必要な場合にあつては、

a 散水等により十分に湿潤化した上で、破砕または切断を行うこと。

b 破砕後または切断後、直ちに大型土のう袋詰め等を行うこと。

c 作業に当たり、粉じんが多量に発生するおそれがある場合には、散水するなどの措置を講じること。

d 飛散抑制剤については、必要に応じて使用すること。

③ 収集または運搬にあつては他の物と混合しないように区分し、飛散及び落下の防止措置を講じること。

④ 保管にあつては見やすい箇所に所定の掲示板を設け、他の廃棄物と区分して適切に保管すること。

⑤ 作業員に対して、石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物の取扱いに関する教育を徹底すること。

4) 解体対象建物等の解体

(1) 受注者は、解体計画書に基づき、安全確保を行った上で、解体対象建物等(これに付帯する工作物等で監督職員の指示するものを含む。以下同じ。)の解体を実施する。また、

解体対象建物等の誤認を防止するための措置につき監督職員からの指示を仰ぐこと。

(2) 解体を行う優先順位については、監督職員の指示に従うものとする。解体工事時に、解体対象建物等の所有者等の申出により、貴重品、思い出の品等の現場確認及び持ち出し依頼があった場合は、安全確保を前提に所有者等の申出に沿うよう努めること。

(3) 解体工事は、個々の被害状況をふまえた上で、安全の確保を最優先させつつも可能な限り速やかに終了させるよう努めること。

5) 解体廃棄物の処理及び保管

受注者は、解体に伴い発生した廃棄物（解体対象建物等の内外にある廃棄する家財等を含む。以下「解体廃棄物」という。）について、以下の処理を行うこと。なお、保管にあたっては、必要に応じてシートがけ等を行うこと。

(1) 解体廃棄物は、解体現場または監督職員の指示する場所において、表 2-4 に掲げる種類に選別・整理すること。

(2) 調査の結果、石綿含有建材（非飛散性のものであって、レベル 3 及びレベル 3 相当のものをいう。）を使用した建物を解体する場合及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物を取り扱う場合については、関係法令に基づき、特に以下を踏まえた飛散防止の徹底を行うこと。なお、飛散性の石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた特定廃石綿等の取扱いについては、より厳格な措置が求められるところであり、個別に監督職員から指示を仰ぐこと。

① タンス、机等は、分解して(1)の②、⑩、⑫または⑮などに適切に選別すること。なお、ソファ、ベッド、マットレス等のうち、金属類を含むものは可燃不燃混合物（「金属と可燃物からなる混合物」をいう。）として、分解・選別しなくてもよい。

② サッシは、分解して(1)の②または⑦などに適切に選別すること。

③ 浄化槽は、分解して(1)の②、④、⑥、⑩または⑮などに適切に選別すること。

(3) 解体廃棄物は、環境省が中間貯蔵施設予定地内に確保する監督職員の指示する場所に運搬し、保管すること。解体廃棄物の移動、積み下ろし作業の際は監督職員や他の工事業者等と事前に調整し、適切に対応すること。

(4) 監督職員が指示する方法により、解体廃棄物の量（重量または数等）及び表面線量率を測定し（解体廃棄物またはそれを封入した大型土のう袋等の表面線量率を測定する方法を想定）、記録すること。なお、当該記録については、監督職員の指示に従って適切に報告すること。また、解体廃棄物の運搬の記録については、放射性物質汚染対処特措法及びその下位法令等に従って、適切に作成、保管、報告すること。

(5) 解体廃棄物のうち家電・農機具・自転車等については、リサイクルが可能となるように、あらかじめ取り外しを行いまたは搬出し、分別すること。その品目、数量は監督職員へ報告すること（例：冷蔵庫 1 台）。

(6) 受注者はエアコンについて、大気中にフロンガスが漏れないように適切な措置を行い、取り外すこと。また、フロンガスの回収が必要な場合には、監督職員の指示に従うこと。なお、これらの作業に要する費用は設計変更の対象とする。

表 2-4 廃棄物ごとの整理、保管上の留意点

廃棄物の種類	大型土のう袋等詰めの有無	その他整理、保管上の留意点
①コンクリート類	無	—
②金属類(農機具、自転車等を含む)	無	●土等が付着しないようにすること。
③瓦・レンガ	無	●石綿含有の瓦・レンガを混合しないこと。
④石材	無	●大谷石とそれ以外に分別すること。
⑤石膏ボード	有	●製品名や製造会社、建築年代等を確認して石綿含有の疑いがある場合は、石綿含有廃棄物とみなして取り扱うこと。
⑥FRP・硬質プラスチック	有	●金属類が混合していても差し支えないが、金属類以外の混合物は取り除くこと。塩ビ管は可能な限り取り除くこと。
⑦ガラス類	有	●板ガラス以外のガラス類を混合しないこと。
⑧断熱材	無	●材質を確認し、可燃性及び不燃性に選別し、大型土のう袋等に入れて保管すること。
⑨大型家電(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)	無	●テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の品目ごとに分別すること。 ●冷蔵庫・冷凍庫は庫内を清掃すること。
⑩小型家電	無 (ファンヒーター・ストーブ・電子レンジ等)	●カセットコンロからカセットボンベを外しておくこと。 ●ファンヒーターから灯油を抜いておくこと。
	有 (カセットコンロ・ドライヤー・トースター等)	●コピー機等からトナーを外しておくこと。
		●電池を外しておくこと。
		●照明器具の内、蛍光灯についてはドラム缶等の専用容器に入れる措置を講ずること。
⑪ ①～⑩以外の不燃物	有	—
⑫木くず	無※	●付着する異物(金属類等)を除去すること。 ●土等が付着しないようにすること。 ●保管場所は原則アスファルト舗装された場所とすること(難しい場合は監督職員に相談すること)。 ※木片等の小部材は必要に応じ袋詰めにする。
⑬畳	無	●裁断しないこと。 ●雨等に濡れないようにすること。
⑭タイヤ	無	●ホイールは取り外さないこと。 ●ホイールが無いものも裁断せず、可燃物として保管すること。
⑮ ⑫～⑭以外の可燃物	有	—
⑯桶の残留物	有	●ブルーシートやプラ板等の上に集積する等、監督員と協議の上処理すること。
⑰土壁	有	●土壁はブルーシート等の上に集積し、土と木舞に分別すること。 ●ふるい落とした土はすき取り、大型土のう袋等に入れること。
⑱特定廃石綿等	監督職員と協議	●二重梱包等必要な処理につき監督職員の指示を仰ぐこと。
⑲石綿含有特定廃棄物	有	●「3)アスベスト調査等」を参考に適切に処理を行うこと。
⑳PCB含有廃棄物	監督職員と協議	●PCBが流出しないよう、容器に入れる等の措置を講ずること。 ※PCB含有の有無の判定等は、別途連絡する詳細を参照すること。
㉑監督職員の指示する種別	監督職員の指示による	●陶磁器類(瓦・レンガを除く。)、農薬、塗料、ガスボンベ等を想定すること。

第4節 造成工

1. 基本事項

廃棄物貯蔵施設について、中間貯蔵施設全体の施設配置を踏まえた造成形状・施設配置とすること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、「道路土工-擁壁工指針」や「道路土工-盛土工指針」、道路土工一切土工・斜面安定工指針」等に準拠し、詳細は実施設計により決定すること。

3. 技術的要件

- 1) 貯蔵施設棟の形状等を踏まえるとともに、基礎地盤及び地下水の高さ、搬入道路の位置、雨水の放流先等を考慮した造成形状・施設配置を基本とすること。
- 2) 法面勾配は、地質調査結果等を踏まえて適切な勾配とすること。
- 3) 残土の発生量については、極力少なくする計画とし、その計画については監督職員の承諾を得ること。
- 4) 現地発生土は、中間貯蔵施設内別工事の用地への移動を除いて、原則として工事用地から搬出しないこと。
- 5) 法面保護工は、植生工等によるものとする。植生工に用いる種子は、地域特性・維持管理等を考慮して選定すること。

第5節 盛土スロープ工

1. 基本事項

- 1) 盛土スロープ工は、貯蔵施設棟の2階へ運搬車両を安全に搬入させるための設備である。
- 2) 盛土スロープ工は、地震、地下水及び降水の作用によって、すべり破壊、侵食破壊、浸透破壊が生じないこと。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目		諸元
盛土	構造形式	ジオテキスタイル工法またはブロック積擁壁等
	材料	現地発生土
	法勾配	1:0.5～直壁等
	法面保護	植生マット等
道路工		アスファルト舗装等
付帯設備		ガードレール
運搬車両		10 t～13 t 平ボディの大型トラック

3. 技術的要件

1) 盛土

- (1) 盛土の構造はジオテキスタイル工法又はブロック積擁壁等とし、盛土材料は現地発生土の使用を基本とすること。
- (2) 盛土の安定性を確認するにあたっては、定置・維持管理工事における重機等の重量を考慮すること。
- (3) 基礎地盤は、盛土及び運搬車両等の自重に対して必要な強度、支持力を有しているものとする。
- (4) 盛土等の勾配は、地震時の安定性照査により設定すること。
- (5) 小段は施工性や維持管理等を考慮し必要に応じて設置すること。
- (6) 盛土に施す法面保護は、植生マットを標準とすること。
- (7) 盛土の構造、規模（盛土の高さ）、周辺の地下水位及び湧水の状況を勘案し、必要に応じて盛土排水工の設置を検討すること。

2) 道路工（舗装構成）

道路工は、アスファルト舗装を基本とし、道路構造令第 23 条 2 項を満たす構造とすること。

第 6 節 地下排水工（必要に応じて）

1. 基本事項

- 1) 地下排水工は、切り盛り境部、片切り片盛り及び斜面上の盛土等で、盛土内へ水を浸透させないよう適切な配置を検討すること。
- 2) 地下排水工は、積載荷重、地震に対して堅固で耐久力を有すること。

第 7 節 雨水排水設備工

1. 基本事項

雨水排水設備は、工事用地内の雨水を有効に集め排出することができる能力を有するとともに、開発に伴う流量増に対応できるものとする。なお、工事用地内で流域界が分かれているため配慮すること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	諸元
排水溝	鉄筋コンクリートU形、ベンチフリューム、集水柵等

※大熊工区の防災調節池と沈砂池は、他工事で整備済みである。排水は、雨水排水接続柵へ接続すること。なお、造成中等は沈砂池を設けて雨水排水接続柵へ接続すること。

3. 技術的要件

1) 排水溝

- (1) 排水溝は、工事用地の周囲に設けることを基本とする。その他、必要な排水溝を設けること。排水先は防災調節池を基本とすること。

$$\frac{946}{t^{0.659} + 4.607} \quad (2) \text{ 断面形状等の決定にあたっては、合理式により、降雨強度式 (小名浜 10 年確率)}$$

流出係数に貯蔵施設 0.9、工事用地周辺林地 0.6、路面、屋根及び造成法面 0.9 を用いることを基本として雨水排水量を算定すること。

- (3) 開水路の余裕高は、水路高さの 2 割以上とすること。
- (4) 工事用地の背後地の表流水は、できるだけ工事用地内に流入しないように適正に排水すること。

第 8 節 モニタリング設備工

1. 基本事項

- 1) モニタリング設備は、廃棄物貯蔵施設周縁の地下水の水質への影響の有無を監視することができるものであること。
- 2) モニタリング設備は、地下水の水質検査を行うことができるものであること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	諸元
水質観測井戸	保孔管 VP φ 50 以上、深度 10m 程度 工事用地内 2 か所以上 (上流、下流)

3. 技術的要件

- 1) 水質観測井戸は、施設の周縁に地下水流の上下流方向に沿って、上流側においては少なくとも 1 か所、下流側においては地下水の広がりに応じて 1 か所以上に設置し、効果的に観測可能な配置とすること。
- 2) 水質観測井戸の配置・深度は、地下水観測調査結果及び地下水解析結果を踏まえること。
- 3) 水質観測井戸の深度は、監視対象とすべき地下水を捕捉できる深度とし、有孔管には、必要に応じて巻網等を施し、保孔管内への砂粒子の流入を防止すること。
- 4) 水質観測井戸の孔口部からの地表水の流入を防止する構造とすること。このため、四方をコンクリート枠等で囲うとともに、無孔管区間を適正に配置し、孔口にはキャップを設けること。
- 5) 無孔管と有孔管の境界部分は、シール材またはパッカー等を用いて孔壁部を遮水すること。
- 6) 掘削径は 86mm 以上、保孔管の内径は 50mm 以上とすること。
- 7) 保孔管は、維持管理、採水等を考慮して、地表面より 50cm 程度立ち上げること。
- 8) 保孔管の底部には、エンドキャップを設けること。

第 9 節 道路工

1. 基本事項

既存の道路から貯蔵施設棟の荷下ろし場までの運搬に使用する搬入道路、貯蔵施設棟の荷下ろし場の2階に運搬するための盛土スロープ工及び廃棄物貯蔵施設を管理するための管理道路を設けること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	諸元
表層	密粒度アスファルト t = 5cm
路盤	クラッシャーラン C40 t = 15cm
搬入道路	アスファルト舗装、全幅 6m (車道 5m以上)
盛土スロープ工	アスファルト舗装、全幅 8.5m (車道 7m以上) 縦断勾配最大 12%以下、(緩和勾配有)
管理道路	アスファルト舗装、全幅 4m以上 (車道 3m以上)
駐車場	普通自動車 10 台程度
その他	平場はアスファルト舗装にすること。

3. 技術的要件

- 1) 舗装は、アスファルト舗装を基本とし、道路構造令第 23 条 2 項を満たす構造とすること。
- 2) 搬入道路は、一方通行で全幅 6m (車道 5m以上) とすること。また、コーナー部は大型車両の通行に配慮した形状とすること。
- 3) 道路は、無理のない曲率半径及び有効幅員で計画し、白線、道路標識を適宜設けることで車両の交通安全を図ること。
- 4) 運搬時の走行の安全性を考慮して、道路幅、縦断勾配を設定するとともに、ガードレール等の防護設備の設置を検討すること。

第 10 節 付帯設備工

1. 基本事項

敷地の周囲に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、かつ、廃棄物貯蔵施設であることの表示を行うこと。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	設置場所	諸元
井戸 (雑用水)	工事用地内	井戸 (維持管理用)、給水設備等
囲障設備	廃棄物貯蔵施設外周	ネットフェンス、門扉
その他設備	廃棄物貯蔵施設入口等	掲示板、高さ制限バー、ミラー

3. 技術的要件

1) 井戸

- (1) 井戸は、維持管理（雑用水としての利用）に必要な量を揚水する設備（深さ 10m 程度、管径 116mm）とすること。
- (2) 用水は、必要に応じて貯水用のタンクの設置、雨水の利用を検討すること。

2) 囲障設備

- (1) 囲障設備は、廃棄物貯蔵施設の工事用地を明示するため、または貯蔵の場所であることを示すため、または必要のある者以外の者を立ち入らせないために設けるものである。
- (2) 廃棄物貯蔵施設の周囲に柵（ネットフェンス H=1.8m）を設けるとともに、道路の出入口には門扉を設置すること。
- (3) 門扉は、施錠が可能なものとすること。

3) その他設備

- (1) 指針に基づき、指定廃棄物の保管の場所である旨を示す掲示板を廃棄物貯蔵施設の出入口に設置すること。
- (2) 廃棄物貯蔵施設の外側の見やすい場所に、その旨を明記した標識を掲げ、貯蔵施設棟の出入り口に高さ制限バーを設置すること。
- (3) 空間線量率の測定結果を表示するための看板を掲示板付近に設置すること。
- (4) 視認性の悪い箇所等に安全確認のためのミラーを設置すること。

第 1 1 節 建築工事

1. 各施設計画

1) 貯蔵施設棟

(1) 定置場

- ① 約 28,800 個の貯蔵容器が定置できるスペースとすること。
- ② 貯蔵容器は、地上 1 階部分は 4 段積み、地上 2 階部分は 3 段積みを標準とすること。なお、天井の高さは、貯蔵容器の天端と躯体部分とが余裕を 0.6m 以上確保できる高さとする。
- ③ 定置作業に配慮し、荷下ろし場と連続したスペースとすること。
- ④ 荷下ろし場との間の建具（シャッターまたは扉）は、荷下ろし場の出入口部のシャッターが開放されているときに閉鎖できる施設とすること。
- ⑤ 外部に面する開口部は極力設けないものとすること。
- ⑥ 天井の高さは、貯蔵容器の段数を考慮して定置できる作業空間を確保すること。
- ⑦ 電動フォークリフトの走行、作業に支障がない幅員を確保した通路を設けるとともに、貯蔵容器の周囲には貯蔵容器の貯蔵状況、外部に面する壁面の点検ができるよう点検員等の点検歩廊（0.7m 以上）を設けること。
- ⑧ 貯蔵施設棟は外部と区画された構造で、扉、蓋等の外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備または器具を設けること。
- ⑨ 貯蔵施設棟の 2 階において、荷下ろし場以外に二方向避難が可能となるよう、外部

階段を設けること。

(2) 荷下ろし場

- ① 10 t～13 t 平ボディの大型トラックの搬入後、トラック出入口部のシャッターを閉めて荷下ろし作業が行える空間を確保すること。
- ② 貯蔵容器の荷下ろし作業は電動フォークリフトで行うため、充電もしくはこれに代わる設備を設ける。
- ③ 貯蔵容器を [] 個分荷下ろしして仮置きできるスペースを設ける。

2) 管理棟

(1) 必要機能

- ① 棟数 [1 棟]
- ② 構造形式 [組立式ハウス]
- ③ 延床面積 [100 m²程度]

(2) 特記事項

- ① 換気及び空調を行い、照明及びコンセントを設置すること。
- ② ITV 装置 (ITV のモニタ)、監視装置 (遠隔操作を含まない)、PC、プリンタ等を設置すること。
- ③ 付近に簡易便所を設けること。

第 1 2 節 建築機械設備工事

1. 換気設備

- 1) 貯蔵施設棟は第 1 種換気方式とすること。
- 2) 貯蔵施設棟は、定置・貯蔵期間中に建物内での結露を抑制する換気設備を設けること。
- 3) 貯蔵施設棟の排気側には、HEPA フィルタを設置すること。
- 4) 機器の更新時や故障におけるバックアップの設備は考慮しない。
- 5) 換気回数、換気量は、作業内容を考慮して設定すること。
- 6) 建屋について、換気計画とその算出根拠を明記すること。

2. 空調設備

荷下ろし場及び管理棟は空調設備を設け、作業員の良好な作業環境を確保すること。

3. 消防設備

消防法規、条例等を遵守するとともに所轄消防署と協議し、必要設備を設置すること。

4. 配管工事

井戸、排水等の配管工事を適切な材質を用いて実施すること。

第 1 3 節 建築電気設備工事

1. 照明・コンセント設備

- 1) 一般事項

- (1) LED灯により、それぞれ必要な照度（工場の照度基準（JIS Z9110）及び労働安全衛生規則第604条より、床面でおおむね70～75 lx以上）を確保すること。
 - (2) 貯蔵施設棟内の照明器具は原則としてガード付とすること。
 - (3) 設置場所の状況に応じて耐熱、耐食、防水その他を配慮すること。
 - (4) 外灯はポール型とするが、屋外の機械設備周辺は、それぞれ目的に応じて必要な機能を確保すること。
 - (5) 非常灯、誘導灯は、充電式電池内蔵型とし、所轄消防署の指導に従って設置すること。
 - (6) ケーブル、電源盤、その他貯蔵施設棟の設備材料は、難燃性以上の仕様を基本とすること。
 - (7) 貯蔵施設棟内の照明の制御装置を管理棟内に設けること。
- 2) コンセント設備
- (1) 貯蔵施設棟内の必要な場所にコンセント（防滴型アース付）を設けること。
 - (2) 必要な場所には200V用を設けること。
 - (3) 必要な箇所及び予備のコンセントを設けること。

2. 弱電設備

- 1) 拡声放送設備
管理棟より指示が出せる設備を整備すること。
- 2) 自動火災報知設備（必要に応じて）
法令及び所轄消防署の指導に基づく設備とし、必要な設備一切を設けるとともに極力誤動作を避けられる設備とすること。
- 3) 電話・通信設備工事
 - (1) 管理棟と貯蔵施設棟で連絡ができる設備を整備すること。
 - (2) 管理棟内に光通信及びイントラネットの設置に係る配管配線工事を行うこと。
- 4) ITV 設備工事
 - (1) 貯蔵施設棟内の貯蔵容器の状態、作業状況の監視用にITV設備を設け、管理棟のモニターで監視できる設備を設けること。
 - (2) 廃棄物貯蔵施設の主要な箇所（荷下ろし場各階：1か所、定置場各階：4か所程度）にITV設備を設けること。
 - (3) カメラは回転雲台付きズーム可能とし、管理棟からズームの遠隔操作可能とすること。

3. 避雷設備（必要に応じて）

建築物の高さ並びに屋上付帯設備等により、避雷設備が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、必要な位置に所定の避雷設備を設けること。

4. 防犯警備設備

「第2章 第1節9. 警備及び防犯」に見合った警備設備を設置すること。

第14節 その他施設

1. 安全対策設備

- 1) 廃棄物貯蔵施設内の安全性に配慮し、以下の設備を設けること。
 - (1) 床、壁への安全表示（案内表示）、誘導標識設置
 - (2) シャッター及び扉のガードポール設置
 - (3) 柱コーナーガード設置

第 3 編 定置・維持管理工事に関する要件

第1章 一般事項

受注者は、自ら設計、建設した廃棄物貯蔵施設による定置・維持管理を、実施設計図書として作成する定置・維持管理マニュアルに基づき、責任をもって実施すること。また、関係法令を遵守し、安全確保に努めること。

第 1 節 定置・維持管理マニュアルの作成

- 1) 受注者は、定置・維持管理工事に対する体制、報告書様式及びマニュアルをとりまとめ定置・維持管理マニュアルとして作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 2) 受注者は、以下に示す構成を参考に、定置・維持管理マニュアルを作成すること。
 - (1) 定置・維持管理体制
 - ① 定置維持管理体制
 - ② 災害時・緊急時の連絡・対策体制
 - (2) マニュアル
 - ① 定置・維持管理工事のマニュアル
 - ② 放射能対策マニュアル
 - ③ 災害時・緊急時対策マニュアル
 - (3) 報告書様式
 - ① 日報、月報、年報
 - ② 点検・検査結果報告書
 - ③ 補修実施計画書
 - ④ 補修作業報告書
 - ⑤ 環境モニタリング報告書

第 2 節 定置・維持管理計画書の作成

- 1) 受注者は、定置開始前に、定置・維持管理工事に対する計画書をとりまとめ、定置・維持管理計画書として作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 2) 受注者は、以下に示す構成を参考に、定置・維持管理計画書を作成すること。
 - ① 定置計画書（定置・維持管理期間、月間）
 - ② 点検・検査計画書（定置・維持管理期間）
 - ③ 補修計画書（定置・維持管理期間）
 - ④ 環境モニタリング計画書（定置・維持管理期間）

第 3 節 定置・維持管理報告書の作成・提出

- 1) 受注者は、定置・維持管理マニュアルにまとめた報告書様式に従い、各報告書を提出すること。
- 2) 定置・維持管理報告書の提出時期は、原則として毎翌月の 5 日までとすること。
- 3) 定置・維持管理報告書の提出は、ハードコピーを監督職員に届けるとともに、電子メール

による送付も行うこと。

第4節 定置・維持管理前の周辺環境調査

周辺環境への汚染がないことを確認するために、定置開始前に表 3-1 に示す工事用地境界における空間線量率及び地下水の放射能濃度等の調査を行うこと。

表 3-1 定置開始前の測定項目と回数

区 分	計測地点	計測項目	計測頻度
周辺環境	地下水 施設周縁 (上流及び下流の計2か所)	地下水検査項目濃度 ダイオキシン類濃度 放射能濃度 電気伝導率 塩化物イオン濃度	1回
	悪 臭 工事用地境界 (風上及び風下の計2か所)	臭気指数	1回
	放射能 工事用地境界(5か所)	空間線量率	1回

※地下水検査項目：放射性物質汚染対処特措法施行規則の別表第三の項目（以下同様）

第5節 作業員・運転手への教育

- 1) 受注者は、定置する作業員に対し、施設の円滑な操業に必要な重機・機器の運転管理及び取扱い（維持管理含む）について、あらかじめ監督職員の承諾を得た運転教育計画書及び定置・維持管理マニュアルに基づき、必要にして十分な教育を行うこと。
- 2) 作業員・運転手に対して、除染等工事共通仕様書（第10版）1-1-32(2)に定める指導及び教育とあわせて、貯蔵対象物等を安全に運搬するための方策や事故防止対策、事故発生時の対応方法等について指導及び教育を実施し、作業及び運転において遵守するよう教育・管理すること。なお、安全教育計画を作成し、監督職員の確認を得ること。

第6節 定置・維持管理期間終了時の取扱い

原則として、定置・維持管理期間終了時に、受注者は貯蔵容器を全量定置していること。定置・維持管理期間終了時の詳細については、監督職員に確認し、決定すること。

第2章 定置・維持管理

第1節 定置・維持管理記録

- 1) 受注者は、定置・維持管理工事の計画書を作成し、監督職員の承諾を得た後に定置・維持管理工事を実施すること。
- 2) 受注者は、定置・維持管理記録を日報、月報及び年報としてとりまとめ、監督職員へ提出すること。

第2節 定置方法

- 1) 定置作業は1階から実施すること。
- 2) 運搬車両を荷下ろし場へ誘導すること。
- 3) 荷下ろし前に貯蔵容器の管理番号を確認、記録した後、フォークリフトにより貯蔵容器を車両から下ろすこと。記録方法は、監督職員の指示によること。
- 4) 荷下ろし後の貯蔵容器は、フォークリフトで定置場に運搬し、定置すること。
- 5) 貯蔵容器は、定置後の地震による転倒防止対策を講じること。または構造物側での対策も検討すること。
- 6) 表3-2に示す項目、その他必要な項目について確認・記録するとともに、毎月監督職員へ報告すること。

表3-2 定置・維持管理項目

区 分	場 所	管理項目	頻 度
荷下ろし	荷下ろし場	貯蔵容器（鋼製角形容器及びドラム缶） 数、管理番号	受入・荷下ろし毎
定置	定置場	貯蔵量、定位置（管理番号毎に定置位置 と段数を記録）	毎日作業終了時
排水	排水タンク	排出量、放射能濃度	排出時

*：計量は減容化施設にて実施。

第3章 維持点検等

1. 点検・検査

- 1) 受注者は、定置・維持管理期間を通じた廃棄物貯蔵施設の点検・検査計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 2) 点検・検査計画書には、日常点検、定期点検、法定点検及び自主点検等の内容について、管理対象毎に項目と頻度等を記載すること（表 3-3）。
- 3) 受注者は、点検・検査計画書に基づいて廃棄物貯蔵施設の点検・検査を行うこと。
- 4) 受注者は、点検・検査結果をまとめた点検・検査結果報告書を作成すること。

表 3-3 主な点検項目と頻度

管理対象		管理項目	点検頻度	点検方法・器具
			定置中	
建屋 (鉄筋コンクリート造)		鉄筋コンクリート部材のひび割れ、亀裂	月 1 回	目視
		建屋の沈下・浮上、傾斜	月 1 回	沈下計・傾斜計目視
		床・壁などの変位・変形	月 1 回	測量目視
雨水排水施設	外周水路	小段水路の損傷、雑草の繁茂、	週 1 回	目視
		U字溝の目地ずれ、不等沈下	週 1 回	目視
		土砂の堆積	週 1 回	目視
		グレーチング蓋の目詰まり、コンクリート蓋損傷	週 1 回	目視
貯蔵容器		外観点検	月 1 回	目視
門扉設備		動作確認、破損、汚れ等	週 1 回	目視

2. 補修

受注者は、補修計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。また、補修の実施前までに詳細な補修実施計画書を作成し、補修を実施するとともに、補修作業報告書を提出すること。

3. 予備品・消耗品

受注者は、維持管理に必要な予備品・消耗品を現場に保管し、管理すること。

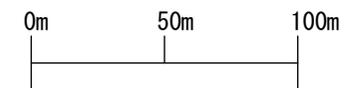
第4章 環境モニタリング

- 1) 受注者は、表 3-4 に示す環境モニタリング項目に基づき、計測項目、頻度及びそのとりまとめ様式を環境モニタリング計画書として作成し、監督職員の承諾を得ること。
- 2) 監督職員が必要と判断した場合は、表 3-4 に示す計測項目、計測頻度を増やすことができるものとする。
- 3) 受注者は、環境モニタリング計画書に基づき環境モニタリングを実施すること。
- 4) 空間線量率の測定にあたって、受注者は、1年以内に校正されたシンチレーション式サーベイメータ等のガンマ線を測定できる空間線量率計により行うこと。
- 5) 受注者は、環境モニタリングの結果を環境モニタリング報告書としてとりまとめ、監督職員に報告すること。

表 3-4 環境モニタリング項目

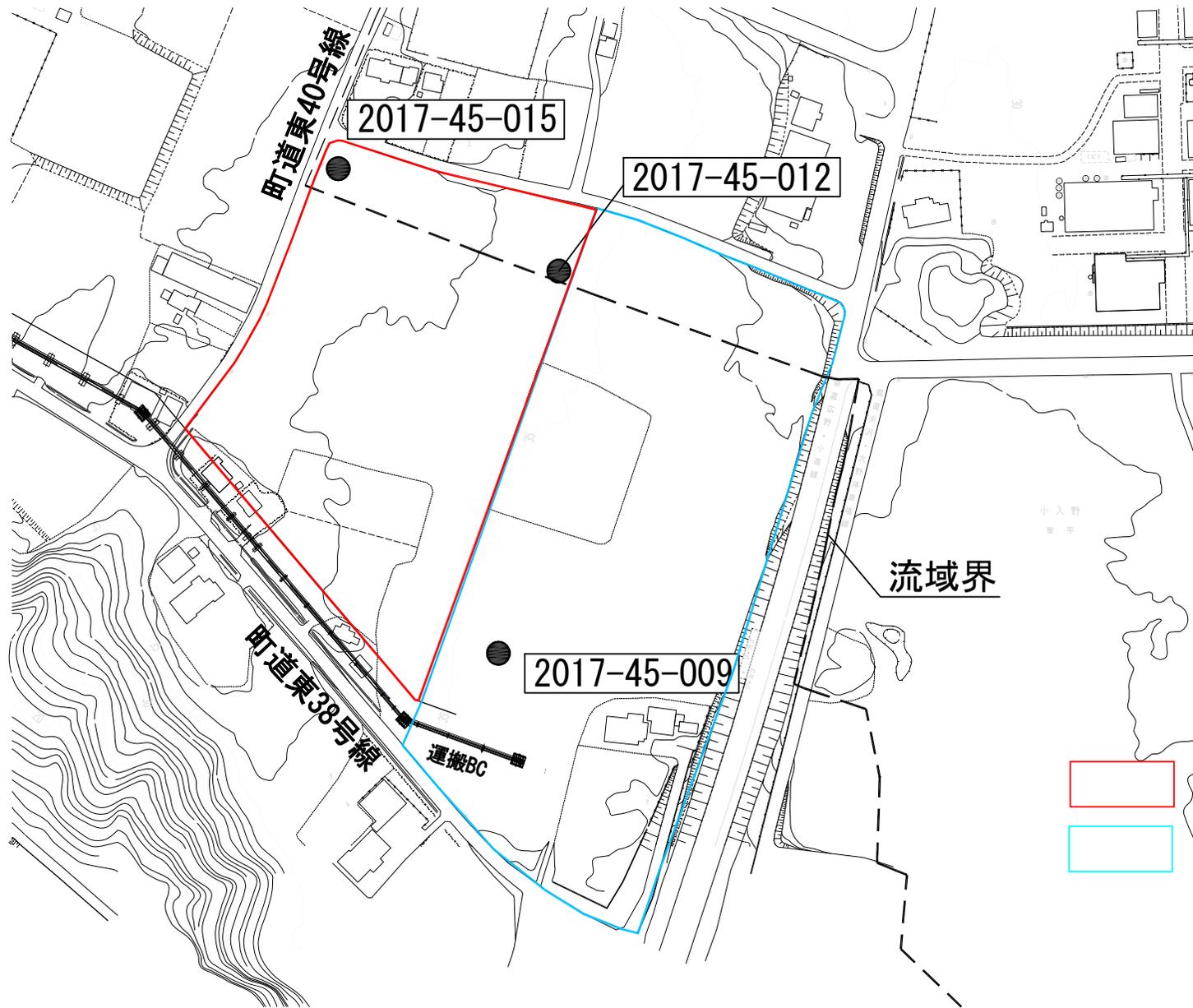
区 分		計測地点	計測項目	計測頻度
周辺環境	地下水	施設周縁 (上流及び下流の計 2 か所)	地下水検査項目濃度 ダイオキシン類濃度	1 回/年
			放射能濃度 電気伝導率 塩化物イオン濃度	1 回/月
	悪 臭	工事用地境界 (風上及び風下の計 2 か所)	臭気指数	1 回/年
	放射能	工事用地境界 (5 か所)	空間線量率	1 回/週
作業環境	放射能	単位作業場所※	空間線量率	1 回/月
		床・壁・設備等※	表面汚染密度	1 回/月

※電離則に基づき計測地点数を決定する。その他、作業員の被ばく線量等の測定・記録を実施すること。

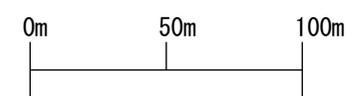


(参考図)

工事名	平成29年度中間貯蔵 (大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事
施設名	廃棄物貯蔵施設
設置場所	大熊工区
図面名称	工事用地図 (大熊工区)
縮尺	A3 -1:2000 図面番号



- 廃棄物貯蔵施設工事用地
- 受入分別施設施設工事用地



工事名	平成29年度中間貯蔵 (大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事	
施設名	廃棄物貯蔵施設	
設置場所	大熊工区	
図面名称	ボーリング調査位置図	
縮尺	A3 -1:2000	図面番号

添付資料 2

ボーリング柱状図

調査名 平成29年度中間貯蔵(大熊3工区)土壌貯蔵施設等工事

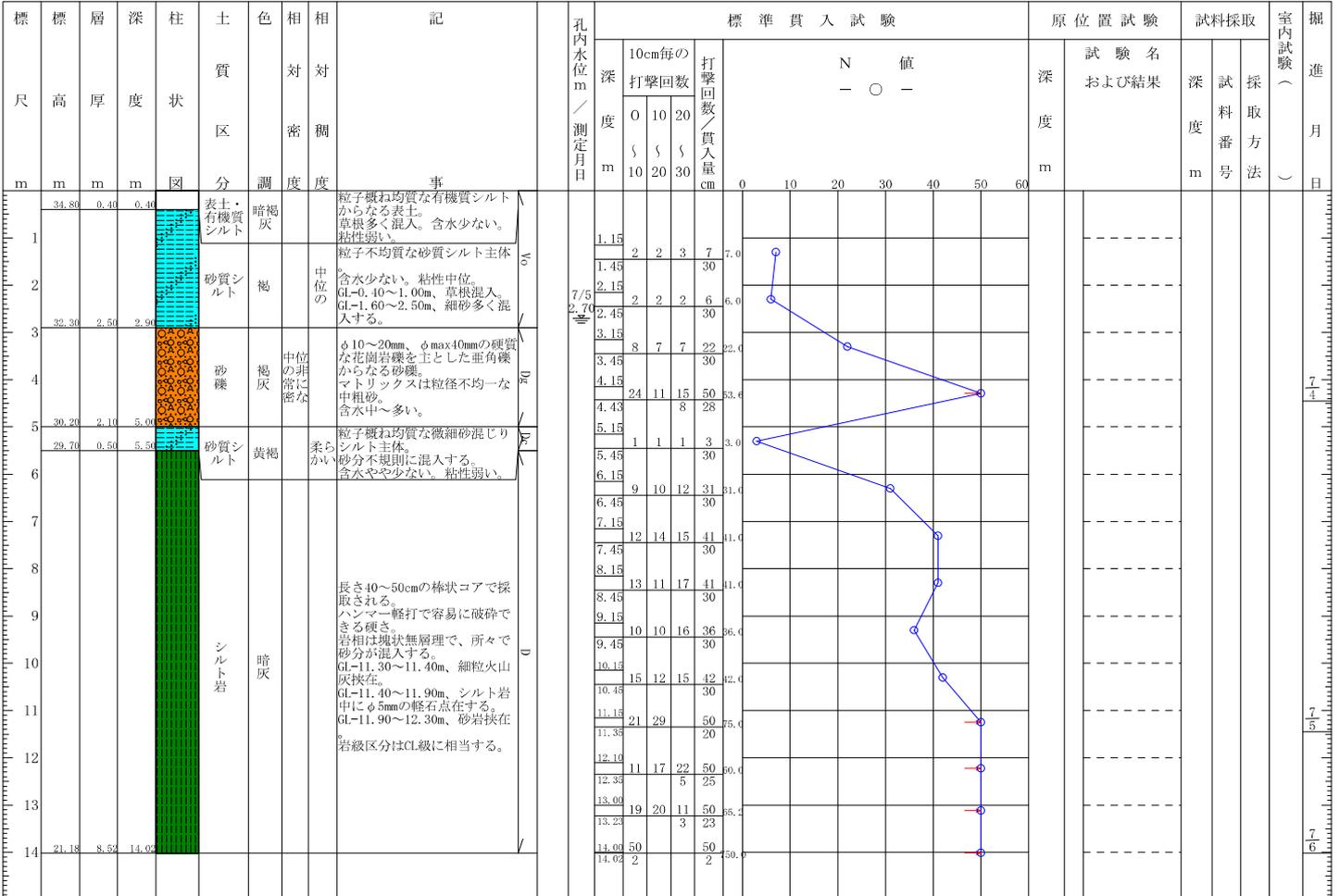
ボーリングNo.

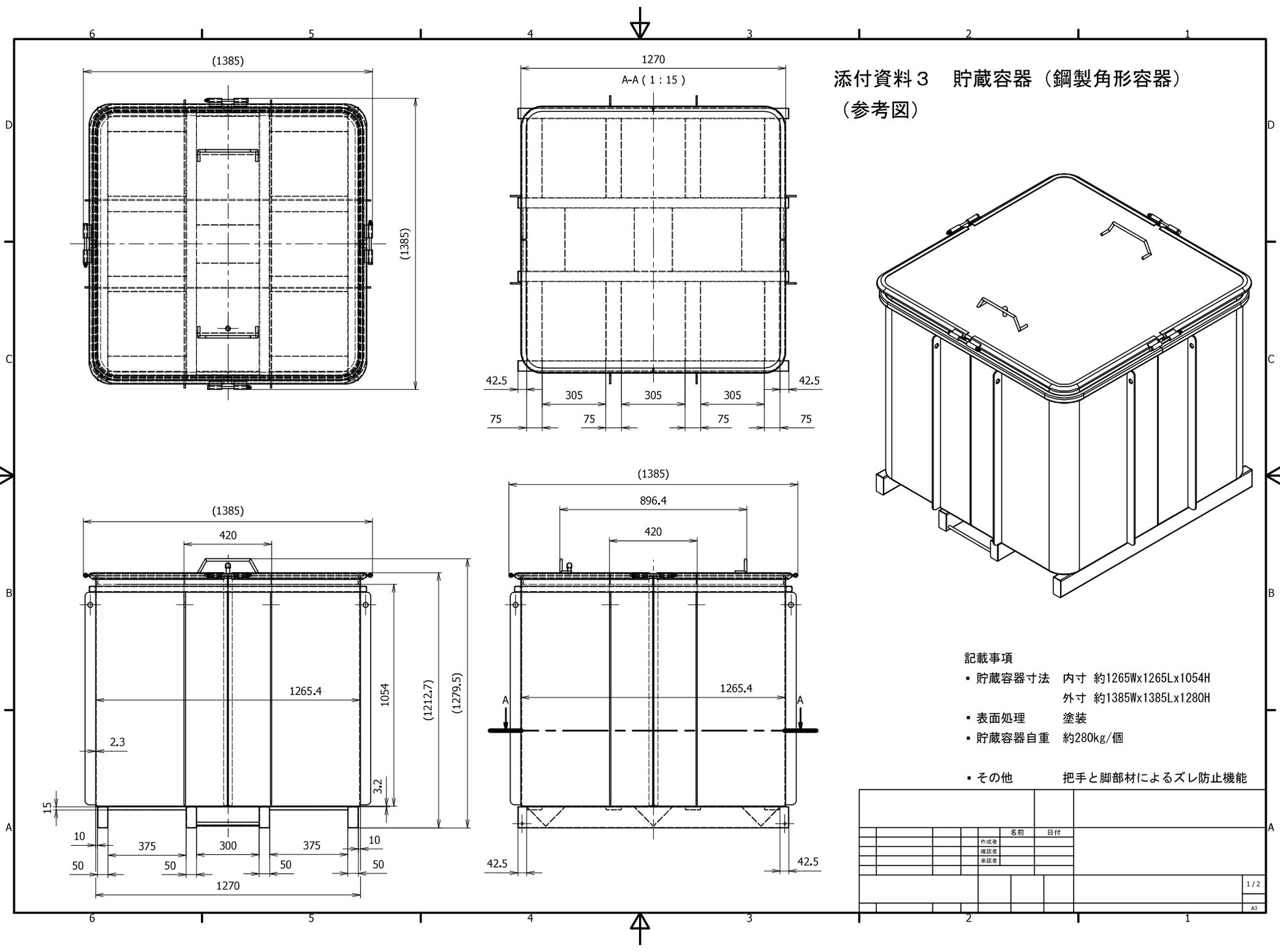
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シートNo.

ボーリング名	2017-45-009	調査位置	福島県大熊町地内			北緯							
発注機関	環境省 東北地方環境事務所 福島環境再生事務所	調査期間	平成29年7月4日~29年7月6日			東経							
調査業者名					コア鑑定者	ボーリング責任者							
孔口標高	+35.199m	角		方		地盤勾配	水平 0°	使用機種	試錘機	東邦 D-1	ハンマー落下用具	半自動落下装置	
総掘進長	14.02m	度		向		鉛直 90°	0°	エンジン		ヤンマー NFD-1 2	ポンプ	東邦 BG-3	





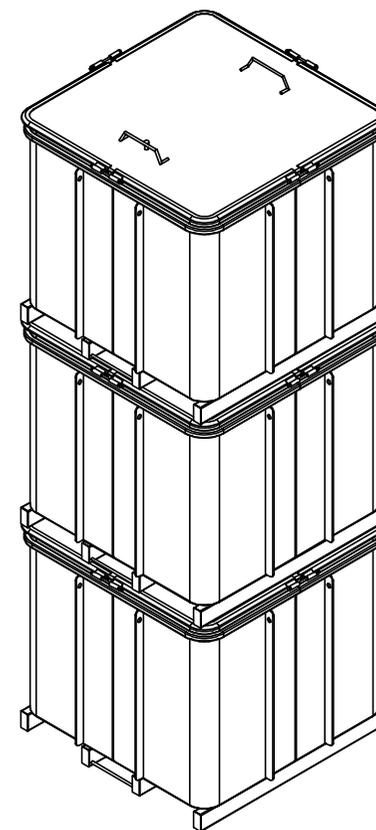
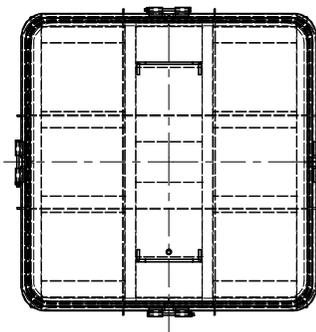
添付資料3 貯蔵容器（鋼製角形容器）
（参考図）

- 記載事項
- 貯蔵容器寸法 内寸 約1265Wx1265Lx1054H
外寸 約1385Wx1385Lx1280H
 - 表面処理 塗装
 - 貯蔵容器自重 約280kg/個
 - その他 把手と脚部材によるズレ防止機能

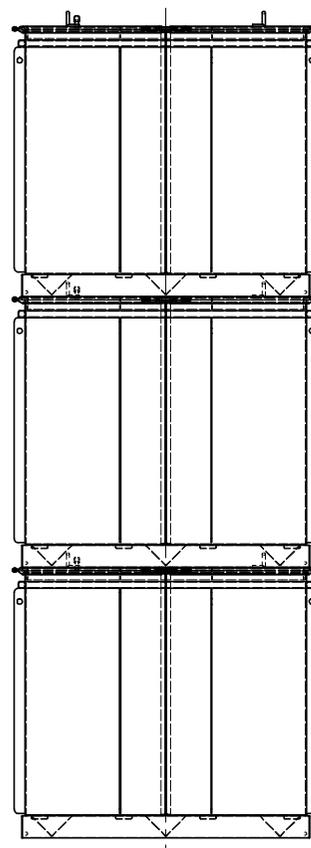
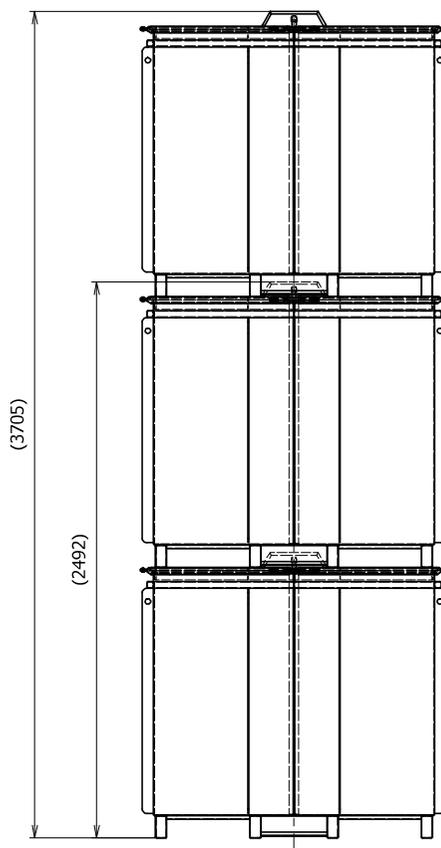
		名前		日付	
		作成者			
		確認者			
		承認者			
					1 / 2
					A3

添付資料 3 貯蔵容器（鋼製角形容器）

（参考図）



三段積みの例



		名前		日付	
		作成者			
		確認者			
		承認者			
					2 / 2
					A3

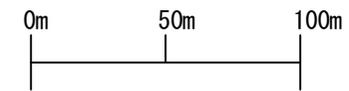
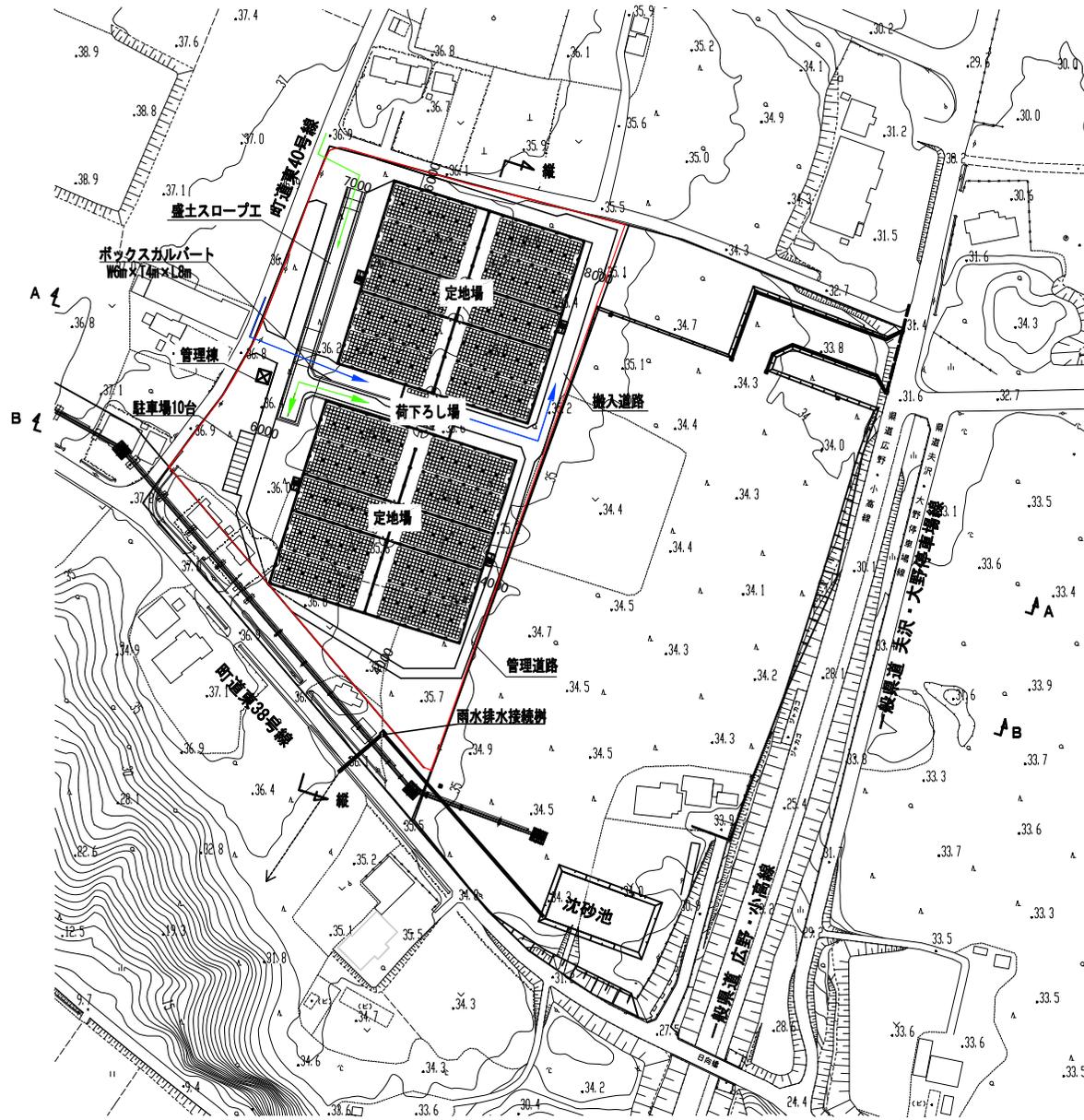
廃棄物貯蔵施設配置平面図（大熊工区）

S=1:2000 (A3)

添付資料 4
（参考図）



1F 動線 →
2F 動線 →

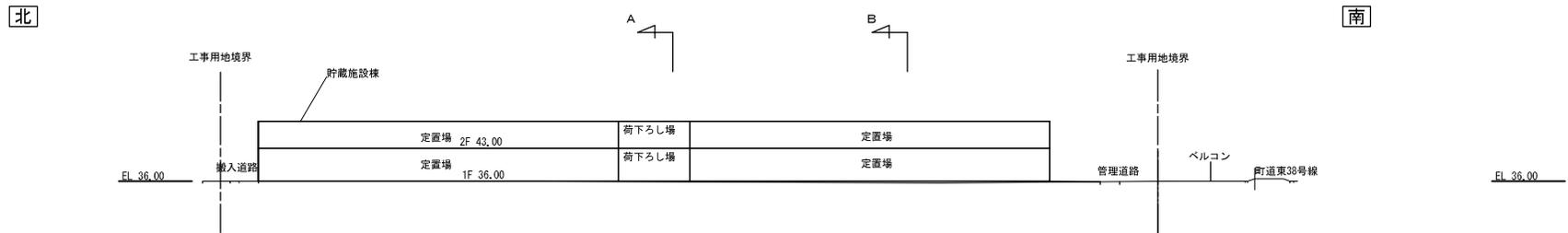


工事名	平成29年度中間貯蔵 (大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事	
施設名	廃棄物貯蔵施設	
設置場所	大熊工区	
図面名称	廃棄物貯蔵施設配置平面図	
縮尺	A3 -1:2000	図面番号

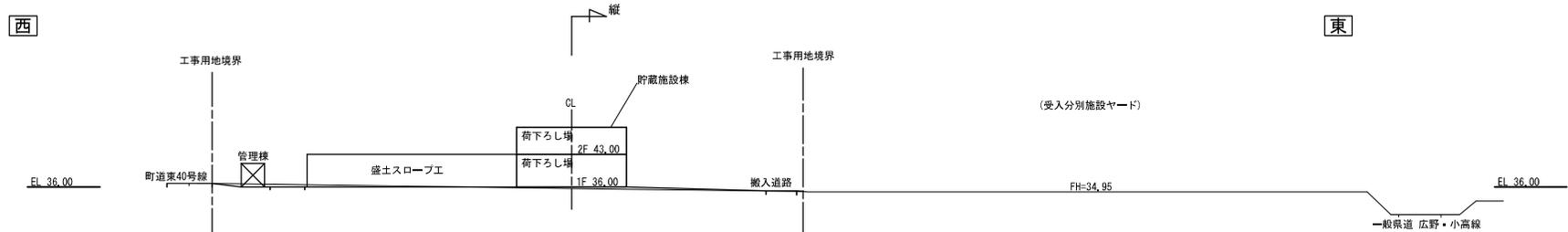
添付資料 4 (参考図)

廃棄物貯蔵施設配置断面図 (大熊工区) S=1:1000(A3)

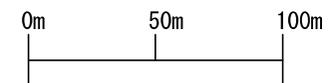
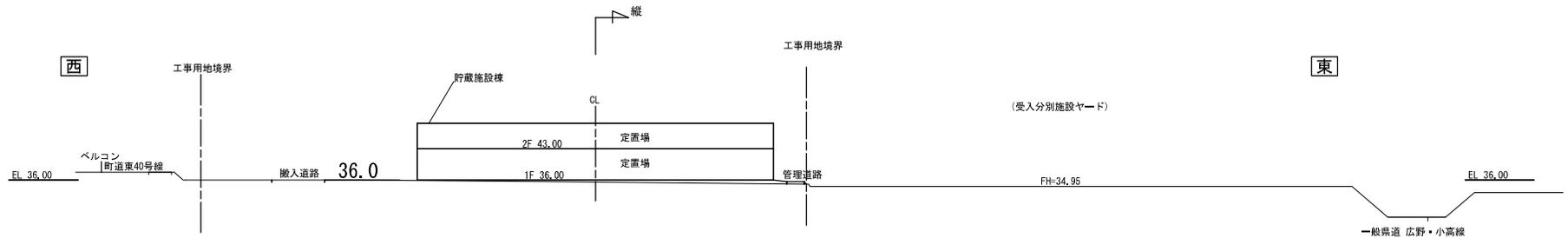
縦断面図



横断面図A

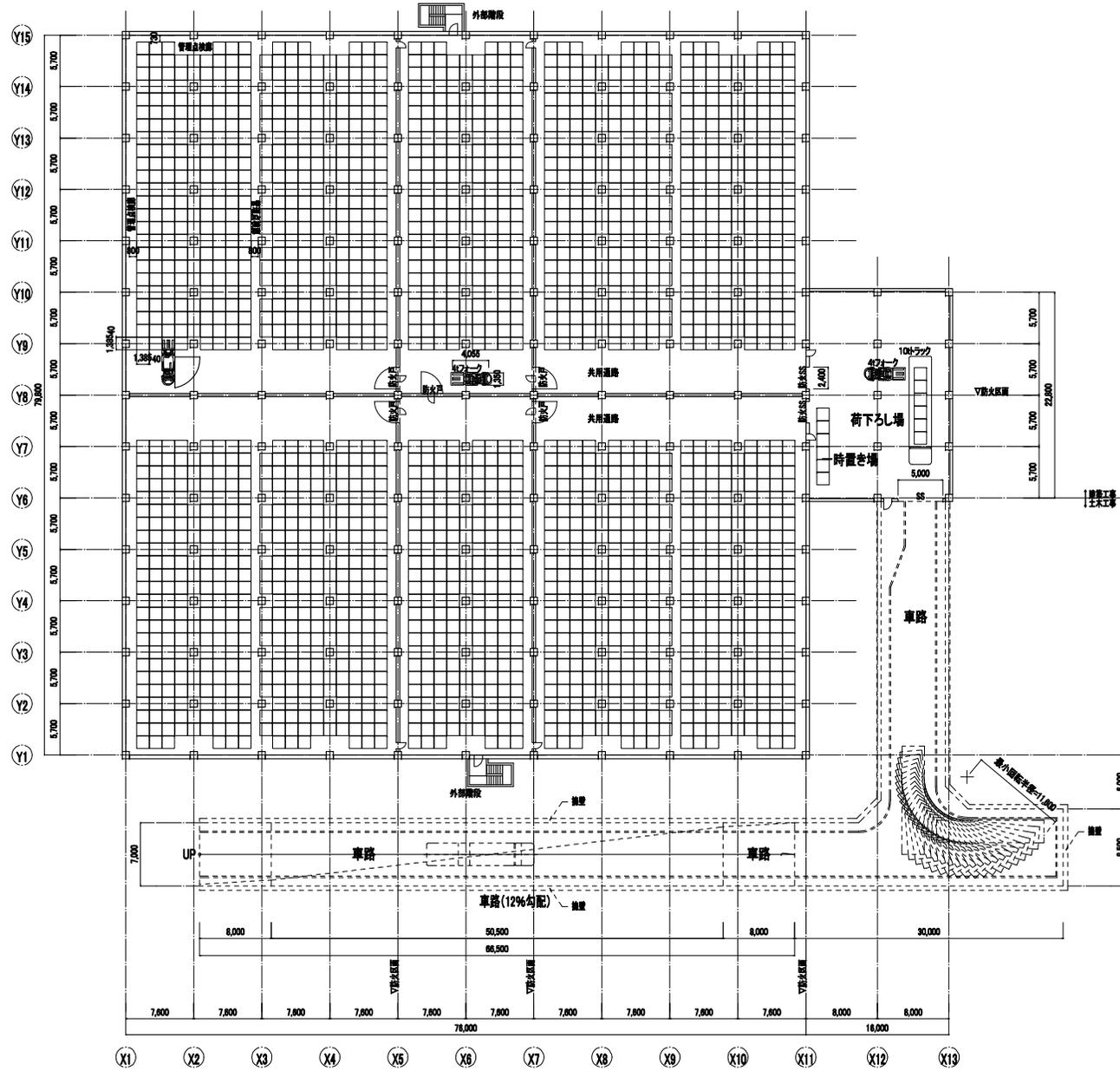


横断面図B



工事名	平成29年度中間貯蔵 (大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事		
施設名	廃棄物貯蔵施設		
設置場所	大熊工区		
図面名称	廃棄物貯蔵施設配置断面図		
縮尺	A3-1:1000	図面番号	

添付資料5 (参考図)

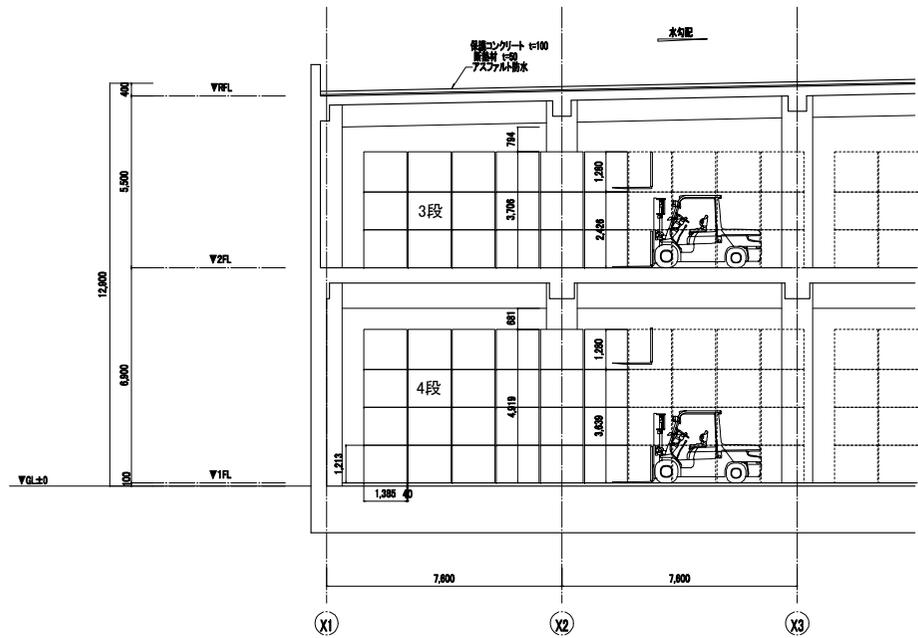


1・2階平面図 縮尺=1:500

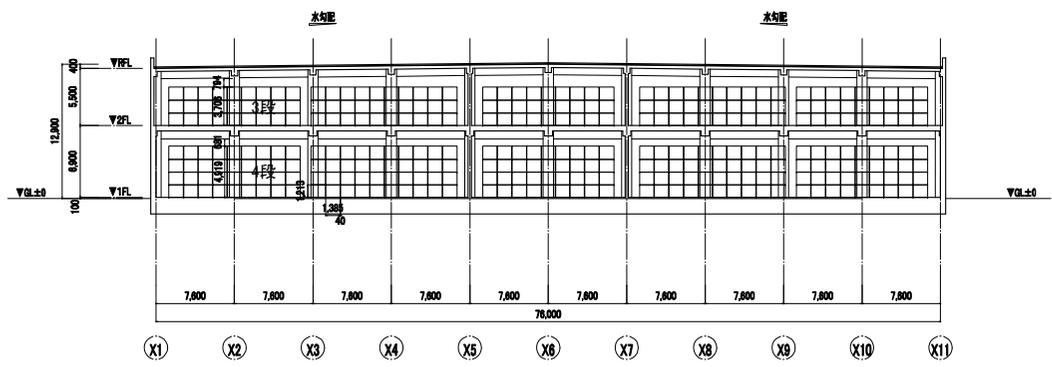
備考

工事名	平成29年度中国貯蔵 (双葉・大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事		
施設名	廃棄物貯蔵施設		
設置場所	双葉工区・大熊工区		
図面名称	貯蔵施設核 平面図		
縮尺	A3 -1:500	図面番号	

添付資料 5 (参考図)



断面詳細図 縮尺=1:150



断面図 縮尺=1:500

備考

工事名	平成29年度中間貯蔵 (双葉・大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事
施設名	廃棄物貯蔵施設
設置場所	双葉工区・大熊工区
図面名称	貯蔵施設棟 断面図
縮尺	A3- 1:500, 150 図面番号

平成29年度中間貯蔵(大熊工区)廃棄物貯蔵施設工事 数量総括表

項目	仕様	単位	数量	備考
1 建設工事		式	1	
(1) 土木工事		式	1	
1) 線量低減措置工		式	1	
	農地 8.1.1.1(2) 機械除草	m ²	6,000	
	農地 8.1.1.1(3) 除草材の集積	m ²	6,000	
	農地 17.1.1.1 草木等の破砕	m ³	36	
	農地 8.1.2.5 深耕	m ²	6,000	
	農地 8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	12	
	農地 8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	12	
	農地 16.1.1 タグの取付け	袋	12	
	森林 8.1.1.1(2) 機械除草	m ²	18,000	
	森林 8.1.1.1(3) 除草材の集積	m ²	18,000	
	森林 17.1.1.1 草木等の破砕	m ³	108	
	森林 8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	37	
	森林 8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	37	
	森林 16.1.1 タグの取付け	袋	37	
	森林 1.4.1.13 支障木の伐採 10cm以上20cm未満	本	70	
	森林 1.4.1.13 支障木の伐採 20cm以上30cm未満	本	20	
	森林 1.4.1.13 支障木の伐採 30cm以上	本	220	
	森林 除根(伐木除根)	m ³	18,000	
	森林 整地(伐木除根)	m ³	18,000	
	森林 集積積込み(機械施工)(伐木除根)	m ³	18,000	
	線量低減措置に伴う材料費	袋	49	耐候性大型土のう(長期) ポリエチレン内袋付(二重)
2) 造成工		式	1	
3) 盛土スロープ工		式	1	
4) 雨水排水設備工		式	1	
5) モニタリング設備工		式	1	
6) 道路工		式	1	
7) 付帯設備工		式	1	
(2) 建築工事		式	1	
1) 廃棄物貯蔵棟		式	1	
	①建築工事	式	1	
	仮設工事、土工事、地業工事、 基礎工事(地盤改良、杭等)	式	1	
	コンクリート工事	式	1	
	鉄筋工事	式	1	
	型枠工事	式	1	
	防水工事	式	1	
	屋根及びとい工事	式	1	
	金属工事	式	1	
	左官工事	式	1	
	建具工事	式	1	
	塗装工事	式	1	
	②建築機械設備工事	式	1	
	空調設備	式	1	
	換気設備	式	1	
	消火設備	式	1	
	その他	式	1	受水槽、排水設備等

平成29年度中間貯蔵(大熊工区)廃棄物貯蔵施設工事 数量総括表

項目	仕様	単位	数量	備考
	③建築電気設備工事	式	1	
	動力設備	式	1	
	電灯設備	式	1	
	弱電設備	式	1	
	通信設備	式	1	
	その他	式	1	電力引込・受変電等
2)管理棟		式	1	
	①建築工事	式	1	
	②建築機械設備工事	式	1	
	③建築電気設備工事	式	1	
	④ITV設備工事	式	1	
(3)交通誘導員	第3者交通誘導	人	90	
(4)特殊勤務手当		人	72,000	
直接工事費(建設工事)		式	1	
共通仮設費(積上げ分)		式	1	
放射線管理	※定置・維持管理工事と兼務可能	月	24	放射線管理者(1名)
防護具等		組	72,000	
放射線セルフスクリーニング	作業員等	人	72,000	
安全講習費		人	610	
健康診断費		人	72,000	
放射線管理手帳		人	610	
その他	重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等	式	1	
諸経費対象外		式	1	
調査・設計業務		式	1	
(1)調査業務	測量・地質調査	式	1	
(2)設計業務	実施設計	式	1	建築確認申請費用、 構造計算書等含む
(3)被ばく線量登録制度		式	1	・放射線管理手帳： 624人(建設610+定置14)
2 定置・維持管理工事		式	1	
(1)定置・維持管理工事		式	1	
1)運転管理費	荷下ろし・定置	月	13	
2)維持点検費	点検・検査	月	13	
3)環境モニタリング	報告書作成費	月	13	
(2)特殊勤務手当		人	1,700	
直接工事費(定置・維持管理工事)		式	1	
共通仮設費(積上げ分)		式	1	
環境モニタリング	周辺・作業環境測定	月	13	
放射線管理		月	13	放射線管理者(1名)
防護具等		組	1,700	
放射線セルフスクリーニング	作業員等	人	1,700	
安全講習費		人	14	
健康診断費		人	1,700	
放射線管理手帳		人	14	

平成29年度中間貯蔵(大熊工区)廃棄物貯蔵施設工事
金抜き設計書

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設工事

本工事費内訳書

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
1. 建設工事	式	1			費目行
(1) 土木工事	式	1			工種行
1) 線量低減措置工	式	1			種別行
農地 8.1.1.1(2) 機械除草	m2	6,000			1号代価表 11頁
農地 8.1.1.1(3) 除草材の集積	m2	6,000			4号代価表 14頁
農地 17.1.1.1 草木等の破砕	m3	36			6号代価表 16頁
農地 8.1.2.5 深耕	m2	6,000			7号代価表 17頁
農地 8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	12			9号代価表 19頁
農地 8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	12			11号代価表 21頁
農地 16.1.2.1 タグの取付け	袋	12			12号代価表 22頁
森林 8.1.1.1(2) 機械除草	m2	18,000			13号代価表 23頁
森林 8.1.1.1(3) 除草材の集積	m2	18,000			14号代価表 24頁
森林 17.1.1.1 草木等の破砕	m3	108			15号代価表 25頁
森林 8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	37			16号代価表 26頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
森林 8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	37			17号代価表 27頁
森林 16.1.2.1 タグの取付け	袋	37			18号代価表 28頁
森林 1.4.1.13 支障木の伐採 10cm以上20cm未満	本	70			19号代価表 29頁
森林 1.4.1.13 支障木の伐採 20cm以上30cm未満	本	20			20号代価表 30頁
森林 1.4.1.13 支障木の伐採 30cm以上	本	220			21号代価表 31頁
森林 除根(伐木除根)	m2	18,000			25号代価表 35頁
森林 整地(伐木除根)	m2	18,000			26号代価表 36頁
森林 集積積込み(機械施工)(伐木除根)	m2	18,000			27号代価表 37頁
線量低減措置に伴う材料費 耐候性大型土のう(長期)ポリエチレン内袋付(二重)	袋	49			28号代価表 38頁
2) 造成工	式	1			種別行
造成工	式	1			29号代価表 39頁
3) 盛土スロープ工	式	1			種別行
盛土スロープ工	式	1			30号代価表 40頁
4) 雨水排水設備工	式	1			種別行

本工事費内訳書

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
雨水排水設備工	式	1			31号代価表 41頁
5) モニタリング設備工	式	1			種別行
モニタリング設備工	式	1			32号代価表 42頁
6) 道路工	式	1			種別行
道路工	式	1			33号代価表 43頁
7) 付帯設備工	式	1			種別行
付帯設備工	式	1			34号代価表 44頁
(2) 建築工事	式	1			工種行
1) 廃棄物貯蔵棟	式	1			種別行
①建築工事	式	1			細別行
仮設工事・土工事・地業工事 ・基礎工事（地盤改良、杭等）	式	1			規格行
仮設工事・土工事・地業工事 ・基礎工事（地盤改良、杭等）	式	1			35号代価表 45頁
コンクリート工事	式	1			規格行
コンクリート工事	式	1			36号代価表 46頁

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工事	式	1			規格行
鉄筋工事	式	1			37号代価表 47頁
型枠工事	式	1			規格行
型枠工事	式	1			38号代価表 48頁
防水工事	式	1			規格行
防水工事	式	1			39号代価表 49頁
屋根及びとい工事	式	1			規格行
屋根及びとい工事	式	1			40号代価表 50頁
金属工事	式	1			規格行
金属工事	式	1			41号代価表 51頁
左官工事	式	1			規格行
左官工事	式	1			42号代価表 52頁
建具工事	式	1			規格行
建具工事	式	1			43号代価表 53頁

本工事費内訳書

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装工事	式	1			規格行
塗装工事	式	1			44号代価表 54頁
②建築機械設備工事	式	1			細別行
空調設備	式	1			規格行
空調設備	式	1			45号代価表 55頁
換気設備	式	1			規格行
換気設備	式	1			46号代価表 56頁
消火設備	式	1			規格行
消火設備	式	1			47号代価表 57頁
その他 受水槽、排水設備等	式	1			規格行
その他 受水槽、排水設備等	式	1			48号代価表 58頁
③建築電気設備工事	式	1			細別行
動力設備	式	1			規格行
動力設備	式	1			49号代価表 59頁

本工事費内訳書

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電灯設備	式	1			規格行
電灯設備	式	1			50号代価表 60頁
弱電設備	式	1			規格行
弱電設備	式	1			51号代価表 61頁
通信設備	式	1			規格行
通信設備	式	1			52号代価表 62頁
その他 電力引込・受変電等	式	1			規格行
その他 電力引込・受変電等	式	1			53号代価表 63頁
2) 管理棟	式	1			種別行
①建築工事	式	1			細別行
建築工事	式	1			54号代価表 64頁
②建築機械設備工事	式	1			細別行
建築機械設備工事	式	1			55号代価表 65頁
③建築電気設備工事	式	1			細別行

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
建築電気設備工事	式	1			56号代価表 66頁
④ITV設備工事	式	1			細別行
ITV設備工事	式	1			57号代価表 67頁
(3) 交通誘導員	式	1			工種行
第3者交通誘導	式	1			58号代価表 68頁
(4) 特殊勤務手当	式	1			工種行
特殊勤務手当（特定線量下業務従事者）	式	1			59号代価表 69頁
直接工事費（建設工事）					
共通仮設費計					
共通仮設費（率分）	%				
共通仮設費（積上げ分）	式	1			1号内訳書 9頁
純工事費					
現場管理費計					
現場管理費（率分）	%				

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事原価					
一般管理費等計					
一般管理費等	%				
契約保証	%				
諸経費対象外	式	1			2号内訳書 10頁
工事価格					
消費税相当額	%	8			
請負金額					

内訳書

(1号内訳書)

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理 放射線管理者 (1名)	月	24			60号代価表 70頁	
19.1.1.1-(1) 護具等	組	72,000			61号代価表 71頁	
19.1.1.5 セルフスクリーニング費 作業員等	人	72,000			62号代価表 72頁	
19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	人	610			65号代価表 75頁	
19.1.1.4 健康診断費	人	72,000			66号代価表 76頁	
放射線管理手帳	組	610			67号代価表 77頁	
その他 重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等	式	1			68号代価表 78頁	
計						

内訳書

(2号内訳書)

2017/12/22

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
調査・設計業務	式	1			費目行	
1. 調査業務	式	1			工種行	
測量・地質調査	式	1			69号代価表 79頁	
2. 設計業務	式	1			工種行	
実施設計 建築確認申請費用・構造計算書等含む	式	1			70号代価表 80頁	
3. 被ばく線量登録制度	式	1			工種行	
被ばく線量登録管理制度参加 放射線管理手帳：624人（建設610+定置14）	式	1			71号代価表 81頁	
計						

代価表

2017/12/22

(1号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
運転手(除染特殊) 特殊勤務手当なし	人				3号代価表 13頁	
農用トラクタ 乗用ホイール型・四輪駆動・67~88kW級(90~120Ps)	時間					[H29農水省土地改良工事積算 [3611-0012-120-001]
オフセットシュレッター 作業幅200cm	日					
軽油 小型ローリー・ハートル給油 2~4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771:福島]
計						
1 m2 当り						

作業指揮者
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(2号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人					[H29.3]
計						
1人当り						

運転手(除染特殊)
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(3号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(4号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
集草機 ハンドガイト式、120cm	日					
刈草梱包機械 梱包50cm*70cm・ハンドガイト式・ガソリンエンジン	日					[H29建設機械等損料表〈各埠 [K7000185]
レギュラーガソリン スタント	L					[建設物価H29.12.P771：福島
計						
1 m2 当り						

特殊除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(5号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(6号代価表)

100 m3当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
運転手(除染特殊) 特殊勤務手当なし	人				3号代価表 13頁	
自走式木材破碎機 タフ式 130~150kW	時間					[H29建設機械等損料表] [2053-017-150-001]
掴み装置 <グリップ> 0.7m級	時間					[H29建設機械等損料表] [0291-110-070-001]
バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間					[H29建設機械等損料表] [0202-113-035-001]
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771:福島]
計						
1 m3 当り						

代価表

2017/12/22

(7号代価表)

10,000 m2当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(除染一般) 特殊勤務手当なし	人				8号代価表 18頁	
農用トラクタ 乗用ホイール型・四輪駆動・22kW級(30Ps)	供用日					[H29農水省土地改良工事積算 [3611-0012-030-001]
軽油 小型ローリー・ハトロー給油 2~4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771:福島
諸雑費	%				諸雑費	ローリー替爪損耗費
計						
1 m2 当り						

運転手(除染一般)
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(8号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転手(一般)	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

(9号代価表)

10 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
普通除染作業員 特殊勤務手当なし	人				10号代価表 20頁	
計						
1 袋 当 り						

普通除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(10号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(11号代価表)

10 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
キャリアダンプ（賃貸）（長期割引あり） クローラ 油圧式 0.3～0.5t	台/日					
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2～4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771：福島]
計						
1 袋 当 り						

農地 16.1.2.1 タグの取付け

代価表

2017/12/22

(12号代価表)

160 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
諸雑費	%				諸雑費	線量計、ラベル印刷端末、捕縛等
計						
1 袋 当 り						

代価表

2017/12/22

(13号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
運転手(除染特殊) 特殊勤務手当なし	人				3号代価表 13頁	
農用トラクタ 乗用ホイール型・四輪駆動・67~88kW級(90~120Ps)	時間					[H29農水省土地改良工事積算 [3611-0012-120-001]
オフセットシュレッター 作業幅200cm	日					
軽油 小型ローリー・ハートル給油 2~4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771:福島]
計						
1 m2 当り						

代価表

2017/12/22

(14号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
集草機 ハンドガイト式、120cm	日					
刈草梱包機械 梱包50cm*70cm・ハンドガイト式・ガソリンエンジン	日					[H29建設機械等損料表〈各埠 [K7000185]
レギュラーガソリン スタント	L					[建設物価H29.12.P771：福島
計						
1 m2 当り						

代価表

2017/12/22

森林 17.1.1.1 草木等の破碎

(15号代価表)

100 m3当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
運転手(除染特殊) 特殊勤務手当なし	人				3号代価表 13頁	
自走式木材破碎機 タフ式 130~150kW	時間					[H29建設機械等損料表] [2053-017-150-001]
掴み装置 <グリップ> 0.7m級	時間					[H29建設機械等損料表] [0291-110-070-001]
バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間					[H29建設機械等損料表] [0202-113-035-001]
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771:福島]
計						
1 m3 当り						

代価表

2017/12/22

(16号代価表)

10 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
普通除染作業員 特殊勤務手当なし	人				10号代価表 20頁	
計						
1 袋 当 り						

代価表

2017/12/22

(17号代価表)

10 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
キャリアダンプ（賃貸）（長期割引あり） クローラ 油圧式 0.3～0.5t	台/日					
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2～4KL積載車	L					[建設物価H29.12.P771：福島]
計						
1 袋 当 り						

代価表

2017/12/22

森林 16.1.2.1 タグの取付け

(18号代価表)

160 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
諸雑費	%				諸雑費	線量計、ラベル印刷端末、捕縛等
計						
1 袋 当 り						

森林 1.4.1.13 支障木の伐採
10cm以上20cm未満

代価表

2017/12/22

(19号代価表)

10本当たり

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
普通除染作業員 特殊勤務手当なし	人				10号代価表 20頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	チェーンソー用
チェーンソー ガソリンエンジン・鋸長600mm・排気量0.080リットル	日					[H29建設機械等損料表(機関 [2035-017-060-001]
レギュラーガソリン スタンド	L					[建設物価H29.12.P771:福島
諸雑費	%				諸雑費	切刃損耗等の費用
計						
1本当たり						

森林 1.4.1.13 支障木の伐採
20cm以上30cm未満

代価表

2017/12/22

(20号代価表)

10本当たり

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				2号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	
普通除染作業員 特殊勤務手当なし	人				10号代価表 20頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				5号代価表 15頁	チェーンソー用
チェーンソー ガソリンエンジン・鋸長600mm・排気量0.080リットル	日					[H29建設機械等損料表(機関 [2035-017-060-001]
レギュラーガソリン スタンド	L					[建設物価H29.12.P771:福島
諸雑費	%				諸雑費	切刃損耗等の費用
計						
1本当たり						

森林 1.4.1.13 支障木の伐採
30cm以上

代価表

2017/12/22

(21号代価表)

10本当たり

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				22号代価表 32頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				23号代価表 33頁	
普通除染作業員 特殊勤務手当なし	人				24号代価表 34頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				23号代価表 33頁	チェーンソー用
チェーンソー ガソリンエンジン・鋸長600mm・排気量0.080リットル	日					[H29建設機械等損料表(機関 [2035-017-060-001]
レギュラーガソリン スタンド	L					[建設物価H29.12.P771:福島
諸雑費	%				諸雑費	切刃損耗等の費用
計						
1本当たり						

作業指揮者
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(22号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人					[H29.3]
計						
1人当り						

特殊除染作業員
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(23号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人					[H29.3]
計						
1人当り						

普通除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(24号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(25号代価表)

1 m2当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		31.19				
K1	バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	26.11		バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第 山積0.45m3(平積0.35m3)		[H29建設機械等損料表 H28建設機械等損料表
K2	掴み装置<クラップル> 0.7m級	5.08		バックホウ用アタッチメント[掴み装置] 最大把持外径(開口幅)0.7m級		[H29建設機械等損料表 H28建設機械等損料表
R		61.23				
R1	運転手(特殊)	33.05		運転手(特殊)		[H29.3] H28.2
R2	土木一般世話役	28.18		土木一般世話役		[H29.3] H28.2
Z		7.58				
Z1	軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	7.58		軽油 1.2号 パトロール給油		[建設物価H29.12.P77 建設物価H28.04.P770

代価表

2017/12/22

(26号代価表)

1 m2当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		25.39				
K1	バックホウ・クローラ型(賃貸)(長期割引あり) バケット容量・山積0.8(平積0.6)m3	25.39		[賃料]バックホウ クローラ型 山積0.8m3(平積0.6m3)		[建設物価H29.12.P78 建設物価H28.04.P783
R		61.34				
R1	運転手(特殊)	36.17		運転手(特殊)		[H29.3] H28.2
R2	土木一般世話役	25.17		土木一般世話役		[H29.3] H28.2
Z		13.27				
Z1	軽油 小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	13.27		軽油 1.2号 ハトロール給油		[建設物価H29.12.P77 建設物価H28.04.P770

代価表

2017/12/22

(27号代価表)

1 m2当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	備 考
K		31.49				
K1	バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	26.36		バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第 山積0.45m3(平積0.35m3)		[H29建設機械等損料表 H28建設機械等損料表
K2	掴み装置<クランプ> 0.7m級	5.13		バックホウ用アタッチメント[掴み装置] 最大把持外径(開口幅)0.7m級		[H29建設機械等損料表 H28建設機械等損料表
R		60.86				
R1	運転手(特殊)	33.37		運転手(特殊)		[H29.3] H28.2
R2	土木一般世話役	21.10		土木一般世話役		[H29.3] H28.2
R3	普通作業員	6.39		普通作業員		[H29.3] H28.2
Z		7.65				
Z1	軽油 小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	7.65		軽油 1.2号 ハトロール給油		[建設物価H29.12.P77 建設物価H28.04.P770

代価表

2017/12/22

線量低減措置に伴う材料費
耐候性大型土のう（長期）ポリエチレン内袋付（二重）

(28号代価表)

1 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
線量低減措置に伴う材料費 耐候性大型土のう（長期）ポリエチレン内袋付	袋					
計						
1 袋 当 り						

代価表

2017/12/22

造成工

(29号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
造成工	式					
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

盛土スロープ工

(30号代価表)

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
盛土スロープ工	式					
計						
1 式 当 り						

代価表

(31号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
雨水排水設備工	式					
計						
1 式 当 り						

モニタリング設備工

代価表

2017/12/22

(32号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
モニタリング設備工	式					
計						
1 式 当 り						

道路工

代価表

2017/12/22

(33号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
道路工	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

付帯設備工

(34号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
付帯設備工	式					
計						
1式当り						

仮設工事・土工事・地業工事
・基礎工事（地盤改良、杭等）

代価表

2017/12/22

(35号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
仮設工事・土工事・地業工事・基礎工事（地盤改良、杭等） 式	式					
計						
1 式 当 り						

コンクリート工事

代価表

2017/12/22

(36号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
コンクリート工事	式					
計						
1式当り						

鉄筋工事

代価表

2017/12/22

(37号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
鉄筋工事	式					
計						
1式当り						

代価表

(38号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
型枠工事	式					
計						
1式当り						

防水工事

代価表

2017/12/22

(39号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
防水工事	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

(40号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	備 考
屋根及びとい工事	式					
計						
1 式 当 り						

金属工事

代価表

2017/12/22

(41号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
金属工事	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

左官工事

(42号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
左官工事	式					
計						
1 式 当り						

建具工事

代価表

2017/12/22

(43号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
建具工事	式					
計						
1 式 当 り						

塗装工事

代価表

2017/12/22

(44号代価表)

1 式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
塗装工事	式					
計						
1 式 当り						

空調設備

代価表

2017/12/22

(45号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
空調設備	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

換気設備

(46号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
換気設備	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

(47号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
消火設備	式					
計						
1式当り						

その他
受水槽、排水設備等

代価表

2017/12/22

(48号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
その他 受水槽、給排水設備等	式					
計						
1 式 当 り						

動力設備

代価表

2017/12/22

(49号代価表)

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
動力設備	式					
計						
1 式 当 り						

電灯設備

代価表

2017/12/22

(50号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
電灯設備	式					
計						
1 式 当 り						

代価表

(51号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
弱電設備	式					
計						
1式当り						

通信設備

代価表

2017/12/22

(52号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
通信設備	式					
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

その他
電力引込・受変電等

(53号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
その他 電力引込・受変電等	式					
計						
1式当り						

代価表

(54号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
建築工事	式					
計						
1 式 当 り						

代価表

(55号代価表)

1 式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
建築機械設備工事	式					
計						
1 式当り						

代価表

(56号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
建築電気設備工事	式					
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

(57号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
ITV設備工事	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

(58号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
交通誘導警備員B	人					[H29.3]
計						
1式当り						

特殊勤務手当（特定線量下業務従事者）

代価表

2017/12/22

(59号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊勤務手当(特定線量下業務従事者) 除染特別地域内(1日当り)	人					
計						
1式当り						

放射線管理
放射線管理者（1名）

代価表

2017/12/22

(60号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理 放射線管理者（1名）	月					
計						
1月当り						

代価表

(61号代価表)

1組当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
防じんマスク 使い捨てタイプ 粒子捕集効率80.0%	個					
個人線量計 賃料	日					
計						
1組当り						

19.1.1.5 セルフスクリーニング費
作業員等

代価表

2017/12/22

(62号代価表)

100人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人				63号代価表 73頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人				64号代価表 74頁	
GM管式カーベイメーター	日					
計						
1人当り						

作業指揮者
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(63号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人					[H29.3]
計						
1人当り						

特殊除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(64号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(65号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人					[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(66号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
電離放射線健康診断	回					
一般健康診断追加分	回					
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(67号代価表)

1 組当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理手帳	組					
計						
1 組 当 り						

代価表

2017/12/22

その他
重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等

(68号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
銃器運搬組立、敷鉄板、仮囲い等	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

測量・地質調査

(69号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量・地質調査	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

実施設計
建築確認申請費用・構造計算書等含む

(70号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
実施設計 建築確認申請費用・構造計算書等含む	式					
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

被ばく線量登録管理制度参加
放射線管理手帳：624人（建設610+定置14）

(71号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
被ばく線量登録管理制度参加費用	人					
計						
1式当り						

平成29年度中間貯蔵（大熊工区）廃棄物貯蔵施設工事 2. 定置・維持管理工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
2. 定置・維持管理工事	式	1			費目行
(1) 定置・維持管理工事	式	1			工種行
1) 運転管理費 荷下ろし・定置	式	1			種別行
運転管理費 荷下ろし・定置	月	13			1号代価表 4頁
2) 維持点検費 点検・検査 13ヶ月	式	1			種別行
維持点検費 点検・検査 13ヶ月	月	13			2号代価表 5頁
3) 環境モニタリング 報告書作成費	式	1			種別行
環境モニタリング 報告書作成費	月	13			3号代価表 6頁
(2) 特殊勤務手当	式	1			工種行
特殊勤務手当（特定線量下業務従事者）	式	1			4号代価表 7頁
直接工事費（定置・維持管理工事）					
共通仮設費計					
共通仮設費（率分）	%				
共通仮設費（積上げ分）	式	1			1号内訳書 3頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
純工事費					
現場管理費計					
現場管理費(率分)	%				
工事原価					
一般管理費等計					
一般管理費等	%				
契約保証	%				
工事価格					
消費税相当額	%	8			
請負金額					

内訳書

(1号内訳書)

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
環境モニタリング 周辺・作業環境測定	月	13			5号代価表 8頁	
放射線管理	月	13			6号代価表 9頁	
防護具等	人・日	1,700			7号代価表 10頁	
19.1.1.5 セルフスクリーニング費 作業員	人	1,700			8号代価表 11頁	
19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	人	14			11号代価表 14頁	
19.1.1.4 健康診断費	人	1,700			12号代価表 15頁	
放射線管理手帳	組	14			13号代価表 16頁	
計						

運転管理費
荷下ろし・定置

代価表

2017/12/22

(1号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転管理費 荷下ろし・定置	月	1				
計						
1月当り						

2017/12/22

代価表

(2号代価表)

維持点検費
点検・検査 13ヶ月

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
維持点検費 点検・検査 13ヶ月	月	1				
計						
1 月 当 り						

代価表

(3号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
環境モニタリング 報告書作成費	月	1				
計						
1月当り						

特殊勤務手当（特定線量下業務従事者）

代価表

2017/12/22

(4号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊勤務手当(特定線量下業務従事者) 除染特別地域内(1日当り)	人	1,700				
計						
1式当り						

代価表

(5号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
環境モニタリング 周辺・作業環境測定	月	1				
計						
1 月 当 り						

代価表

2017/12/22

(6号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理 放射線管理者 (1名)	月	1				
計						
1月当り						

代価表

2017/12/22

(7号代価表)

1人・日当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
防じんマスク 使い捨てタイプ 粒子捕集効率80.0%	個	1				
個人線量計 賃料	日	1				
計						
1人・日当り						

19.1.1.5 セルフスクリーニング費
作業員

代価表

2017/12/22

(8号代価表)

100人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.120			9号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人	0.800			10号代価表 13頁	
GM管式カーベイメーター	日	0.800				
計						
1人当り						

作業指揮者
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(9号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

特殊除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(10号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(11号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0.687				[H29.3]
計						
1人当り						

19.1.1.4 健康診断費

代価表

2017/12/22

(12号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電離放射線健康診断	回	0.008				
一般健康診断追加分	回	0.004				
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(13号代価表)

1組当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理手帳	組	1				
計						
1組当り						

平成 29 年度中間貯蔵（双葉工区）
廃棄物貯蔵施設工事

要求水準書

《目 次》

第 1 編 共通編	1-1
第 1 章 総 則	1-1
第 1 節 計画概要.....	1-1
第 2 節 計画主要目.....	1-4
第 3 節 放射線管理.....	1-6
第 4 節 関係法令等の遵守.....	1-7
第 5 節 地元雇用.....	1-9
第 6 節 材料及び機器.....	1-9
第 7 節 検査及び試験.....	1-10
第 8 節 費用負担.....	1-12
第 9 節 打合せ.....	1-12
第 10 節 環境省への支援.....	1-12
第 2 章 本工事の遂行	1-13
第 1 節 共通事項.....	1-13
第 2 編 設計、建設工事に関する要件	2-1
第 1 章 共通仕様	2-1
第 1 節 廃棄物貯蔵施設配置.....	2-1
第 2 節 提出図書.....	2-2
第 3 節 安全対策.....	2-4
第 2 章 設計	2-5
第 1 節 調査.....	2-5
第 2 節 設計.....	2-5
第 3 節 土木設計について.....	2-5
第 4 節 建築設計について.....	2-7
第 3 章 土木建築工事	2-10
第 1 節 計画基本事項.....	2-10
第 2 節 線量低減措置工.....	2-10
第 3 節 家屋等解体工（必要に応じて）.....	2-11
第 4 節 造成工.....	2-15
第 5 節 盛土スロープ工.....	2-15
第 6 節 地下排水工（必要に応じて）.....	2-16
第 7 節 雨水排水設備工.....	2-16
第 8 節 モニタリング設備工.....	2-17
第 9 節 道路工.....	2-18
第 10 節 付帯設備工.....	2-18
第 11 節 建築工事.....	2-19

第12節 建築機械設備工事	2-20
第13節 建築電気設備工事	2-21
第14節 その他施設	2-22
第3編 定置・維持管理工事に関する要件	3-1
第1章 一般事項	3-1
第1節 定置・維持管理マニュアルの作成	3-1
第2節 定置・維持管理計画書の作成	3-1
第3節 定置・維持管理報告書の作成・提出	3-1
第4節 定置・維持管理前の周辺環境調査	3-2
第5節 作業員・運転手への教育	3-2
第6節 定置・維持管理期間終了時の取扱い	3-2
第2章 定置・維持管理	3-3
第1節 定置・維持管理記録	3-3
第2節 定置方法	3-3
第3章 維持点検等	3-4
第4章 環境モニタリング	3-5

添付資料1 工事用地図

添付資料2 地質調査資料

添付資料3 貯蔵容器（鋼製角形容器）

添付資料4 （参考図）廃棄物貯蔵施設配置平面図、断面図

添付資料5 （参考図）貯蔵施設棟（平面図、断面図）

■本要求水準書に用いる用語の定義

廃棄物貯蔵施設

貯蔵施設棟、管理棟及び外構（雨水排水、道路、囲障等）を含む施設全体を示す。

貯蔵施設棟

鉄筋コンクリート構造の建築物を示し、荷下ろし場と定置場で構成する。

管理棟

ITV のモニタ等により、貯蔵容器の搬入、荷下ろし及び定置状況の監視・管理を行う建築物を示す。

貯蔵容器

ばいじん等を貯蔵するための容器を示す。

荷下ろし場

貯蔵施設棟内にあり、貯蔵容器を運搬車両から荷下ろし作業を行う場所を示す。

定置

貯蔵容器を、貯蔵施設棟内にある定置場へ置く作業を示す。

定置場

貯蔵施設棟内にあり、貯蔵容器を、定置する場所を示す。

定置期間

貯蔵容器を、貯蔵施設棟内にある定置場へ置く作業期間を示す。

貯蔵

貯蔵施設棟に全ての定置が完了した後を示す。

貯蔵期間

貯蔵施設棟に全ての定置が完了した後の維持管理期間を示す。

第 1 編 共通編

第1章 総 則

平成 29 年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事（以下「本工事」という。）に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、環境省が発注する本工事の設計、建設及び定置・維持管理に関して、要求する水準を示すものである。

要求水準書は、本工事の基本的な内容について定めるものである。したがって、受注者は、要求水準書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等または本工事の性質上当然に必要な設備等を受注者の責任と負担において完備するとともに、本工事の目的達成のために必要な工事または本工事の性質上当然に必要な工事を遂行するものとする。また、要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

なお、[]内の数値等の表示は、環境省が標準と考える形式、参考値、材質等であり、[]内が空欄のものは、受注者の仕様によるが、決定に際しては監督職員の承諾を受けなければならない。

受注者は、要求水準書を熟読吟味し、要求水準書について疑義がある場合は、監督職員に照会し、監督職員の指示に従うこと。本工事中に疑義を生じた場合は、その都度書面にて監督職員と協議し、指示に従うとともに、協議記録を監督職員に提出し、承諾を受けること。

第 1 節 計画概要

1. 基本事項

1) 工事期間

工事期間は、次のとおりとする。

設計、建設工事期間 契約締結日の翌日 ～平成 32 年 2 月 29 日

定置・維持管理工事期間 平成 32 年 3 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 19 日

2) 工事実施場所

双葉工区：福島県双葉郡双葉町大字細谷字三百谷地及び字榎木沢地内

3) 工事用地（添付資料 1「工事用地図」参照）

本工事を実施する工事用地は、添付資料 1「工事用地図」に示す約 2.5ha（河川等を約 0.2ha 含む）の区域である。なお、受注者の休憩所・駐車場等も本用地内に設けることを基本とする。

4) 工事範囲

本工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計、建設工事

(2) 定置・維持管理工事

2. 本工事の内容

1) 設計、建設工事

本工事のうち設計、建設工事は、以下の内容を実施する。設計、建設工事に係る要件については、第2編を参照のこと。

(1) 実施設計

(2) 建設工事

①土木工事

- イ 線量低減措置工
- ロ 家屋等解体工（必要に応じて）
- ハ 造成工
- ニ 盛土スロープ工
- ホ 地下排水工（必要に応じて）
- ヘ 雨水排水設備工
- ト モニタリング設備工
- チ 道路工
- リ 付帯設備工

②建築工事

- イ 建築工事
- ロ 建築機械設備工事
- ハ 建築電気設備工事

2) 定置・維持管理工事

本工事のうち定置・維持管理は、以下の内容を実施する。定置・維持管理に係る要件については、第3編を参照のこと。

(1) 荷下ろし・定置

受注者は、貯蔵施設棟の荷下ろし場に運搬された車両から貯蔵容器を荷下ろし、定置場に定置すること。なお、別途工事の減容化施設等が貯蔵容器に詰め込まれたばいじん等を貯蔵施設棟の荷下ろし場へ運搬（10 t～13 t 平ボディの大型トラック）する。

(2) 維持点検等

受注者は、廃棄物貯蔵施設がその性能を發揮できるように維持管理を行うこと。

(3) 環境モニタリング

受注者は、定置開始前及び定置・維持管理工事に伴う周辺環境への影響について、必要な各データを定期的に計測し、そのデータを記録すること。

3. 環境省の業務範囲

環境省が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 工事用地の確保

環境省は、本工事を実施するための用地を確保する。

2) 本工事の実施状況の監督

環境省は、工事期間を通じ、本工事に係る監督職員を配置し、本工事についての監理を行う。また、監督職員は工事実施に際して必要な調査・検査及び試験を受注者に求めることができる。

4. 立地条件

1) 用地条件

(1) 地形・土質等

添付資料 1 及び添付資料 2 参照

(2) 気象条件（気温、最大降水量は 2016 年浪江地域気象観測所データ）

- | | |
|---------|--|
| ① 気温 | 年平均 13.5℃、最高 35.5℃、最低 -7.1℃ |
| ② 最大降水量 | 時間最大：37.5mm、日最大：82.5mm |
| ③ 垂直積雪量 | 30cm（建築基準法施行令第 86 条第 3 項の規定により規則で定める「福島県建築基準法施行細則（福島県規則第 79 号）第 19 条」における数値） |

2) 都市計画事項

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 都市計画区域 | 区域区分を定めていない都市計画区域 |
| (2) 用途地域 | 指定なし |
| (3) その他地域 | 22 条区域 |
| (4) 高度地区 | 指定なし |
| (5) 砂防指定地 | 指定なし |
| (6) 建ぺい率 | 60%以下 |
| (7) 容積率 | 200%以下 |
| (8) 緑化率 | 指定なし |
| (9) その他 | |
| ① 保安林 | 指定なし |
| ② 民有林 | 指定なし |
| ③ 農用地 | 指定（手続等は不要） |
| ④ 自然公園 | 指定なし |
| ⑤ 自然保全地域 | 指定なし |
| ⑥ 鳥獣保護区 | 指定なし |
| ⑦ 避難指示区域 | 帰還困難区域内 |

3) 工事用地周辺設備

受注者は、以下に示すすべての工事用地周辺設備について、受注者の責任と負担で整備を実施すること。

(1) 電力

電気事業者より引き込みを行う。受電は高圧または低圧での受電が可能である。電力取合点等の詳細は受注者が電気事業者と協議し、決定すること。電力使用の申込みは受注者が行うこと。

(2) 用水

用水について工事用水及び生活用水（飲料水、洗面水等）は、受注者において確保すること。

(3) 雨水

雨水は、構内の雨水排水設備を通じて適切に排水すること。

(4) 燃料、副資材等

本工事で使用する燃料、副資材等は、受注者が確保すること。

(5) 電話・通信

電話及びインターネット回線については、受注者が必要回線を通信事業者と契約するものとする。詳細は受注者が通信事業者と協議し、決定すること。

4) 周辺道路

(1) 双葉工区

県道 391 号線 幅員 5.5m（路肩 0.5m+車道 4.5m+路肩 0.5m）

5. 工事期間

設計、建設期間 24 か月間

定置・維持管理期間 13 か月間

表 1-1 本工事の全体工程

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
設計、建設期間	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
定置・維持管理期間																																						

※ 本工程はあくまで予定であり、実際の作業進捗に伴って変更となる可能性がある。

第2節 計画主要目

1. 貯蔵対象物等

1) 貯蔵容器

貯蔵容器（鋼製角形容器）の寸法等は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-2 貯蔵容器

貯蔵容器の種類	貯蔵容器の寸法等	備考
鋼製角形容器	外寸 1.385m×1.385m×H1.280m 内寸 1.265m×1.265m×H1.054m 容器重量 2.8kN (280kg)	※貯蔵容器は、搬出元である減容化施設 で対応。

※鋼製角形容器は、遮閉率が 15%程度。

2) 貯蔵量

建設工事で整備する廃棄物貯蔵施設の貯蔵量は、表 1-3 に示すとおりである。

なお、各階の貯蔵量については、別途、監督職員と協議し、決定するものとする。

表 1-3 貯蔵量（施設全体貯蔵想定量）

区分	双葉工区
貯蔵量	約 14,400 個

定置・維持管理工事での貯蔵量は、表 1-4 に示すとおりであり、平均定置量は、約 15 個／日程度である。

表 1-4 貯蔵量（運搬想定量）

区分	双葉工区
貯蔵量	約 4,000 個

貯蔵量は、表 1-3 及び表 1-4 のように想定しているが、貯蔵量はあくまで想定であり、事業の進捗状況によって変動が見込まれる。

3) 貯蔵対象物の種類

- (1) 貯蔵容器に収納される貯蔵対象物は、主に双葉町の減容化施設の灰処理施設で発生したばいじん等の廃棄物である。
- (2) 貯蔵対象物は、貯蔵容器毎に管理番号が付与され、線量率、重量、放射能濃度等が情報管理されている。
- (3) 設計に用いる貯蔵容器重量（内容物含む）は、25kN/個程度を想定している。

2. 公害防止基準

本工事は、関係法令及び福島県条例に規定する公害防止基準値を遵守して実施すること。また、定置時における工事用地境界での空間線量率を工事開始前と概ね同程度の水準に維持すること。

3. 環境保全

公害防止関係法令等に適合し、これらを遵守し得る構造設備とすること。

1) 放射性物質対策

定置時及び貯蔵時における貯蔵容器等の転倒防止、適切な遮へい等を行うことにより周辺環境への放射性物質による影響を防止すること。

2) 騒音・振動対策

建設工事に伴う周辺への騒音・振動防止のため、低騒音及び低振動の機材を積極的に使用すること。

3) 悪臭対策

臭気が工事用地外部に拡散しないよう十分留意すること。

4) 工事車両

(1) 工事用地周辺での車両による事故及び交通渋滞の防止に努めること。また、工事用地から退出する際には、周辺環境の保全に努めること。

(2) 工事用地から中間貯蔵施設予定地外へ退出する際にはスクリーニング施設において汚染検査を受けること。

第3節 放射線管理

1. 一元管理

1) 受注者は、本工事全体の放射線管理について、専任の放射線管理責任者を選任し、本工事に従事する者の被ばく状況の一元管理を行うこと。

2) 受注者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者から放射線管理責任者を選任すること。

(1) 第1種放射線取扱主任者免状もしくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者または次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者

① 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎過程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧R I・放射線初級コース、旧 RI・放射線上級コース

② 国立研究開発法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程

③ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース

④ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座

⑤ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習

⑥ 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適切な放射線管理指導事業」における「管理者教育」

(2) 放射線管理の実務経験が1年以上の者

2. 電離放射線障害防止規則への対応

1) 工事用地内を走行する際は、アスファルト舗装や敷鉄板等を設置し、定められた通路を走行すること。

2) 定置・維持管理工事においては、工事用地内に管理区域を設定し、必要な場所に電離則で規制する表示・提示を行うこと。

3) 管理区域においては、入退場管理及び適切な保護具の着用を確実に実施するとともに、作業場所の放射線管理の方法や被ばく線量低減の具体的な対策の状況等について、監督職員の指示に従い適宜提出すること。

4) 工事用地から中間貯蔵施設予定地外への退出者に対して汚染検査を実施すること。汚染検査により作業員の身体または装具が40Bq/cm²を超えて汚染されていると認められるときは、装具を脱がせる等の必要な措置を講じること。

5) 工事用地から中間貯蔵施設予定地外への退場車両は汚染検査を受けること。

3. 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度への参加

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に基づいて、受注者は以下のすべてに参加し、参加状況を監督職員に報告すること。

- 1) 放射線管理手帳の統一的運用
- 2) 線量の登録、経歴照会等の実施
- 3) 線量記録及び検診結果の引渡し

4. 特殊勤務手当

- 1) 作業員への手当の支給については、除染等工事共通仕様書（10版）1-1-23（手当等の支給）に基づくこと。
- 2) 作業内容を特殊勤務手当対象と特殊勤務手当対象外とに区分・整理し、監督職員に届け出ること。

第4節 関係法令等の遵守

1. 法令等

本工事の実施にあたっては、次の関係法令等の最新版を遵守すること。

- 1) 中間貯蔵施設に係る指針
- 2) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）
- 3) 環境基本法
- 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 5) 大気汚染防止法
- 6) 水質汚濁防止法
- 7) 騒音規制法
- 8) 振動規制法
- 9) 悪臭防止法
- 10) ダイオキシン類対策特別措置法
- 11) 土壤汚染対策法
- 12) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 14) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 15) 電気事業法
- 16) 電気用品安全法
- 17) 電気工事士法
- 18) 計量法
- 19) 道路法
- 20) 道路交通法
- 21) 都市計画法

- 2 2) 建築基準法
- 2 3) 消防法
- 2 4) 水道法
- 2 5) 河川法
- 2 6) 労働基準法
- 2 7) 労働安全衛生法
- 2 8) 作業環境測定法
- 2 9) 建設業法
- 3 0) 製造物責任法
- 3 1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 3 2) 砂防法
- 3 3) 森林法
- 3 4) 浄化槽法
- 3 5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 3 6) 電離放射線障害防止規則
- 3 7) 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
- 3 8) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 3 9) クレーン等安全規則
- 4 0) 石綿障害予防規則
- 4 1) 事務所衛生基準規則
- 4 2) 福島県環境基本条例
- 4 3) 福島県生活環境の保全等に関する条例
- 4 4) 福島県建築基準法施行条例
- 4 5) その他関係法令等

2. 規格、マニュアル等

本工事の実施にあたっては、以下に示す規格、マニュアル等の最新版を遵守すること。

- 1) 除染等工事共通仕様書
- 2) 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン
- 3) 内線規程
- 4) 高圧受電設備規定
- 5) 高調波抑制対策技術指針
- 6) 電力会社供給約款及び同取扱細則
- 7) 日本工業規格 (JIS)
- 8) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 9) 日本電機工業会規格 (JEM)
- 1 0) 日本電線工業会規格 (JCS)
- 1 1) 日本照明器具工業会規格 (JIL)
- 1 2) 日本油圧工業会規格 (JOHS)

- 1 3) 日本内燃力発電設備協会認証規定
- 1 4) 機械の包括的な安全基準に関する指針
- 1 5) 国土交通省東北地方整備局設計業務等共通仕様書
- 1 6) 国土交通省東北地方整備局土木工事共通仕様書
- 1 7) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 1 8) 国土交通省土木工事安全施工技術指針
- 1 9) 国土交通省土木工事共通仕様書
- 2 0) 国土交通省公共建築工事積算基準
- 2 1) 国土交通省建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 2 2) 国土交通省官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 2 3) 国土交通省建築物の構造関係技術基準解説書 2015年版
- 2 4) 国土交通省建築構造設計基準（最新版）
- 2 5) 日本建築センター 各種指針類
- 2 6) 日本建築学会 各種設計基準、設計指針
- 2 7) コンクリート標準示方書（土木学会）
- 2 8) 道路土工－擁壁工指針（社団法人 日本道路協会）
- 2 9) 道路土工－盛土工指針（社団法人 日本道路協会）
- 3 0) 道路土工－切土工・斜面安定工指針（社団法人 日本道路協会）
- 3 1) 空気調和衛生工学便覧（空気調和・衛生工学会）
- 3 2) 廃棄物関係ガイドライン 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン（環境省平成25年3月第2版）
- 3 3) 除染関係ガイドライン（環境省平成25年5月第2版）
- 3 4) 福島県振動防止対策指針
- 3 5) 福島県悪臭防止対策指針
- 3 6) 福島県土木設計マニュアル
- 3 7) その他関係規格、マニュアル等

第5節 地元雇用

受注者は、本工事を遂行するにあたって、地元住民を積極的に採用するよう努めること。また、地元雇用の状況を監督職員に報告すること。

第6節 材料及び機器

1. 使用材料規格

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。機能・性能を十分に満足するという条件で中古品の使用も可とする。機能・性能を十分に発揮できるよう常に適切な維持補修を行うこと。なお、監督職員が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に監督職員の承諾を受ける

こと。

- 1) 要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- 2) 原則として JIS 等の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- 3) 原則として国内に納入実績があること。
- 4) 検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において監督職員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- 5) 建設工事終了後の材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2. 使用材質

酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用しなければならない。

3. 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定するとともに互換性を持たせること。

原則として、事前にメーカーリストを監督職員に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカー選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。

使用する材料及び機器類は、維持管理が容易に行えるものを選定すること。

第7節 検査及び試験

本工事にかかる検査及び試験は下記によること。

1. 検査及び試験の方法

すべての検査及び試験は、あらかじめ監督職員の承諾を得た検査(試験)要領書に基づいて行うこと。

2. 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

3. 材料の検査等

- 1) 現場に搬入した材料は、種別毎に監督職員の検査を受けること。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 2) 1) による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。
- 3) 規格、基準等の規格証明書（JIS マーク等を含む）が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- 4) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出すること。

4. 施工の検査等

- 1) 一工程の施工を完了したとき、または工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が要求水準書、実施設計図書及びその他の設計図書（以下「設計図書」という。）に適合することを確認し、適宜、監督職員に報告すること。
- 2) 設計図書に定められた、1)により報告した場合及び監督職員により指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受けること。
- 3) 2)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。

5. 実施設計の検査

- 1) 実施設計が完成したときの通知は、次の(1)から(3)までに示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出すること。
 - (1) 提案書に基づく内容が設計図書にすべて反映されていること。
 - (2) 設計協議の内容が設計図書にすべて反映されていること。
 - (3) 建築基準法第18条に基づく計画通知の確認済証があること。
- 2) 1)の通知に基づく検査は、監督職員から通知された検査日に受けること。

6. 建設工事の完成検査

- 1) 建設工事が完成したときの通知は、次の(1)から(4)までに示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出すること。
 - (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
 - (2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (3) 設計図書に定められた工事関係図書の整備がすべて完了していること。
 - (4) 公官庁署等の完成検査がすべて完了していること。
- 2) 1)の通知に基づく検査は、監督職員から通知された検査日に受けること。

7. 定置・維持管理工事の検査等

- 1) 監督職員は毎月1回、受注者から提出される定置・維持管理報告書を検査する他、適宜、現地巡回、監視、受注者への説明要求等により工事遂行状況を確認するとともに、定置・維持管理報告書記載事項の事実の確認を行うこと。
- 2) 1)による検査の他、監督職員が必要であると認める場合、随時検査を行うこと。

8. 本工事の完了検査

- 1) 本工事のすべてが完了したときに、その通知を監督職員に提出すること。
- 2) 1)の通知に基づく検査は、監督職員から通知された検査日に受けること。

9. 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、監督職員または監督職員が指示する監督員（委託職員を含む）の旅費等は除く。

第8節 費用負担

受注者は、本工事における調査、設計、建設、定置・維持管理、ユーティリティ(電気・水)の確保に要する負担金・料金、車両等リース料、車両・重機の燃料費、薬品代、環境モニタリング経費、消耗品、諸届出等に要する費用、その他の要求水準書に基づき受注者が対応することとされている事項に必要な費用をすべて負担すること。

第9節 打合せ

- 1) 設計、建設期間及び定置・維持管理期間において、原則として週1回の定例会議を実施する。日時は、監督職員との協議により決定する。その他、定例会議以外であっても、監督職員の指示により打合せを行う場合がある。
- 2) 監督職員と打合せを行う際には、事前に打合せ内容、資料を電子データで監督職員に提出すること。図面は、CADデータから直接データ変換した鮮明な図面を提出すること。原則として印刷物のスキャンは認めない。
- 3) 監督職員と打合せを行った際には、速やか(3日以内)に打合せ議事録を電子メールで監督職員に提出すること。

第10節 環境省への支援

受注者は、環境省の求めに応じ、その支援を行うこと。

- 1) 地元協議資料作成
地元自治体・周辺住民に対する説明資料として、事業概要等を取りまとめた概要版(パンフレット)等を作成すること。また、受注者は見学者対応に協力すること。
- 2) 地元説明会支援
地元説明会について、同席及び説明支援を行うとともに議事録を作成すること。
- 3) 環境調査等支援
環境省が行う環境調査等において、環境省の求めに応じて、設備仕様の資料提供等の対応をすること。なお、環境調査等の結果に応じて、受注者が行う貯蔵施設の設計内容に変更を求める場合がある。
- 4) その他の支援
受注者は、本工事における設計、建設工事及び定置段階において、地元自治体・周辺住民等から疑義等が示された場合、その他の環境省の求めに応じて、必要な情報の提供や協議を行うなど、誠意をもって対応すること。

第2章 本工事の遂行

第1節 共通事項

1. 許認可申請

事業内容により、関係官庁へ認可等の申請、報告、届出等の必要がある場合にはその手続は受注者の経費負担により速やかに受注者が行い、監督職員に報告すること。また、その内容において環境省が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

2. 提出図書

受注者は、要求水準書に基づく事前協議図書及びその他の図書を監督職員の指示に従い、可能な限り速やかに提出すること。

受注者が提出したこれらの図書の中に、要求水準書・技術提案書に適合しない箇所が発見された場合及び建設工事で建設する施設の機能・性能を全うすることができない箇所が発見された場合は、これらの図書に対する改善変更を受注者の責任と負担において行うこと。

これらの図書に対し変更を必要とする場合には、要求水準書に適合し、かつ、建設工事で建設する施設の機能・性能が全うできる限度において、監督職員の承諾を得て、これらの図書を変更することができる。この場合、請負金額の増減は行わない。その他、本工事中に、工事内容等の変更の必要が生じた場合は、本工事の契約書等による。図書を訂正する際には、来歴（訂正日時・訂正箇所と簡潔な理由）を整理すること。

3. 設計管理

- 1) 受注者は、本工事の設計に係る設計責任者を土木設計、建築設計（総合、構造、設備）ごと定めるとともに、設計業務等共通仕様書を参考に技術者を定め、監督職員に報告し、承諾を得ること。
- 2) 設計責任者は、設計変更等に際して、設計者として必要となる検討、報告等を行うこと。
- 3) 設計責任者は、以下のいずれかの資格を保有していること。

「土木設計」

- (1) 技術士（総合技術監理部門（選択科目－建設）、建設部門）
- (2) RCCM（技術士と同様な部門）
- (3) 博士（工学）
- (4) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

「建築設計」

- (1) 一級建築士

ただし、構造設計に関しては構造設計一級建築士に、設備設計に関しては設備設計一級建築士に法適合を確認させること。

4. 施工管理

- 1) 受注者は、建設工事で建設する施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で

施工すること。

- 2) 受注者は、本工事における建設工事、定置・維持管理工事に際して、施工体制を監督職員に報告し、承諾を得ること。なお、建築工事については1級建築施工管理技士が常駐して施工管理を行うこと。
- 3) 受注者は、工事の進捗状況を詳細な工事写真等により、管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況に応じ監督職員に報告し、承諾を受けること。
- 4) 受注者は、現場にて遵守されるべき現場規則を作成し、工事着工までに監督職員に提出し承諾を受けること。
- 5) 不必要になった建設機械、機器及び資材は、搬出を速やかに行うこと。
- 6) 他の工事や付近住民の生活等への支障が生じないように計画し工事を実施すること。
- 7) 受注者は、建設工事が要求水準書・技術提案書に適合するよう、監督職員が行う工事監理に必要な書類等の提出を行うとともに、監督職員に対して工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- 8) 受注者は、工事現場直近の事務所等に、承諾を受けた設計図書及び施工承諾申請図書を常備し、監督職員の求めに応じ速やかに閲覧させること。
- 9) 工事期間中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員へ連絡するとともに、必要に応じて速やかに警察・消防等へ連絡すること。また、監督職員への事故報告書の提出を速やかに行うこと。
- 10) 資材搬入路、搬出路等について監督職員と十分に協議を行い、付近住民の生活等への支障が生じないように計画し工事を実施すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- 11) 受注者は、工事用地内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努め、損傷または汚染等が生じた場合には監督職員に復旧計画書を提出し、その承諾を得たうえで、受注者の負担により当該損傷または汚染等を速やかに復旧すること。
- 12) 受注者は、工事にあたり、障害となる地中障害物を発見した場合等は、監督職員と協議し、適切に処理すること。
- 13) 受注者は、工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため、工事用地の周囲に仮囲い等を施工すること。
- 14) 受注者は、工事の進捗状況を地元住民に周知するための掲示板等を監督職員の指示する場所に設置し、情報提供に努めること。
- 15) 受注者は、工事に伴い廃棄物が発生した場合には、受注者の責任と負担において適切に処理・処分すること。

5. 安全衛生管理

- 1) 受注者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、危険防止対策を十分に行うとともに、作業員等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないように努めること。特に、工事車両の通行や出入りについては、一般車両を優先することとし、事故を起こしたり、周辺に迷惑をかけたりしないよう配慮すること。
- 2) 受注者は、建設工事、定置・維持管理工事に際して、安全衛生管理体制を監督職員に報告し、承諾を得ること。

- 3) 受注者は、工事車両等の出入りについて、周辺の一般道路に迷惑とならないよう、交通状況に十分配慮し、誘導標識の設置、交通誘導員を配置等、交通の安全を確保すること。

6. 工事作業日及び作業時間

- 1) 作業日は月曜から土曜とし、作業時間は監督職員との協議により決定すること。
- 2) 日曜、祝祭日または1)に示した作業時間を延長して作業を行う場合は、事前に監督職員に届出を提出し承諾を受けること。

7. 緊急時対応

- 1) 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全確保を最優先すること。
- 2) 受注者は、停電、地震、火災、台風等に対する緊急時対策マニュアルを作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 3) 緊急時には、受注者は速やかに監督職員に連絡するとともに、緊急時対策マニュアルに基づいて適切な対応を行うこと。
- 4) 地震、台風等に遭遇したときあるいは停電等の緊急事態が発生したときは、事故等が発生しなくても事後にその状況を監督職員に報告すること。

8. 清掃、除草、除雪

- 1) 受注者は、工事用地内の清掃、除草を適切な頻度で行い、常に清潔な状態を保つこと。
- 2) 受注者は、工事用地が降雪により作業に支障を来す場合、必要に応じて除雪を行うこと。
- 3) 受注者は、必要に応じて散水を行い、粉じんの発散防止に努めること。
- 4) 受注者は、雨水排水路及び集水樹の堆積物を定期的に除去し清掃すること。
- 5) 受注者は、使用する経路上に積雪があるときは、必要に応じて除雪すること。

9. 警備及び防犯

- 1) 受注者は、警備及び防犯体制を監督職員に報告し、承諾を受けること。
- 2) 年末年始等、廃棄物貯蔵施設内が長期間無人となる際には、無断侵入のないようガードマンの配置または機械警備・巡回警備等により、廃棄物貯蔵施設の警備を行うこと。

10. 情報管理

受注者は、定置・維持管理の報告書様式に基づき、日報、月報、年報、点検・検査結果報告書、補修作業報告書及び環境モニタリング報告書等を作成し、監督職員へ書類及び電子メールで報告するとともに、これらの書類を監督職員が指示する期間、適切に管理・保存すること。

11. 工事間調整

他の工事と交錯が生じる場合には、お互い協調の精神に基づき協力し合い、事前に打合せを行うなど工事を円滑に遂行していくこと。

第 2 編 設計、建設工事に関する要件

廃棄物貯蔵施設は、貯蔵容器に入ったばいじん等を荷下ろし、適正に定置し、公害を発生させない施設とする。また、作業員等の放射線による被ばく対策に対して十分配慮した施設とすること。

第1章 共通仕様

第 1 節 廃棄物貯蔵施設配置

1. 配置計画

- 1) 工事用地内の廃棄物貯蔵施設配置計画は、機能的かつ合理的なものとし、作業員が安全に作業できるように配置すること。
- 2) 廃棄物貯蔵施設配置計画の策定においては、立地条件や周辺道路からのアクセスを踏まえ、それぞれの設備が互いに連携して効率的に機能するように、建築物、外構、周辺環境との調和が図れるように十分配慮した計画を行うこと。
- 3) 貯蔵容器の定置作業が円滑に行え、作業員を含めた廃棄物貯蔵施設に出入りする人的動線の安全性が確保できること。
- 4) 貯蔵期間終了後に搬出する際、搬出しやすい構造、配置とすること。なお、一番奥の貯蔵容器を出来るだけ早く取り出せる構造、配置を検討すること。
- 5) 定置・貯蔵期間中の点検・モニタリング・維持管理補修が効率的・経済的に実施可能な構造、配置とすること。
- 6) 廃棄物貯蔵施設の具体的な配置については、契約後に受注者の提案によるものとし、監督職員との協議により決定すること。

2. 車両動線

工事用地内での車両動線は、車両が円滑に通行可能なものとなるよう配慮すること。

3. 貯蔵施設棟

貯蔵施設棟は、ばいじん等を表 2-1 に示す貯蔵容器に収納し、適正かつ安全に定置するために設置するものである。

表 2-1 貯蔵容器について

区分	貯蔵容器の種類	貯蔵容器の寸法等	貯蔵できる貯蔵容器の量
双葉工区	鋼製角形容器	外寸 1.385m×1.385m×H1.280m 内寸 1.265m×1.265m×H1.054m 容器重量 2.8kN	約 14,400 個

4. 管理棟

工事用地内に管理棟を設け、ITV のモニタ、監視装置等により、廃棄物貯蔵施設、荷下ろし及び定置状況の定置状況の監視・管理ができるようにすること。なお、監視装置による遠隔操作は想定していない。

第2節 提出図書

提出図書は、紙媒体及び電子データ一式を提出すること。図面の電子データを提出する場合は、CAD データから直接データ変換した鮮明な図面を提出すること。原則として印刷物のスキャンは認めない。

1. 事前協議図書

受注者は、契約後ただちに事前協議図書を監督職員の指定する期日までに各 10 部提出すること。なお、図書類は縮小版（見開き A3 版二つ折製本）で提出すること。

- 1) 設計計画書、体制表
- 2) 工程表
- 3) 施設概要説明書
 - (1) 全体配置図
 - (2) 全体動線計画
 - (3) 建築設計図（意匠、構造、設備）
 - (4) 外構図
- 4) 主要資材発注先一覧表
- 5) その他監督職員が必要とした計算書、説明書等

2. 実施設計図書

受注者は、実施設計図書として、工事着手 2 週間前までに以下の図書及び書類を提出すること。

- | | | |
|----------------------------|---------------|------|
| ① 図書類（数量計算・設計書含む） | A4 版 | 10 部 |
| ② 図書類 | A1 版 | 2 部 |
| ③ 縮小図書類 | 見開き A3 版二つ折製本 | 10 部 |
| ④ 建築基準法第 18 条に基づく計画通知の確認済証 | | 1 部 |

- 1) 工事仕様書
- 2) 中間貯蔵施設に係る指針との比較表
- 3) 技術提案書との比較表
- 4) 定置・維持管理関係
 - (1) 施設全体配置図（動線計画を含む）
 - (2) 主要平面図、断面図、立面図
 - (3) 工事工程表
 - (4) 実施設計工程表（各種届け出書提出日含む）
 - (5) 重機・車両リスト
 - (6) 予備品、消耗品、工具リスト

- (7) データ管理システム仕様書
 - (8) 定置・維持管理マニュアル
 - (9) リーフレット（工事中説明用、見学者用）
- 5) 土木建築工事関係
- (1) 造成計画図（横断、縦断含む）
 - (2) 建築設計図（意匠、構造）
 - (3) 建築機械設備設計図
 - (4) 建築電気設備設計図
 - (5) 建築物の構造計算書（保有水平耐力計算を行い安全を確認すること。）
 - (6) 外構設計図（場内道路等、観測井戸、門扉・囲障、看板）
 - (7) 排水計画図（防災調節池含む）
 - (8) 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画含む）
 - (9) 建築設備機器一覧表
 - (10) 負荷設備一覧表
 - (11) 各種計算書
 - (12) 面積表
 - (13) 施工図
 - (14) 工事工程表（全体工事工程表、月間工事工程表、その他）
 - (15) 建築確認申請図書
- 6) その他監督職員が必要とした計算書、説明書等

3. 施工承諾申請図書

受注者は、実施設計に基づき工事を行うこと。工事に際しては、事前に承諾申請図書により、監督職員の承諾を得てから着工すること。図書は次の内容のものを各 10 部提出すること。

- 1) 承諾申請図書一覧表（提出予定日を含む）
- 2) 土木・建築及び設備機器施工図
- 3) 施工計画書（線量低減措置計画、家屋・解体計画書、搬入要領書、据付要領書、仮設工事、安全計画を含む）
- 4) 検査要領書（社内検査要領書及び監督職員検査要領書を含む）
- 5) 計算書、検討書
- 6) 打合せ議事録

4. 完成図書

受注者は、建設工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- 1) 竣工仕様書 3 部
- 2) 竣工図 3 部
- 3) 竣工図縮小版（見開き A3 版二つ折製本） 3 部
- 4) 工事管理記録 3 部
- 5) 取扱説明書 3 部
- 6) 諸官庁届出書、許認可報告書 5 部

7) 議事録	1 式
8) 社内検査報告書	1 式
9) 各工程の工事写真及び処理実施状況写真（カラー）	1 式
1 0) その他監督職員が指示する図書	1 式
1 1) 1. 事前協議図書から 4. 完成図書に示すすべての電子データ	3 部

第3節 安全対策

- 1) 設備装置の配置、建設、据付は、すべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な照明、歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。
- 2) 各機器に故障が生じた場合、予備品の確保等により全体の施設に影響を及ぼさないよう考慮すること。
- 3) 機器等の故障または停電等の障害が発生した場合でも、その故障・障害による作業員及び周辺環境への影響がないように措置を講じること。また、作業員が誤操作しない、または誤操作しても事故に繋がらないようフールプルーフの仕組みを採用すること。
- 4) 各設備・機器に必要な応じてインターロックを設けること。
- 5) 高所部分の作業床は、十分な広さを確保するとともに防護柵または手摺を設けること。また、安全带・転落防止用ネット等を取付けるフックを設けること。
- 6) 足場を組み立てる必要がある場所は十分な面積を確保し、他の設備を設置してはならない。
- 7) 関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業員への注意を喚起する必要がある場所には、標識を設置すること。
- 8) 自重、積載荷重、その他の荷重及び地震動等に対して構造耐力上安全でなければならない。
- 9) 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器及びその他の消火設備を備えること。
- 1 0) 各建物及び各設備は、台風や強風時等に、倒壊しない十分な強度を有すること。
- 1 1) 避難経路を確保し、作業員が確実に避難できるように標識を設置すること。

第2章 設計

第1節 調査

- 1) 廃棄物貯蔵施設等の設計に必要となる調査を実施すること。
- 2) 今回の地質調査は、既存の調査結果を踏まえ、調査計画を立案し、監督職員の承諾を受け、実施すること。
- 3) 今回の地質調査のボーリング名称は、以下のフォーマットによること。
ボーリング名：「YYYY-AA-INN」
YYYY：実施した年度（西暦）
AA：添付資料5「調査ボーリング区分エリア」に示されるエリア名
I：共同企業体の名称のイニシャル
NN：同年度、同エリア、同共同企業体で実施されるボーリングの通し番号
- 4) 今回の地質調査を基に、ボーリング柱状図を作成し、既存の調査結果を踏まえて地質断面図を作成すること。なお、ボーリング柱状図及び地質断面図は、環境省が別途委託する業者が作成するボーリング柱状図及び地質断面図と整合を取ること。
- 5) 今回の地質調査で得られたボーリングコアは、環境省が別途委託する業者によりコア確認を行うため、コア確認ができる状態で現場事務所等に保管すること。

第2節 設計

- 1) 本工事の建設工事に係る実施設計を行うこと。
- 2) 既存の調査・検討結果及び中間貯蔵施設の全体計画を踏まえて設計すること。
- 3) 設計に使用する測量図は、レーザ計測に基づく地形図（レベル1,000）を貸与する。
- 4) 実施設計完了後に、設計内容に不適合な箇所が発見された場合には、監督職員と協議し、受注者の責任において修補すること。

第3節 土木設計について

1. 基本的な考え方

設計で考慮する自然現象に対応した外力等は、地震動、降水及び自重・積載荷重である。

2. 地震

- 1) 地震が構造物に及ぼす事象
地震が対象構造物に与える事象としては、以下のものを想定すること。
 - (1) 基礎地盤の沈下・液状化による損傷
 - (2) 盛土のすべり・液状化による損傷
 - (3) モニタリング設備の損傷
- 2) 外力等の設定内容
設計に用いる外力としては地震動を用い、以下の2段階で設定すること。
 - (1) 第1段階の地震
供用期間中に1～2度発生する確率が高い地震動とする。

(2) 第2段階の地震

中間貯蔵施設の整備区域で想定される最大規模の地震動とする。

3) 外力等に対する安全性の確保の考え方

地震動に対する安全性の確保の考え方は、以下の通りとすること。

(1) 第1段階の地震

各施設を構成する構造物を支持する地盤の安定性及び構造物自体の強度を確保することにより、施設の機能の健全性を確保すること。

(2) 第2段階の地震

多少の変位・変形あるいは軽微な損傷は生じることがあっても、各構造物の基本的な構造及び機能を損なわないよう、地盤の安定性及び構造物自体の強度を確保する。

4) 構造物の設計で考慮する方法

(1) 盛土の設計にあたっては、盛土及び基礎地盤を一体として扱い、適切な方法を用いて安定性の照査を行うこと。

(2) 基礎地盤が液状化の可能性がある場合には、液状化の判定を行い、液状化が発生するおそれがある場合には、対策の必要性を判断した上で対策工について検討すること。

(3) モニタリング設備についても、地震動による損傷で設備の要求性能を満たさなくなることを防止するため、適切に照査を行い、必要な対策の検討を行うこと。

3. 降水

1) 降水が構造物に及ぼす事象

降水が対象構造物に与える事象としては、以下のものを想定すること。

(1) 盛土の安定性低下による損傷

2) 外力等の設定内容

降水として考慮すべき外力等は、以下のとおりである。

(1) 降雨強度式 小名浜

$$10 \text{ 年確率} \quad \frac{946}{t^{0.659} + 4.607}$$

3) 外力等に対する安全性の確保の考え方

降水に対する安全性を確保するため、以下の対策を講じること。

(1) 盛土内への降水の浸透をできる限り低下させるための措置を講じること。

4) 構造物の設計で考慮する方法

(1) 雨水排水設備は、降水による地表水が貯蔵施設棟への流入を防止できるよう、降雨強度を考慮して設備の配置・規模を設定すること。

(2) 盛土内に浸透する降水を極力減少させるための措置及び浸透水を速やかに排除するために必要な対策の検討を行うこと。

4. 自重・積載荷重

1) 自重・積載荷重が構造物に及ぼす事象

自重・積載荷重が対象構造物に与える事象としては、以下のものを想定すること。

(1) 基礎地盤の沈下による盛土の損傷

- (2) 盛土のすべりによる変形・損傷
- 2) 外力等の設定内容
 - 自重・積載荷重は、使用する材料や貯蔵するばいじん等及び貯蔵容器等の単位重量と積載高さ等によって設定すること。
- 3) 外力等に対する安全性の確保の考え方
 - 自重・積載荷重に対する安全性を確保するため、以下の対策を講じること。
 - (1) 基礎地盤については、必要な地盤耐力を確保すること。
 - (2) 盛土については、自重及び積載荷重に対する安定性を確保すること。
- 4) 構造物の設計で考慮する方法
 - (1) 基礎地盤については、地質が軟弱地盤である場合には沈下量の照査を行うとともに、必要に応じて地盤改良等の対策を検討すること。
 - (2) 盛土については、自重・積載荷重に対する安定性を照査すること。

第4節 建築設計について

1. 設計方針

- 1) 関係法令、基準、規則等を遵守し、監督官庁の指導に従うこと。
- 2) 貯蔵期間が長いため、機能維持、維持管理が容易な建築的・土木的構造とすること。
- 3) 貯蔵施設棟は、鉄筋コンクリート構造の地上2階建てとし、自重、土圧、積載荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。なお、作業員の被ばく量の低減を図れる工法検討（工期短縮など）を行うこと。
- 4) 貯蔵施設棟の最上階天井、外壁のコンクリート厚は30cm以上を確保すること（RC30cm：遮へい率98%）。
- 5) 床は10t～13t平ボディの大型トラックの走行及びフォークリフトの走行に対し、定置・維持管理期間を踏まえた耐摩耗性を考慮した仕様とすること。なお、床面については、散布型表面硬化材程度の仕様を想定すること。
- 6) 外壁は耐候性に優れ、クラック等の不具合が点検で確認しやすい仕様とすること。
- 7) 屋根はアスファルト防水（標準仕様書9.2.3種別A I－1またはB I－1）とし、10年以上の防水保証を行うこと。
- 8) 各階床高は設計地盤面（設計GL）及び盛土スロープ先端より10cm以上高くし、施設外からの表流水などの流入を防止すること。
- 9) 出入口部に排水溝を設けるとともに、床面がぬれた際の対応として排水溝及び釜場を設置すること。
- 10) 使用する材料は、十分な耐久性及び耐候性を有すること。
- 11) エキスパンションジョイント部を設ける場合は、漏えい、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。
- 12) 貯蔵施設棟の貯蔵容器の定置は、フォークリフトの作業動線、作業員動線、作業性、安全性、点検動線、維持管理の容易性を考慮した計画とすること。
- 13) 塩害対策に配慮した仕様とすること。
- 14) 積雪に対する十分な強度を確保するとともに、必要箇所には最適な結露防止及び断熱性能を確保し、また建物内外の凍結に十分配慮すること。

- 1 5) 工事完了後の長期間の点検・モニタリング・維持管理補修等は、作業内容、従事時間、従事者数が異なることに配慮した施設構成、設備とすること。
- 1 6) 貯蔵容器の腐食や作業環境の影響に配慮した換気設備を設けること。

2. 特記事項

1) 災害対策

防災性能の強化を図り、地震、落雷等により電力・給水等のインフラ機能が停止した場合にも、復旧が容易な設備とすること。

2) 寒冷地対策

- (1) 貯蔵施設棟の部材・構造等は、凍結を考慮して選定すること。また、特に軒先及び雨どいについては、凍結に配慮すること。
- (2) 管理棟等の空調を行う室の外壁等には、断熱材を使用し、防寒、結露対策を講じること。
- (3) 外部に面する建具、屋外に設ける階段、梯子等は、凍結対策に配慮すること。
- (4) 建築設備の機器及び配管は、凍結対策に配慮すること。
- (5) 積雪による荷重を考慮した構造とすること。

3. 構造計画

1) 基本方針

- (1) 建築物は上部・下部構造とも十分な強度及び剛性を有する構造とし、一方で、経済性と工期の短縮を図ることに留意すること。
- (2) 地震対策について、貯蔵施設棟は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に準拠するものとし、地震力に対し構造耐力上安全であり、極まれに起こる大地震発生時に対しても十分な耐力的余裕を確保すること（表 2-2 参照）。なお、管理棟の構造体は、Ⅲ類、非構造部材はB類、建築設備は乙類とすること。

表 2-2 安全性の分類と割り増し係数

項目	安全性の分類	耐震化の割り増し係数
構造体	I 類	1.5
非構造部材	A類	—
建築設備	甲類	—

- (3) 構造体の計画使用期間の級は、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」における「標準供用級」以上とすること。
- (4) 構造計算では水平保有耐力計算により安全性を確認すること。
- (5) 構造計算では建築基準法、国交省告示のほか「建築物の構造関係技術基準解説書 2015 年度版」の各規定に準拠すること。

2) 構造計算

- (1) 構造計算は「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」に準拠して官庁施設として必要な性能の確保を図ること。新耐震設計の趣旨を生かした設計とすること。

3) 基礎構造

- (1) 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じさせない基礎計画とすること。
- (2) 土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。
- (3) 残土の発生量については、極力少なくする計画とし、その計画については監督職員の承諾を得ること。

第3章 土木建築工事

第1節 計画基本事項

本章で記載している内容については、基本的事項を定めるものであり、実施設計及び施工に際しては、環境省の意図を反映させ、合理的計画とすること。

1. 計画概要

1) 工事範囲

本工事範囲は下記工事一式とする。

(1) 土木工事

① 線量低減措置工	1 式
② 家屋等解体工（必要に応じて）	1 式
③ 造成工	1 式
④ 盛土スロープ工	1 式
⑤ 地下排水工（必要に応じて）	1 式
⑥ 雨水排水設備工	1 式
⑦ モニタリング設備工	1 式
⑧ 道路工	1 式
⑨ 付帯設備工	1 式

(2) 建築工事

① 建築工事	1 式
② 建築機械設備工事	1 式
③ 建築電気設備工事	1 式

2) 仮設計画

受注者は、着工前に仮設計画を監督職員に提出し、その承諾を受けること。

(1) 工事期間中、工事用地内に第三者が立ち入ることがないように、公衆用道路に面する箇所等の必要な箇所に仮囲いを施工し、その維持管理を十分に行うこと。

(2) 工事用地内には、場内作業における注意喚起、運搬車両の誘導、その他車両や関係者の誘導のための看板を設けること。

第2節 線量低減措置工

1. 線量低減措置計画

工事用地内で監督職員が指示する場所において空間線量率（ μ Sv/h）及び土壌の放射能濃度（Bq/kg）を測定し、監督職員と協議のうえ、作業員等の被ばく線量の低減等の措置に係る計画（以下「線量低減措置計画」という。）を作成すること。本計画は、工事着手前に速やかに監督職員に提出すること。

2. 線量低減等の措置

線量低減措置計画に従い線量低減措置を実施すること。なお、本工事での標準的な線量低減措

置は表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 工事用地内の線量低減措置

土地等	線量低減対象物	線量低減措置等	除染等工事 共通仕様書 第 3 章参照項目
農地	農地（切土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■機械を用いた除草 ■除草材の集積 ■表土の削り取り 	8.1.1.1-(2) 8.1.1.1-(3) 8.1.2.2-(1)-①
	農地（盛土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■機械を用いた除草 ■除草材の集積 ■深耕 	8.1.1.1-(2) 8.1.1.1-(3) 8.1.2.5
森林	森林（切土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■支障木の伐採 ■除根(伐木除根) ■集積積込み(伐木除根)(除根あり) ■表土の削り取り 	1.4.1.13 ※ ※ 8.1.2.2-(1)-①
	森林（盛土用地）	<ul style="list-style-type: none"> ■支障木の伐採 ■除根(伐木除根) ■集積積込み(伐木除根)(除根あり) ■整地(伐木除根) 	1.4.1.13 ※ ※ ※

※国土交通省土木工事積算基準マニュアル 10-1 河川維持修繕 ②伐木除根工

3. 線量低減措置に伴い発生した土壌の袋詰め

線量低減措置に伴い発生した土壌は、監督職員の指示に従い分別を行い、大型土のう袋（内袋付き）等へ袋詰めし、表面線量率・重量との測定を行い、タグを取り付けること。

4. 線量低減措置に伴い発生した伐木材等の処理

回収した伐木材・除根材を運搬が可能なように切断し、適正に保管すること。

第3節 家屋等解体工（必要に応じて）

1. 基本事項

- 1) 監督職員の指示に従い、工事用地内の家屋等を解体し、監督職員の指示する場所に運搬し、適正に保管等すること。
- 2) 受注者は、解体対象建物等の事前確認を行った上で、工事内容・工程・作業手順・安全対策等を記載した「解体計画書」を作成し、監督職員と協議を行い、その承認を得た上で、工事に着手すること。

2. 技術的要件

- 1) 解体対象物の確認及び危険告知等

解体工事工程に基づき、解体対象とする建物等の位置・部位、危険物等（農薬・ガスボンベ・灯油等）、地下工作物（浄化槽・井戸等）、エアコンの有無、廃家電の残存状況及びそれらの場所等に関して確認し、記録簿（様式は監督職員が指示する）に記録すること。特に解体対象とする範囲については、明確に現地にて確認し、記録簿等に明示すること。

2) 解体前後の空間線量率の測定

解体工事前後の同一地点において、解体対象建物等がある敷地内の5箇所空間線量率の測定を行い記録すること。なお、解体工事後の測定については、工事による粉じん等の影響がないよう、解体工事後、一定の日時の経過後測定を行うこと。

3) アスベスト調査等

(1) 受注者は大気汚染防止法等に基づき、解体対象建物等のアスベスト使用の有無について以下の調査を行うこと。

① アスベスト使用の有無は目視等により確認を行い、その結果を取りまとめ監督職員に提出すること。

② ①の結果、分析によるアスベスト含有の調査を行う必要が生じた場合は、その都度監督職員へ報告しその指示に従うこと。

(2) 調査の結果、石綿含有建材（非飛散性のものであって、レベル3及びレベル3相当のものをいう。）を使用した建物を解体する場合及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物を取り扱う場合については、関係法令に基づき、特に以下を踏まえた飛散防止の徹底を行うこと。なお、飛散性の石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた特定廃石綿等の取扱いについては、より厳格な措置が求められるところであり、個別に監督職員から指示を仰ぐこと。

① 作業員の健康を守るための措置を徹底すること。

② 石綿を飛散させないための次の措置を徹底すること。

イ 「解体等作業に関するお知らせ」を掲示すること。

ロ 石綿成形板等の破砕または切断にあつては、原則行わない。

ハ 収集または運搬のためにやむを得ず石綿成形板等の破砕または切断等が必要な場合にあつては、

a 散水等により十分に湿潤化した上で、破砕または切断を行うこと。

b 破砕後または切断後、直ちに大型土のう袋詰め等を行うこと。

c 作業に当たり、粉じんが多量に発生するおそれがある場合には、散水するなどの措置を講じること。

d 飛散抑制剤については、必要に応じて使用すること。

③ 収集または運搬にあつては他の物と混合しないように区分し、飛散及び落下の防止措置を講じること。

④ 保管にあつては見やすい箇所に所定の掲示板を設け、他の廃棄物と区分して適切に保管すること。

⑤ 作業員に対して、石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物の取扱いに関する教育を徹底すること。

4) 解体対象建物等の解体

(1) 受注者は、解体計画書に基づき、安全確保を行った上で、解体対象建物等（これに付

帯する工作物等で監督職員の指示するものを含む。以下同じ。)の解体を実施する。また、解体対象建物等の誤認を防止するための措置につき監督職員からの指示を仰ぐこと。

- (2) 解体を行う優先順位については、監督職員の指示に従うものとする。解体工事時に、解体対象建物等の所有者等の申出により、貴重品、思い出の品等の現場確認及び持ち出し依頼があった場合は、安全確保を前提に所有者等の申出に沿うよう努めること。
- (3) 解体工事は、個々の被害状況をふまえた上で、安全の確保を最優先させつつも可能な限り速やかに終了させるよう努めること。

5) 解体廃棄物の処理及び保管

受注者は、解体に伴い発生した廃棄物（解体対象建物等の内外にある廃棄する家財等を含む。以下「解体廃棄物」という。）について、以下の処理を行うこと。なお、保管にあたっては、必要に応じてシートがけ等を行うこと。

- (1) 解体廃棄物は、解体现場または監督職員の指示する場所において、表 2-4 に掲げる種類に選別・整理すること。
- (2) 調査の結果、石綿含有建材（非飛散性のものであって、レベル 3 及びレベル 3 相当のものをいう。）を使用した建物を解体する場合及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物を取り扱う場合については、関係法令に基づき、特に以下を踏まえた飛散防止の徹底を行うこと。なお、飛散性の石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた特定廃石綿等の取扱いについては、より厳格な措置が求められるところであり、個別に監督職員から指示を仰ぐこと。
 - ① タンス、机等は、分解して(1)の②、⑩、⑪または⑮などに適切に選別すること。なお、ソファ、ベッド、マットレス等のうち、金属類を含むものは可燃不燃混合物（「金属と可燃物からなる混合物」をいう。）として、分解・選別しなくてもよい。
 - ② サッシは、分解して(1)の②または⑦などに適切に選別すること。
 - ③ 浄化槽は、分解して(1)の②、④、⑥、⑩または⑮などに適切に選別すること。
- (3) 解体廃棄物は、環境省が中間貯蔵施設予定地内に確保する監督職員の指示する場所に運搬し、保管すること。解体廃棄物の移動、積み下ろし作業の際は監督職員や他の工事業者等と事前に調整し、適切に対応すること。
- (4) 監督職員が指示する方法により、解体廃棄物の量（重量または数等）及び表面線量率を測定し（解体廃棄物またはそれを封入した大型土のう袋等の表面線量率を測定する方法を想定）、記録すること。なお、当該記録については、監督職員の指示に従って適切に報告すること。また、解体廃棄物の運搬の記録については、放射性物質汚染対処特措法及びその下位法令等に従って、適切に作成、保管、報告すること。
- (5) 解体廃棄物のうち家電・農機具・自転車等については、リサイクルが可能となるように、あらかじめ取り外しを行いまたは搬出し、分別すること。その品目、数量は監督職員へ報告すること（例：冷蔵庫 1 台）。
- (6) 受注者はエアコンについて、大気中にフロンガスが漏れないように適切な措置を行い、取り外すこと。また、フロンガスの回収が必要な場合には、監督職員の指示に従うこと。なお、これらの作業に要する費用は設計変更の対象とする。

表 2-4 廃棄物ごとの整理、保管上の留意点

廃棄物の種類	大型土のう袋等詰めの有無	その他整理、保管上の留意点
①コンクリート類	無	—
②金属類(農機具、自転車等を含む)	無	●土等が付着しないようにすること。
③瓦・レンガ	無	●石綿含有の瓦・レンガを混合しないこと。
④石材	無	●大谷石とそれ以外に分別すること。
⑤石膏ボード	有	●製品名や製造会社、建築年代等を確認して石綿含有の疑いがある場合は、石綿含有廃棄物とみなして取り扱うこと。
⑥FRP・硬質プラスチック	有	●金属類が混合していても差し支えないが、金属類以外の混合物は取り除くこと。塩ビ管は可能な限り取り除くこと。
⑦ガラス類	有	●板ガラス以外のガラス類を混合しないこと。
⑧断熱材	無	●材質を確認し、可燃性及び不燃性に選別し、大型土のう袋等に入れて保管すること。
⑨大型家電(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)	無	●テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の品目ごとに分別すること。 ●冷蔵庫・冷凍庫は庫内を清掃すること。
⑩小型家電	無 (ファンヒーター・ストーブ・電子レンジ等)	●カセットコンロからカセットボンベを外しておくこと。 ●ファンヒーターから灯油を抜いておくこと。
	有 (カセットコンロ・ドライヤー・トスター等)	●コピー機等からトナーを外しておくこと。
		●電池を外しておくこと。
		●照明器具の内、蛍光灯についてはドラム缶等の専用容器に入れる措置を講ずること。
⑪ ①～⑩以外の不燃物	有	—
⑫木くず	無※	●付着する異物(金属類等)を除去すること。 ●土等が付着しないようにすること。 ●保管場所は原則アスファルト舗装された場所とすること(難しい場合は監督職員に相談すること)。 ※木片等の小部材は必要に応じ袋詰めにする。
⑬畳	無	●裁断しないこと。 ●雨等に濡れないようにすること。
⑭タイヤ	無	●ホイールは取り外さないこと。 ●ホイールが無いものも裁断せず、可燃物として保管すること。
⑮ ⑫～⑭以外の可燃物	有	—
⑯桶の残留物	有	●ブルーシートやプラ板等の上に集積する等、監督員と協議の上処理すること。
⑰土壁	有	●土壁はブルーシート等の上に集積し、土と木舞に分別すること。 ●ふるい落とした土はすき取り、大型土のう袋等に入れること。
⑱特定廃石綿等	監督職員と協議	●二重梱包等必要な処理につき監督職員の指示を仰ぐこと。
⑲石綿含有特定廃棄物	有	●「3)アスベスト調査等」を参考に適切に処理を行うこと。
⑳PCB含有廃棄物	監督職員と協議	●PCBが流出しないよう、容器に入れる等の措置を講ずること。 ※PCB含有の有無の判定等は、別途連絡する詳細を参照すること。
㉑監督職員の指示する種別	監督職員の指示による	●陶磁器類(瓦・レンガを除く。)、農薬、塗料、ガスボンベ等を想定すること。

第4節 造成工

1. 基本事項

廃棄物貯蔵施設について、中間貯蔵施設全体の施設配置を踏まえた造成形状・施設配置とすること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、「道路土工-擁壁工指針」や「道路土工-盛土工指針」、道路土工一切土工・斜面安定工指針」等に準拠し、詳細は実施設計により決定すること。

3. 技術的要件

- 1) 貯蔵施設棟の形状等を踏まえるとともに、基礎地盤及び地下水の高さ、搬入道路の位置、雨水の放流先等を考慮した造成形状・施設配置を基本とすること。
- 2) 法面勾配は、地質調査結果等を踏まえて適切な勾配とすること。
- 3) 残土の発生量については、極力少なくする計画とし、その計画については監督職員の承諾を得ること。
- 4) 現地発生土は、中間貯蔵施設内別工事の用地への移動を除いて、原則として工事用地から搬出しないこと。
- 5) 法面保護工は、植生工等によるものとする。植生工に用いる種子は、地域特性・維持管理等を考慮して選定すること。

第5節 盛土スロープ工

1. 基本事項

- 1) 盛土スロープ工は、貯蔵施設棟の2階へ運搬車両を安全に搬入させるための設備である。
- 2) 盛土スロープ工は、地震、地下水及び降水の作用によって、すべり破壊、侵食破壊、浸透破壊が生じないこと。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目		諸元
盛土	構造形式	ジオテキスタイル工法またはブロック積擁壁等
	材料	現地発生土
	法勾配	1:0.5～直壁等
	法面保護	植生マット等
道路工		アスファルト舗装等
付帯設備		ガードレール
運搬車両		10 t～13 t 平ボディの大型トラック

3. 技術的要件

1) 盛土

- (1) 盛土の構造はジオテキスタイル工法又はブロック積擁壁等とし、盛土材料は現地発生土の使用を基本とすること。
- (2) 盛土の安定性を確認するにあたっては、定置・維持管理工事における重機等の重量を考慮すること。
- (3) 基礎地盤は、盛土及び運搬車両等の自重に対して必要な強度、支持力を有しているものとする。
- (4) 盛土等の勾配は、地震時の安定性照査により設定すること。
- (5) 小段は施工性や維持管理等を考慮し必要に応じて設置すること。
- (6) 盛土に施す法面保護は、植生マットを標準とすること。
- (7) 盛土の構造、規模（盛土の高さ）、周辺の地下水位及び湧水の状況を勘案し、必要に応じて盛土排水工の設置を検討すること。

2) 道路工（舗装構成）

道路工は、アスファルト舗装を基本とし、道路構造令第 23 条 2 項を満たす構造とすること。

第 6 節 地下排水工（必要に応じて）

1. 基本事項

- 1) 地下排水工は、切り盛り境部、片切り片盛り及び斜面上の盛土等で、盛土内へ水を浸透させないよう適切な配置を検討すること。
- 2) 地下排水工は、積載荷重、地震に対して堅固で耐久力を有すること。

第 7 節 雨水排水設備工

1. 基本事項

雨水排水設備は、工事用地内の雨水を有効に集め排出することができる能力を有するとともに、開発に伴う流量増に対応できるものとする。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	諸元
排水溝	鉄筋コンクリートU形、ベンチフリューム、集水柵等
防災調節池	ブロック積：計画調整容量 [] m ³

3. 技術的要件

1) 排水溝

- (1) 排水溝は、工事用地の周囲に設けることを基本とする。その他、必要な排水溝を設けること。排水先は防災調節池を基本とすること。
- (2) 断面形状等の決定にあたっては、合理式により、降雨強度式（小名浜 10 年確率）

$$t^{0.659} + 4.607$$

流出係数に貯蔵施設 0.9、工事用地周辺林地 0.6、路面、屋根及び造成法面 0.9 を用いることを基本として雨水排水量を算定すること。

- (3) 開水路の余裕高は、水路高さの 2 割以上とすること。
- (4) 工事用地の背後地の表流水は、できるだけ工事用地内に流入しないように適正に排水すること。

2) 防災調節池（沈砂池）

- (1) 開発行為に伴う流量増対策として、「林地開発行為にかかる連絡調整協議の手引き（平成 28 年 5 月、福島県農林水産部）」等を参考として防災調節池の設置等を検討すること。
- (2) 線量低減措置後から定置・維持管理中の間、排水溝（背後地の排水は除く）は原則として沈砂池へ排水し、沈砂後に下流河川等へ放流すること。
- (3) 防災調節池と沈砂池は兼ねることができる。
- (4) 防災調節池（沈砂池）からの放流水は、定期的（1 回/月以上）に SS（または濁度）を測定できるものとする。
- (5) 防災調節池（沈砂池）は、上記の測定のため、採水可能な構造とすること。
- (6) 沈砂池は、十分な滞留時間を確保した面積とすること。
- (7) 沈砂池は、工事期間中に必要に応じて排砂すること。

第 8 節 モニタリング設備工

1. 基本事項

- 1) モニタリング設備は、廃棄物貯蔵施設周縁の地下水の水質への影響の有無を監視することができるものであること。
- 2) モニタリング設備は、地下水の水質検査を行うことができるものであること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	諸元
水質観測井戸	保孔管 VP φ 50 以上、深度 10m 程度 工事用地内 2 か所以上（上流、下流）

3. 技術的要件

- 1) 水質観測井戸は、施設の周縁に地下水流の上下流方向に沿って、上流側においては少なくとも 1 か所、下流側においては地下水の広がりに応じて 1 か所以上に設置し、効果的に観測可能な配置とすること。
- 2) 水質観測井戸の配置・深度は、地下水観測調査結果及び地下水解析結果を踏まえること。
- 3) 水質観測井戸の深度は、監視対象とすべき地下水を捕捉できる深度とし、有孔管には、必要に応じて巻網等を施し、保孔管内への砂粒子の流入を防止すること。

- 4) 水質観測井戸の孔口部からの地表水の流入を防止する構造とすること。このため、四方をコンクリート枠等で囲うとともに、無孔管区間を適正に配置し、孔口にはキャップを設けること。
- 5) 無孔管と有孔管の境界部分は、シール材またはパッカー等を用いて孔壁部を遮水すること。
- 6) 掘削径は 86mm 以上、保孔管の内径は 50mm 以上とすること。
- 7) 保孔管は、維持管理、採水等を考慮して、地表面より 50cm 程度立ち上げること。
- 8) 保孔管の底部には、エンドキャップを設けること。

第9節 道路工

1. 基本事項

既存の道路から貯蔵施設棟の荷下ろし場までの運搬に使用する搬入道路、貯蔵施設棟の荷下ろし場の2階に運搬するための盛土スロープ工及び廃棄物貯蔵施設を管理するための管理道路を設けること。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	諸元
表層	密粒度アスファルト t = 5cm
路盤	クラッシャーラン C40 t = 15cm
搬入道路	アスファルト舗装、全幅 6m (車道 5m以上)
盛土スロープ工	アスファルト舗装、全幅 8.5m (車道 7m以上) 縦断勾配最大 12%以下、(緩和勾配有)
管理道路	アスファルト舗装、全幅 4m以上 (車道 3m以上)
駐車場	普通自動車 10 台程度
その他	平場はアスファルト舗装にすること。

3. 技術的要件

- 1) 舗装は、アスファルト舗装を基本とし、道路構造令第 23 条 2 項を満たす構造とすること。
- 2) 搬入道路は、一方通行で全幅 6m (車道 5m以上) とすること。また、コーナー部は大型車両の通行に配慮した形状とすること。
- 3) 道路は、無理のない曲率半径及び有効幅員で計画し、白線、道路標識を適宜設けることで車両の交通安全を図ること。
- 4) 運搬時の走行の安全性を考慮して、道路幅、縦断勾配を設定するとともに、ガードレール等の防護設備の設置を検討すること。

第10節 付帯設備工

1. 基本事項

敷地の周囲に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、かつ、廃棄物貯蔵施設であることの表示を行うこと。

2. 計画諸元

主要な材質・形状及び規格等は、以下を基本とし、詳細は実施設計により決定すること。

項目	設置場所	諸元
井戸(雑用水)	工事用地内	井戸(維持管理用)、給水設備等
囲障設備	廃棄物貯蔵施設外周	ネットフェンス、門扉
その他設備	廃棄物貯蔵施設入口等	掲示板、高さ制限バー、ミラー

3. 技術的要件

1) 井戸

- (1) 井戸は、維持管理(雑用水としての利用)に必要な量を揚水する設備(深さ10m程度、管径116mm)とすること。
- (2) 用水は、必要に応じて貯水用のタンクの設置、雨水の利用を検討すること。

2) 囲障設備

- (1) 囲障設備は、廃棄物貯蔵施設の工事用地を明示するため、または貯蔵の場所であることを示すため、または必要のある者以外の者を立ち入らせないために設けるものである。
- (2) 廃棄物貯蔵施設の周囲(河川は横断しない)に柵(ネットフェンスH=1.8m)を設けるとともに、道路の出入口には門扉を設置すること。
- (3) 門扉は、施錠が可能なものとすること。

3) その他設備

- (1) 指針に基づき、指定廃棄物の保管の場所である旨を示す掲示板を廃棄物貯蔵施設の出入口に設置すること。
- (2) 廃棄物貯蔵施設の外側の見やすい場所に、その旨を明記した標識を掲げ、貯蔵施設棟の出入り口に高さ制限バーを設置すること。
- (3) 空間線量率の測定結果を表示するための看板を掲示板付近に設置すること。
- (4) 視認性の悪い箇所等に安全確認のためのミラーを設置すること。

第11節 建築工事

1. 各施設計画

1) 貯蔵施設棟

(1) 定置場

- ① 約14,400個の貯蔵容器が定置できるスペースとすること。

- ② 貯蔵容器は、地上1階部分は4段積み、地上2階部分は3段積みを目録とすこと。な、天井の高さは、貯蔵容器の天端と躯体部分とが余裕を0.6m以上確保できる高さとすること。
 - ③ 定置作業に配慮し、荷下ろし場と連続したスペースとすること。
 - ④ 荷下ろし場との間の建具（シャッターまたは扉）は、荷下ろし場の出入口部のシャッターが開放されているときに閉鎖できる施設とすること。
 - ⑤ 外部に面する開口部は極力設けないものとすること。
 - ⑥ 天井の高さは、貯蔵容器の段数を考慮して定置できる作業空間を確保すること。
 - ⑦ 電動フォークリフトの走行、作業に支障がない幅員を確保した通路を設けるとともに、貯蔵容器の周囲には貯蔵容器の貯蔵状況、外部に面する壁面の点検ができるよう点検員等の点検歩廊（0.7m以上）を設けること。
 - ⑧ 貯蔵施設棟は外部と区画された構造で、扉、蓋等の外部に通ずる部分に、鍵その他の閉鎖のための設備または器具を設けること。
 - ⑨ 貯蔵施設棟の2階において、荷下ろし場以外に二方向避難が可能となるよう、外部階段を設けること。
- (2) 荷下ろし場
- ① 10t～13t平ボディの大型トラックの搬入後、トラック出入口部のシャッターを閉めて荷下ろし作業が行える空間を確保すること。
 - ② 貯蔵容器の荷下ろし作業は電動フォークリフトで行うため、充電もしくはこれに代わる設備を設ける。
 - ③ 貯蔵容器を〔 〕個分荷下ろしして仮置きできるスペースを設ける。

2) 管理棟

(1) 必要機能

- ① 棟数 [1棟]
- ② 構造形式 [組立式ハウス]
- ③ 延床面積 [100㎡程度]

(2) 特記事項

- ① 換気及び空調を行い、照明及びコンセントを設置すること。
- ② ITV装置（ITVのモニター）、監視装置（遠隔操作を含まない）、PC、プリンタ等を設置すること。
- ③ 付近に簡易便所を設けること。

第12節 建築機械設備工事

1. 換気設備

- 1) 貯蔵施設棟は第1種換気方式とすこと。
- 2) 貯蔵施設棟は、定置・貯蔵期間中に建物内での結露を抑制する換気設備を設けること。
- 3) 貯蔵施設棟の排気側には、HEPAフィルタを設置すること。
- 4) 機器の更新時や故障におけるバックアップの設備は考慮しない。
- 5) 換気回数、換気量は、作業内容を考慮して設定すること。

6) 建屋について、換気計画とその算出根拠を明記すること。

2. 空調設備

荷下ろし場及び管理棟は空調設備を設け、作業員の良好な作業環境を確保すること。

3. 消防設備

消防法規、条例等を遵守するとともに所轄消防署と協議し、必要設備を設置すること。

4. 配管工事

井戸、排水等の配管工事を適切な材質を用いて実施すること。

第13節 建築電気設備工事

1. 照明・コンセント設備

1) 一般事項

- (1) LED灯により、それぞれ必要な照度（工場の照度基準（JIS Z9110）及び労働安全衛生規則第604条より、床面でおおむね70～75 lx以上）を確保すること。
- (2) 貯蔵施設棟内の照明器具は原則としてガード付とすること。
- (3) 設置場所の状況に応じて耐熱、耐食、防水その他を配慮すること。
- (4) 外灯はポール型とするが、屋外の機械設備周辺は、それぞれ目的に応じて必要な機能を確保すること。
- (5) 非常灯、誘導灯は、充電式電池内蔵型とし、所轄消防署の指導に従って設置すること。
- (6) ケーブル、電源盤、その他貯蔵施設棟の設備材料は、難燃性以上の仕様を基本とすること。
- (7) 貯蔵施設棟内の照明の制御装置を管理棟内に設けること。

2) コンセント設備

- (1) 貯蔵施設棟内の必要な場所にコンセント（防滴型アース付）を設けること。
- (2) 必要な場所には200V用を設けること。
- (3) 必要な箇所及び予備のコンセントを設けること。

2. 弱電設備

1) 拡声放送設備

管理棟より指示が出せる設備を整備すること。

2) 自動火災報知設備（必要に応じて）

法令及び所轄消防署の指導に基づく設備とし、必要な設備一切を設けるとともに極力誤動作を避けられる設備とすること。

3) 電話・通信設備工事

- (1) 管理棟と貯蔵施設棟で連絡ができる設備を整備すること。
- (2) 管理棟内に光通信及びイントラネットの設置に係る配管配線工事を行うこと。

4) ITV設備工事

- (1) 貯蔵施設棟内の貯蔵容器の状態、作業状況の監視用に ITV 設備を設け、管理棟のモニターで監視できる設備を設けること。
- (2) 廃棄物貯蔵施設の主要な箇所（荷下ろし場各階：1 か所、定置場各階：4 か所程度）に ITV 設備を設けること。
- (3) カメラは回転雲台付きズーム可能とし、管理棟からズームの遠隔操作可能とすること。

3. 避雷設備

建築物の高さ並びに屋上付帯設備等により、避雷設備が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、必要な位置に所定の避雷設備を設けること。

4. 防犯警備設備

「第2章 第1節9. 警備及び防犯」に見合った警備設備を設置すること。

第14節 その他施設

1. 安全対策設備

- 1) 廃棄物貯蔵施設内の安全性に配慮し、以下の設備を設けること。
 - (1) 床、壁への安全表示（案内表示）、誘導標識設置
 - (2) シャッター及び扉のガードポール設置
 - (3) 柱コーナーガード設置

第 3 編 定置・維持管理工事に関する要件

第1章 一般事項

受注者は、自ら設計、建設した廃棄物貯蔵施設による定置・維持管理を、実施設計図書として作成する定置・維持管理マニュアルに基づき、責任をもって実施すること。また、関係法令を遵守し、安全確保に努めること。

第 1 節 定置・維持管理マニュアルの作成

- 1) 受注者は、定置・維持管理工事に対する体制、報告書様式及びマニュアルをとりまとめ定置・維持管理マニュアルとして作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 2) 受注者は、以下に示す構成を参考に、定置・維持管理マニュアルを作成すること。
 - (1) 定置・維持管理体制
 - ① 定置・維持管理体制
 - ② 災害時・緊急時の連絡・対策体制
 - (2) マニュアル
 - ① 定置・維持管理工事のマニュアル
 - ② 放射能対策マニュアル
 - ③ 災害時・緊急時対策マニュアル
 - (3) 報告書様式
 - ① 日報、月報、年報
 - ② 点検・検査結果報告書
 - ③ 補修実施計画書
 - ④ 補修作業報告書
 - ⑤ 環境モニタリング報告書

第 2 節 定置・維持管理計画書の作成

- 1) 受注者は、定置開始前に、定置・維持管理工事に対する計画書をとりまとめ、定置・維持管理計画書として作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 2) 受注者は、以下に示す構成を参考に、定置・維持管理計画書を作成すること。
 - ① 定置計画書（定置・維持管理期間、月間）
 - ② 点検・検査計画書（定置・維持管理期間）
 - ③ 補修計画書（定置・維持管理期間）
 - ④ 環境モニタリング計画書（定置・維持管理期間）

第 3 節 定置・維持管理報告書の作成・提出

- 1) 受注者は、定置・維持管理マニュアルにまとめた報告書様式に従い、各報告書を提出すること。
- 2) 定置・維持管理報告書の提出時期は、原則として毎翌月の 5 日までとすること。
- 3) 定置・維持管理報告書の提出は、ハードコピーを監督職員に届けるとともに、電子メール

による送付も行うこと。

第4節 定置・維持管理前の周辺環境調査

周辺環境への汚染がないことを確認するために、定置開始前に表 3-1 に示す工事用地境界における空間線量率及び地下水の放射能濃度等の調査を行うこと。

表 3-1 定置開始前の測定項目と回数

区 分	計測地点	計測項目	計測頻度
周辺環境	地下水 施設周縁 (上流及び下流の計2か所)	地下水検査項目濃度 ダイオキシン類濃度 放射能濃度 電気伝導率 塩化物イオン濃度	1回
	悪 臭 工事用地境界 (風上及び風下の計2か所)	臭気指数	1回
	放射能 工事用地境界(5か所)	空間線量率	1回

※地下水検査項目：放射性物質汚染対処特措法施行規則の別表第三の項目（以下同様）

第5節 作業員・運転手への教育

- 1) 受注者は、定置する作業員に対し、施設の円滑な操業に必要な重機・機器の運転管理及び取扱い（維持管理含む）について、あらかじめ監督職員の承諾を得た運転教育計画書及び定置・維持管理マニュアルに基づき、必要にして十分な教育を行うこと。
- 2) 作業員・運転手に対して、除染等工事共通仕様書（第10版）1-1-32(2)に定める指導及び教育とあわせて、貯蔵容器等を安全に運搬するための方策や事故防止対策、事故発生時の対応方法等について指導及び教育を実施し、作業及び運転において遵守するよう教育・管理すること。なお、安全教育計画を作成し、監督職員の確認を得ること。

第6節 定置・維持管理期間終了時の取扱い

原則として、定置・維持管理期間終了時に、受注者は貯蔵容器を全量定置していること。定置・維持管理期間終了時の詳細については、監督職員に確認し、決定すること。

第2章 定置・維持管理

第1節 定置・維持管理記録

- 1) 受注者は、定置・維持管理工事の計画書を作成し、監督職員の承諾を得た後に定置・維持管理工事を実施すること。
- 2) 受注者は、定置・維持管理記録を日報、月報及び年報としてとりまとめ、監督職員へ提出すること。

第2節 定置方法

- 1) 定置作業は1階から実施すること。
- 2) 運搬車両を荷下ろし場へ誘導すること。
- 3) 荷下ろし前に貯蔵容器の管理番号を確認、記録した後、フォークリフトにより貯蔵容器を車両から下ろすこと。記録方法は、監督職員の指示によること。
- 4) 荷下ろし後の貯蔵容器は、フォークリフトで定置場に運搬し、定置すること。
- 5) 貯蔵容器は、定置後の地震による転倒防止対策を講じること。または構造物側での対策も検討すること。
- 6) 表3-2に示す項目、その他必要な項目について確認・記録するとともに、毎月監督職員へ報告すること。

表3-2 定置・維持管理項目

区 分	場 所	管理項目	頻 度
荷下ろし	荷下ろし場	貯蔵容器（鋼製角形容器及びドラム缶） 数、管理番号	受入・荷下ろし毎
定置	定置場	貯蔵量、定位置（管理番号毎に定置位置 と段数を記録）	毎日作業終了時
排水	排水タンク	排出量、放射能濃度	排出時

*：計量は減容化施設にて実施。

第3章 維持点検等

1. 点検・検査

- 1) 受注者は、定置・維持管理期間を通じた廃棄物貯蔵施設の点検・検査計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- 2) 点検・検査計画書には、日常点検、定期点検、法定点検及び自主点検等の内容について、管理対象毎に項目と頻度等を記載すること（表 3-3）。
- 3) 受注者は、点検・検査計画書に基づいて廃棄物貯蔵施設の点検・検査を行うこと。
- 4) 受注者は、点検・検査結果をまとめた点検・検査結果報告書を作成すること。

表 3-3 主な点検項目と頻度

管理対象		管理項目	点検頻度	点検方法・器具
			定置中	
建屋 (鉄筋コンクリート造)		鉄筋コンクリート部材のひび割れ、亀裂	月 1 回	目視
		建屋の沈下・浮上、傾斜	月 1 回	沈下計・傾斜計目視
		床・壁などの変位・変形	月 1 回	測量目視
雨水排水施設	外周水路	小段水路の損傷、雑草の繁茂、	週 1 回	目視
		U字溝の目地ずれ、不等沈下	週 1 回	目視
		土砂の堆積	週 1 回	目視
		グレーチング蓋の目詰まり、コンクリート蓋損傷	週 1 回	目視
貯蔵容器		外観点検	月 1 回	目視
門扉設備		動作確認、破損、汚れ等	週 1 回	目視

2. 補修

受注者は、補修計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。また、補修の実施前までに詳細な補修実施計画書を作成し、補修を実施するとともに、補修作業報告書を提出すること。

3. 予備品・消耗品

受注者は、維持管理に必要な予備品・消耗品を現場に保管し、管理すること。

第4章 環境モニタリング

- 1) 受注者は、表 3-4 に示す環境モニタリング項目に基づき、計測項目、頻度及びそのとりまとめ様式を環境モニタリング計画書として作成し、監督職員の承諾を得ること。
- 2) 監督職員が必要と判断した場合は、表 3-4 に示す計測項目、計測頻度を増やすことができるものとする。
- 3) 受注者は、環境モニタリング計画書に基づき環境モニタリングを実施すること。
- 4) 空間線量率の測定にあたって、受注者は、1年以内に校正されたシンチレーション式サーベイメータ等のガンマ線を測定できる空間線量率計により行うこと。
- 5) 受注者は、環境モニタリングの結果を環境モニタリング報告書としてとりまとめ、監督職員に報告すること。

表 3-4 環境モニタリング項目

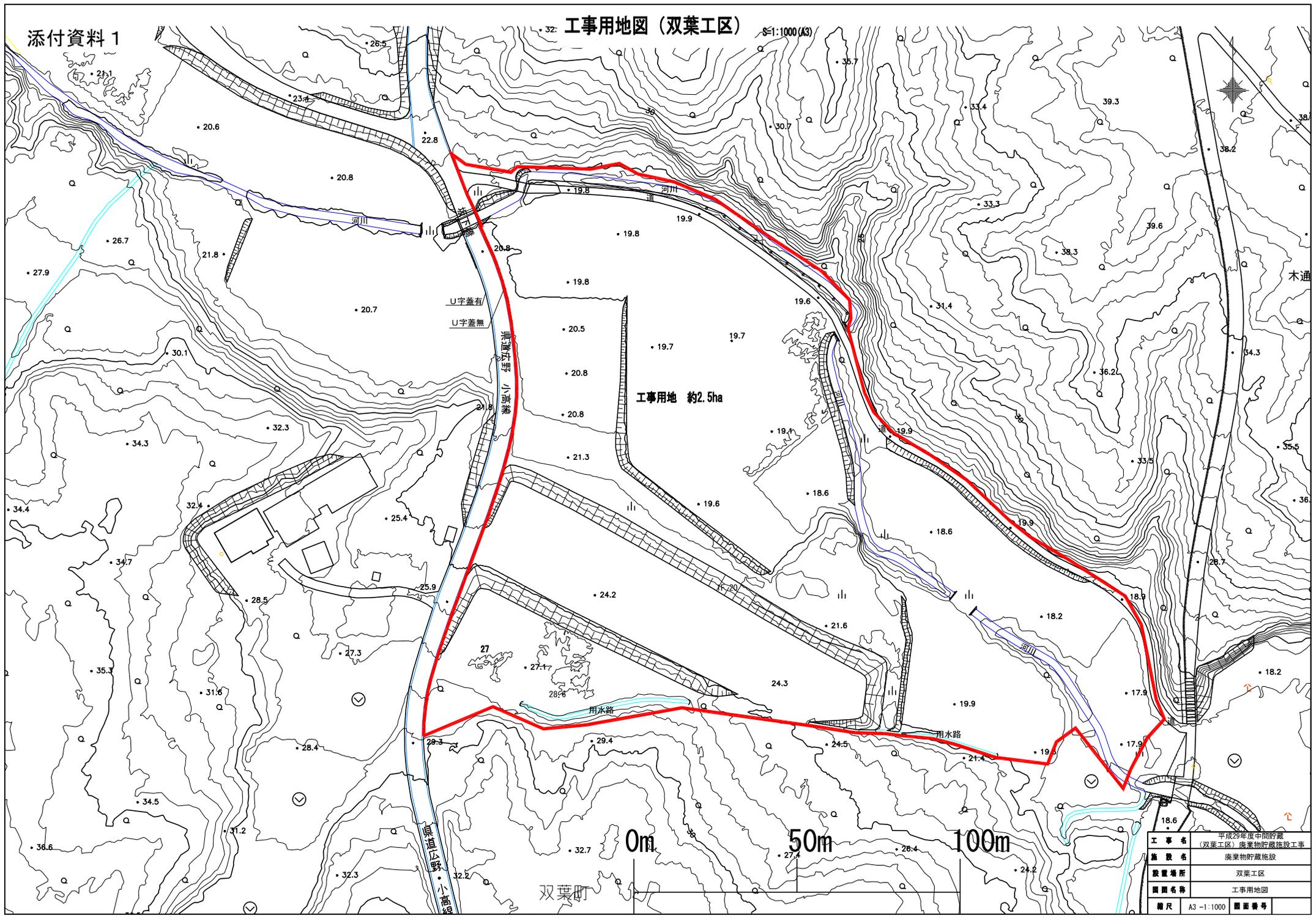
区 分		計測地点	計測項目	計測頻度
周辺環境	地下水	施設周縁 (上流及び下流の計2か所)	地下水検査項目濃度 ダイオキシン類濃度	1回/年
			放射能濃度 電気伝導率 塩化物イオン濃度	1回/月
	悪 臭	工事用地境界 (風上及び風下の計2か所)	臭気指数	1回/年
	放射能	工事用地境界(5か所)	空間線量率	1回/週
作業環境	放射能	単位作業場所※	空間線量率	1回/月
		床・壁・設備等※	表面汚染密度	1回/月

※電離則に基づき計測地点数を決定する。その他、作業員の被ばく線量等の測定・記録を実施すること。

添付資料 1

工事用地図 (双葉工区)

縮尺: 1:1000 (A3)



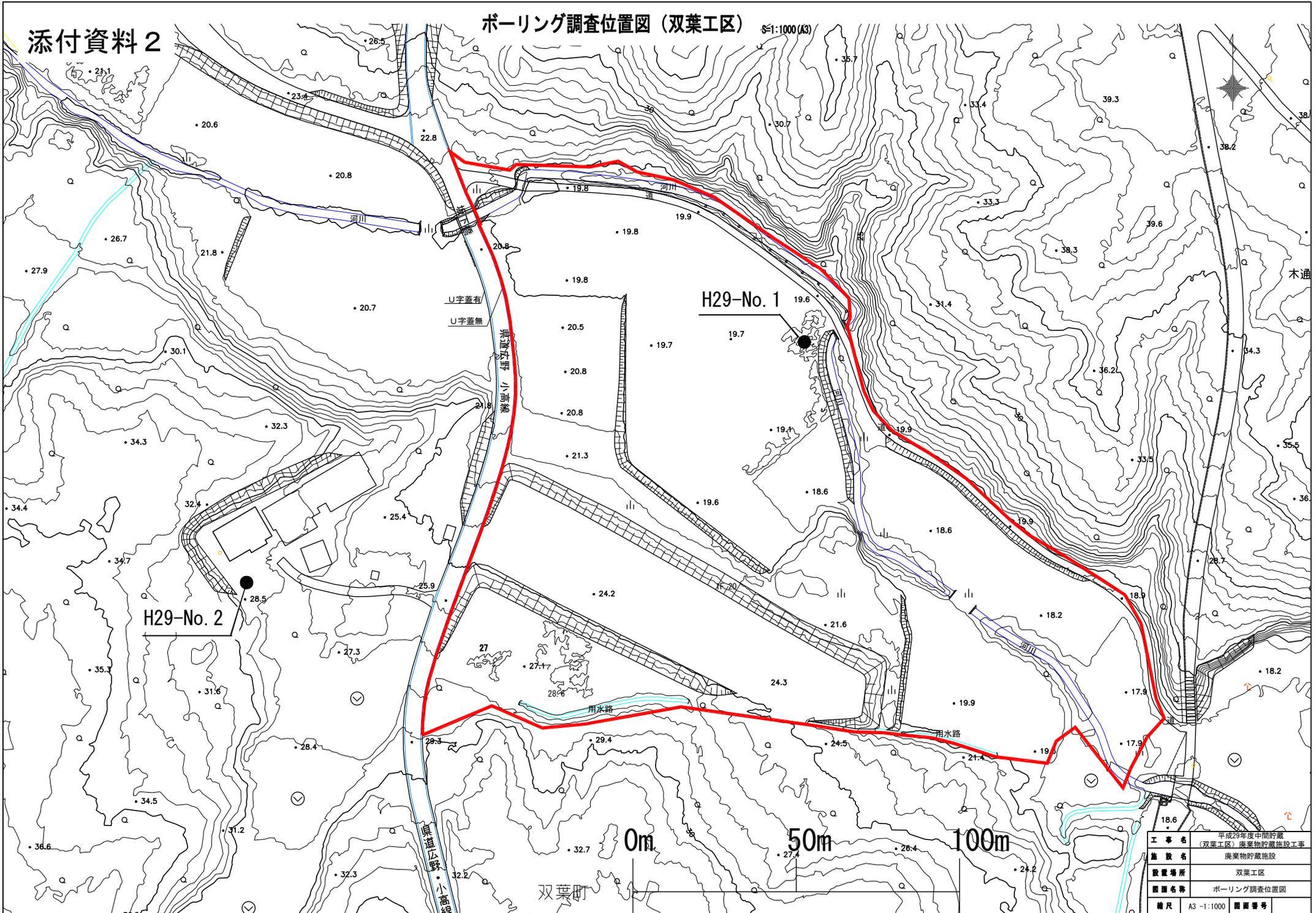
工事用地 約2.5ha

工事名	平成29年度中間貯蔵
施設名	(双葉工区) 廃棄物貯蔵施設工事
設置場所	双葉工区
図面名称	工事用地図
縮尺	A3 -1:1000
図面番号	

添付資料 2

ボーリング調査位置図（双葉工区）

縮尺:1:1000(A3)



工事名	平成29年度中間貯蔵
施設名	(双葉工区) 廃棄物貯蔵施設工事
設置場所	双葉工区
図面名称	ボーリング調査位置図
縮尺	A3 -1:1000
図面番号	

添付資料 2

ボーリング柱状図

調査名 平成29年度対策地域内廃棄物等の減容化処理等に係る技術支援業務

ボーリングNo. 56411011001

事業・工事名

シートNo. 56411011001

ボーリング名	H29-No.1		調査位置	福島県双葉町		北緯	37° 25' 53.5000"										
発注機関	環境省			調査期間	平成29年 9月28日～ 年 月 日		東経	141° 01' 24.6400"									
調査業者名				主任技師			現場代理人	コ鑑定者									
ボーリング責任者																	
孔口標高	TP	18.86m	角			方			地盤勾配	鉛直	90°	使用機種	試錐機	ベルマシン BL-MT2	ハンマー	落下用具	半自動型
総掘進長	6.30m		度			向			エンジン	ヤンマー NFD10		ポンプ	ヤンマー L40				

標高	層厚	深度	柱状図	土質区分	色	相対密度	相対稠度	記号	地盤材料の工学的分類	標準貫入試験				原位置試験	試料採取	室内試験	掘進月日					
										孔内水位/測定月日	深	10cm毎の打撃回数	打撃回数/貫入量					N値	深	試験名	結果	
16.51	0.35	0.35		砂利・砂	暗褐色		緩い	均質な粘土を構成する。含水量は少ない。粘性は中位。		9/30	1.45	2	3	2	7	30						
17.31	0.20	1.55		砂・砂質土	暗褐色			砂は不均質な中砂を主体とし、φ2~30mmの円~細円礫を混入する。地層下部に機分の混入が多くなる。比較的均質なシルトで構成する。含水量は少なく、粘性は低い。		9/30	1.45	19	20	21	60	7						
16.44	0.54	2.42		砂・砂質土	暗褐色			砂岩と泥岩の互層で、締まっていて固い。砂岩とシルト岩は指圧でつぶれる。砂岩は土砂状を呈する。		9/30	1.45	19	20	21	60	7						
15.86	0.58	3.00		砂岩とシルト岩の互層	暗褐色			風化が著しく、土砂状を呈し、部分的に砂礫状を残す。		9/30	1.45	18	40	2	60	7						
13.86	2.00	5.00		砂岩とシルト岩の互層	暗褐色			φ1~2.00~3.00mmは土砂状を呈し、含水量が多く、比較軟弱。		9/30	1.45	24	36	9	60	7						
12.56	1.30	6.30		シルト岩	暗褐色			砂岩は土砂状を呈する。非常に固結している。含水量は少ない。指圧でつぶれる。水を含ませるとシルト状になり、もろい。		9/30	1.45	35	25	5	60	7						

添付資料 2

ボーリング柱状図

調査名 平成29年度対策地域内廃棄物等の減容化処理に係る技術支援業務

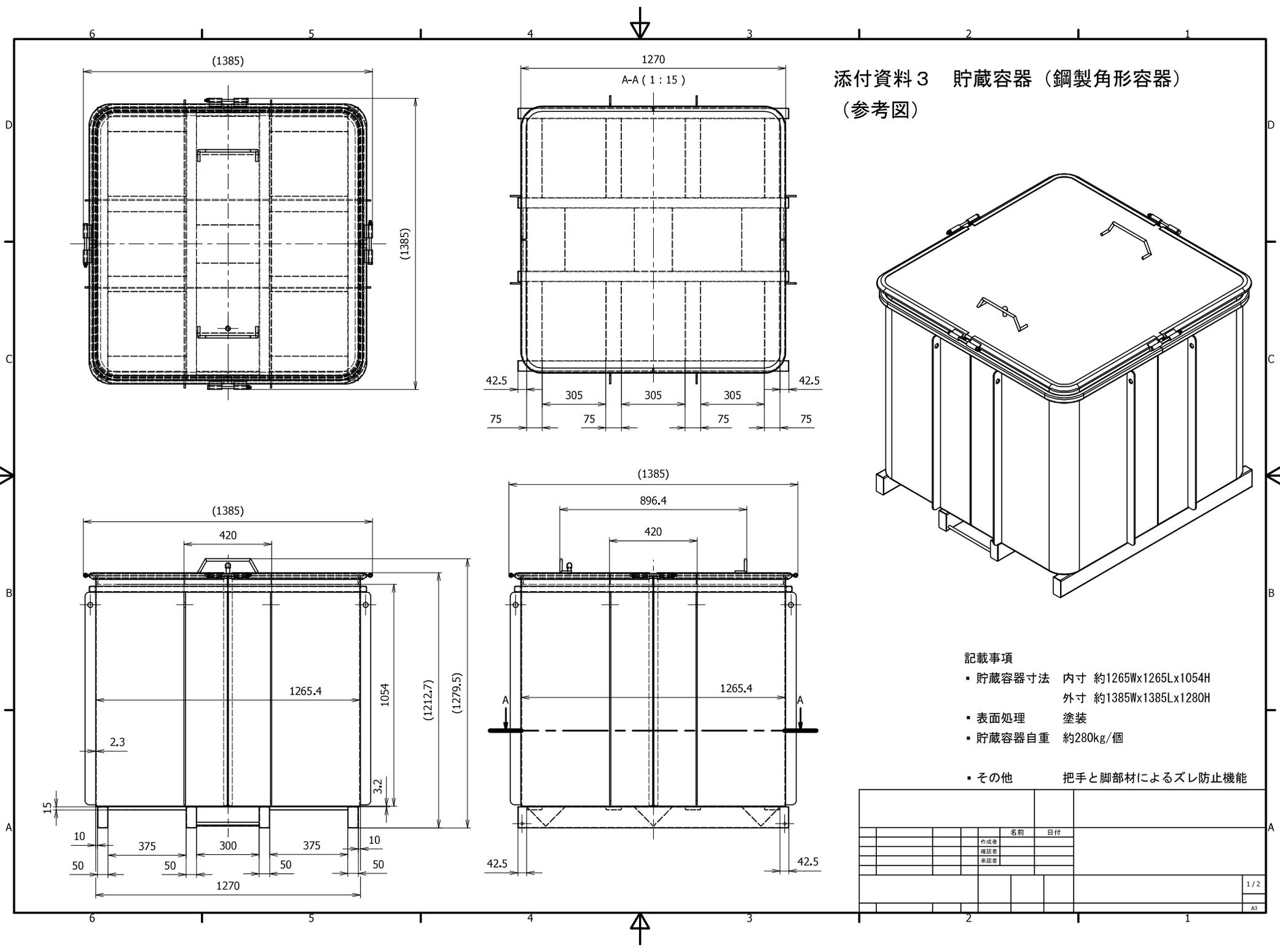
ボーリングNo. 5 6 4 1 1 0 1 1 0 0 2

事業・工事名

シートNo. 56411011002

ボーリング名	H29-No.2		調査位置	福島県双葉町大字細谷字大森		北緯	37° 25' 51.1500"						
発注機関	環境省 福島地方環境事務所			調査期間	平成29年10月 3日～平成29年10月 6日		東経	141° 01' 17.2000"					
調査業者名	主任技師			現代場	コ	ア	ボーリング責任者						
孔口標高	TP	28.14m	角			地盤勾配			使用機種	ベルマシ BL-MT2	ハンマー落下用具	半自動型	
総掘進長	8.36m		度	0°		エンジン	ヤンマー NFD10		ポンプ	ヤンマー L40			

標尺	層厚	深	柱状	土質	色	相対	相対	記	地盤材料の工学的分類	標準貫入試験				原位置試験		試料採取		室掘
										深	10cm毎の打撃回数	打撃回数/貫入量	N値	深	試験名	深	採取方法	
28.04	0.10	0.10	1	暗緑灰	暗緑灰	非常に緩い	表土。砂は不均一な中～細砂を主体とする。 ①2～10mmの角礫を混入する。	10/5	1	1	2							
27.54	0.20	0.30	1	暗緑灰	暗緑灰	非常に緩い	砂は不均一な中～細砂を主体とし、全体にシルト分を含む。含水量は少ない。	1.15	1	1	2							
26.59	0.95	1.55	2	暗緑灰	暗緑灰	中くらい	均質なシルトで構成され、含水量は少なく、粘性は中位。	2.15	4	6	16							
26.44	0.35	1.70	2	暗緑灰	暗緑灰	中くらい	砂は均一な細砂を主体とし、全体にシルト分を含み、緩い。含水量は多い。部分的にシルト分を多く含み、含水量は多く、粘性は中位。	4.41	15	18	33							
25.59	0.85	2.55	3	暗緑灰	暗緑灰	中くらい	不均質なシルトで構成され、含水量は多く、粘性は強い。	3.15	25	25	50							
24.89	0.70	3.25	3	暗緑灰	暗緑灰	中くらい	不均質なシルトで構成され、含水量は多く、粘性は強い。	3.32	7	7	17							
			4	砂岩とシルト互層	暗緑灰	中くらい	砂は細砂を主体とし、全体的にシルト分を含む。含水量は少なく、比較的締まっている。	4.15	13	22	15	50						
			5	砂岩とシルト互層	暗緑灰	中くらい	均質なシルトで構成され、固結している。指圧でシルト状となる。	4.41	16	18	16	50						
			6	砂岩とシルト互層	暗緑灰	中くらい	不均質なシルトで構成され、固結している。指圧で土砂状になり、中～細砂になる。	5.15	17	20	13	50						
			7	砂岩とシルト互層	暗緑灰	中くらい	シルト岩部は固結しており、指圧でつぶれシルト状となり、水につけると崩れる。	6.42	18	22	10	50						
			8	砂岩とシルト互層	暗緑灰	中くらい		7.39	17	28	5	50						
			9	砂岩とシルト互層	暗緑灰	中くらい		8.36	17	28	1	21						



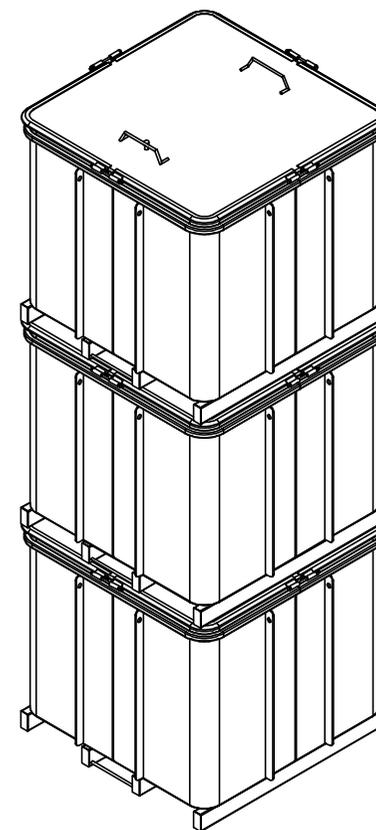
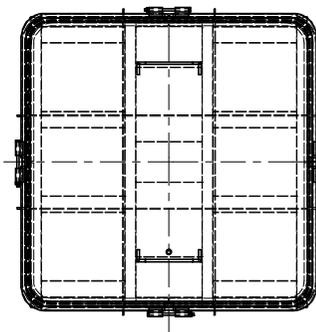
添付資料3 貯蔵容器（鋼製角形容器）
（参考図）

- 記載事項
- 貯蔵容器寸法 内寸 約1265Wx1265Lx1054H
外寸 約1385Wx1385Lx1280H
 - 表面処理 塗装
 - 貯蔵容器自重 約280kg/個
 - その他 把手と脚部材によるズレ防止機能

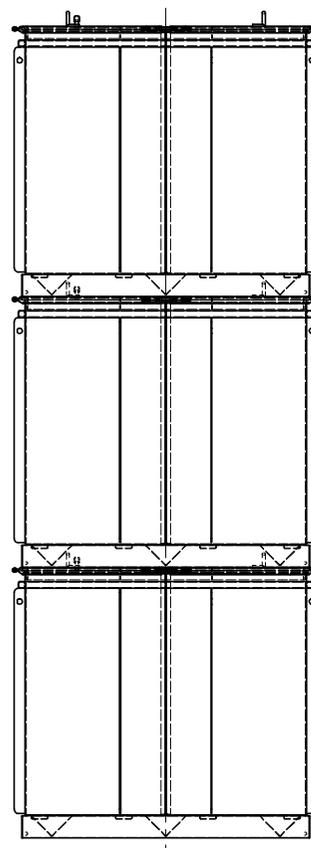
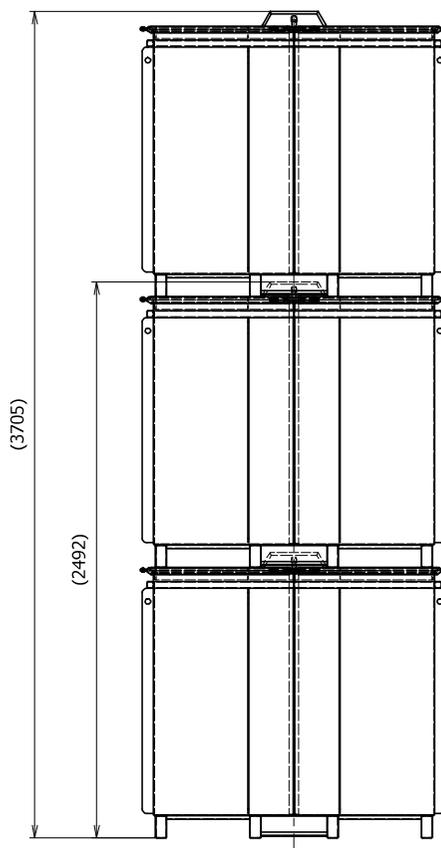
		名前		日付	
		作成者			
		確認者			
		承認者			
					1 / 2
					A3

添付資料 3 貯蔵容器（鋼製角形容器）

（参考図）



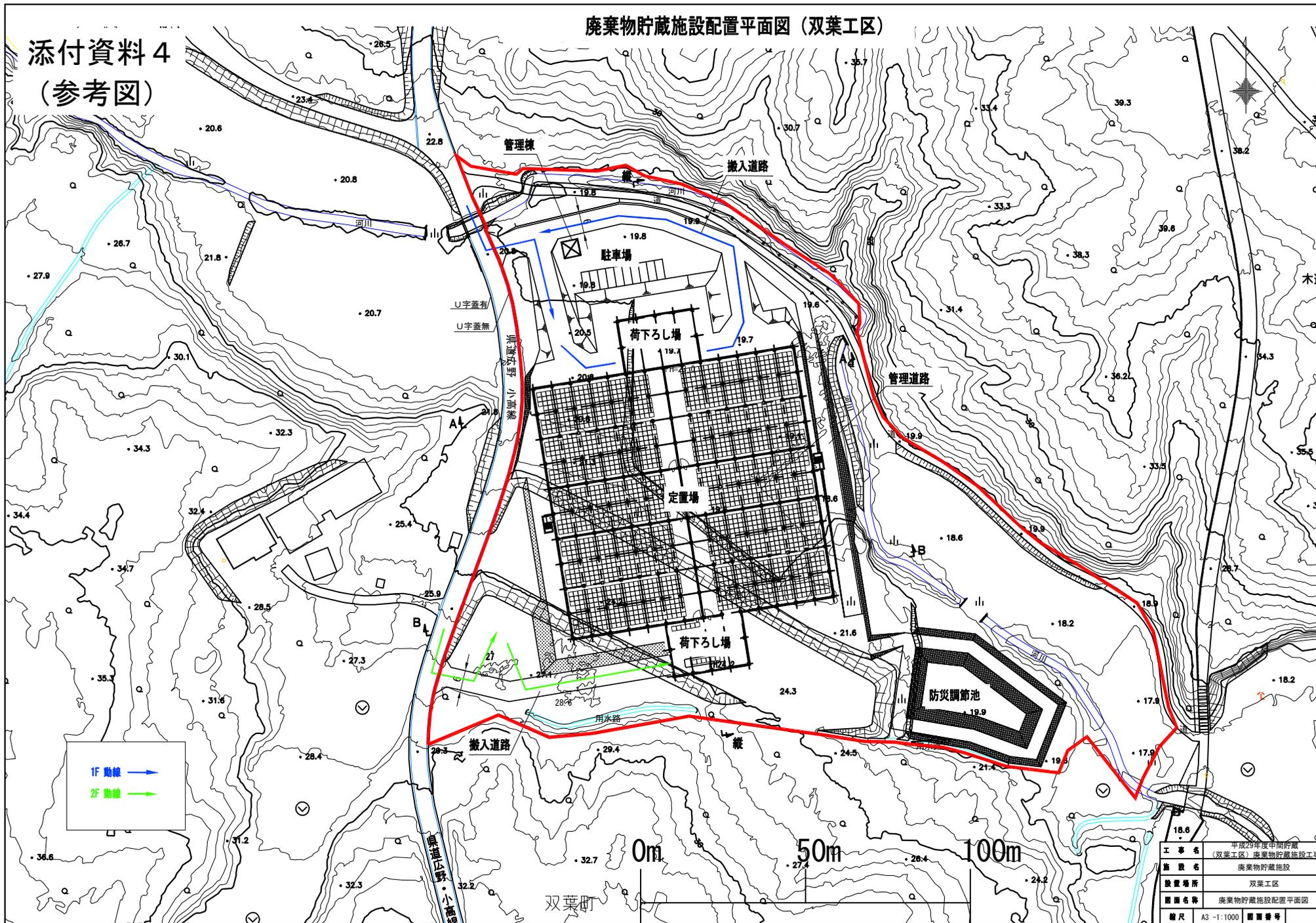
三段積みの例



		名前		日付	
		作成者			
		確認者			
		承認者			
					2 / 2
					A3

廃棄物貯蔵施設配置平面図（双葉工区）

添付資料 4
（参考図）



18.6	工事名	平成29年度中間貯蔵 （双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事
	施設名	廃棄物貯蔵施設
	設置場所	双葉工区
	図面名称	廃棄物貯蔵施設配置平面図
	縮尺	A3 -1:1000
	図面番号	

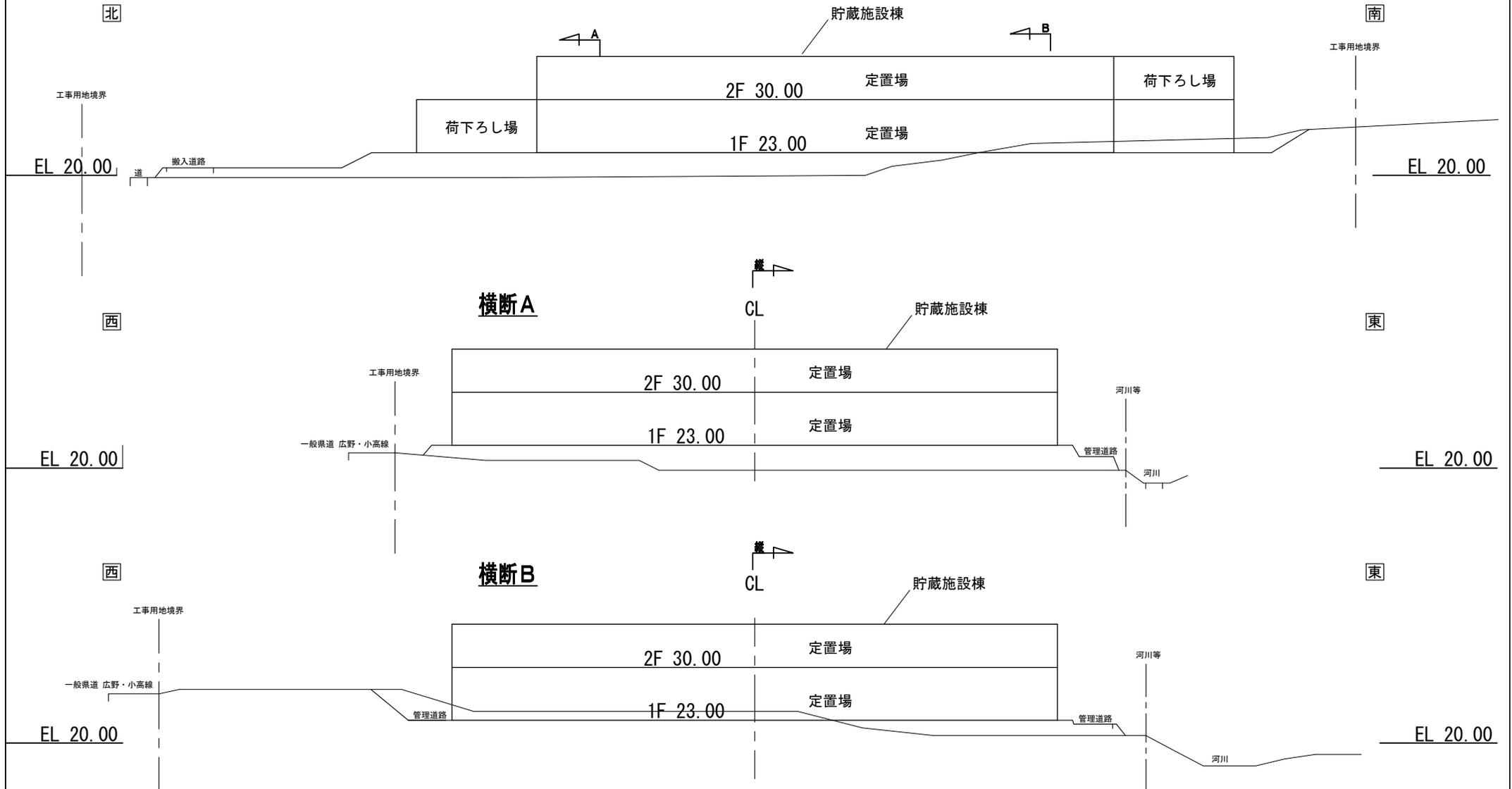
添付資料 4

(参考図)

配置横断面

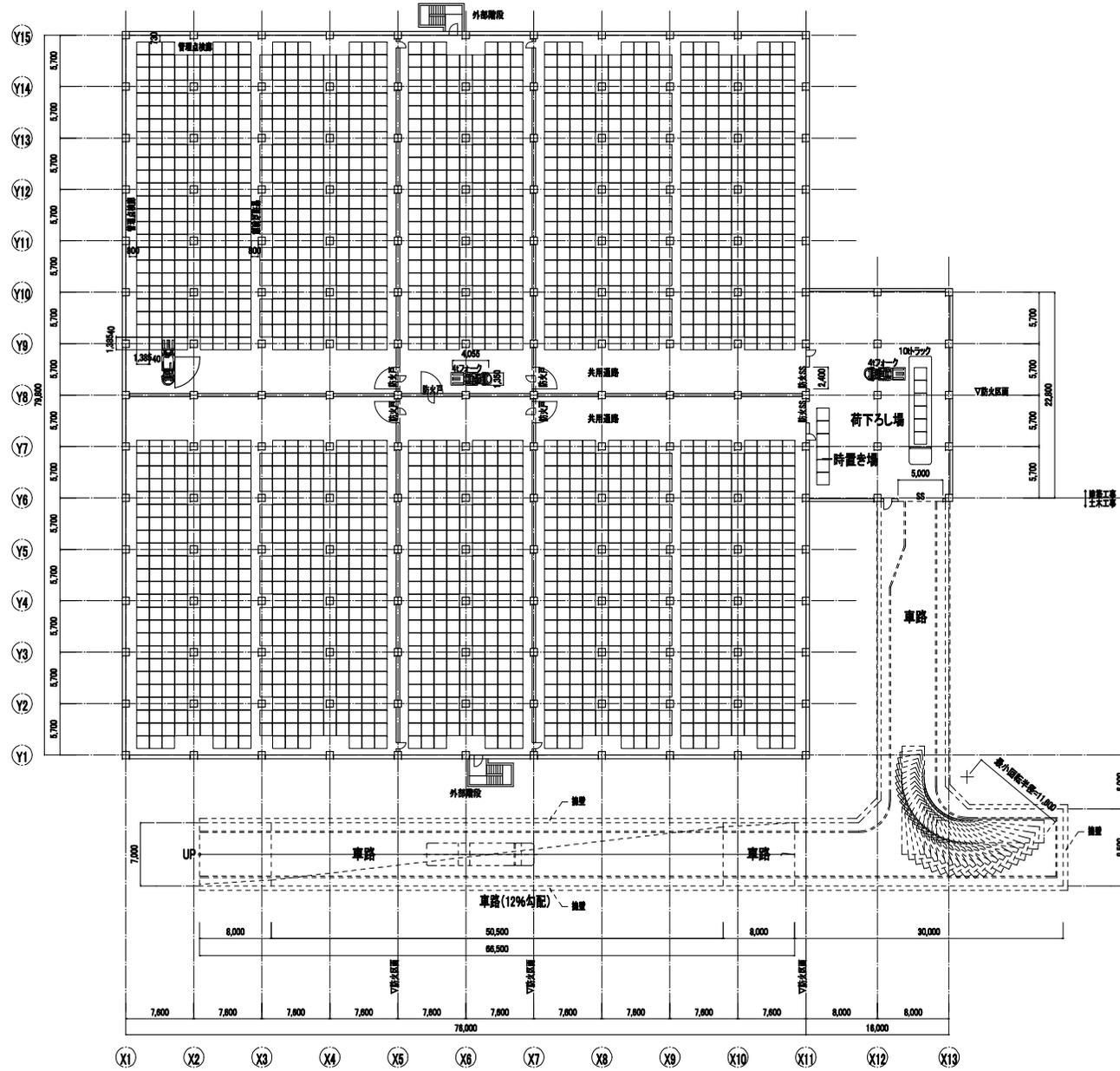
S=1:500 (A3)

縦断面



工事名	平成29年度中間貯蔵 (双葉工区) 廃棄物貯蔵施設工事		
施設名	廃棄物貯蔵施設		
設置場所	双葉地区		
図面名称	配置横断面		
縮尺	A3 -1:500	図面番号	01

添付資料 5 (参考図)

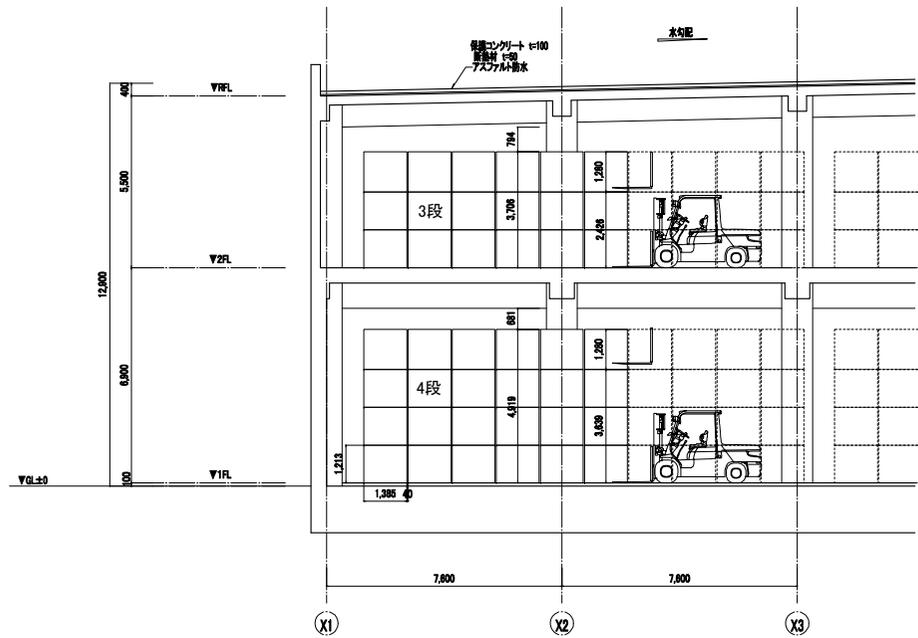


1・2階平面図 縮尺=1:500

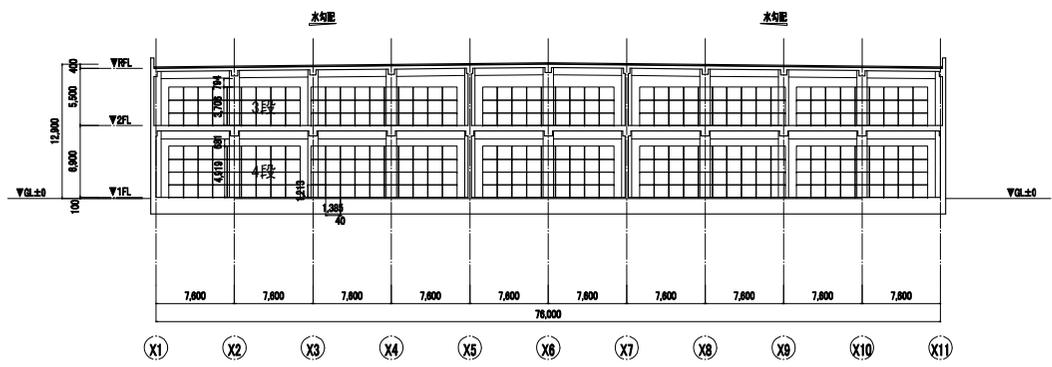
備考

工事名	平成29年度中国貯蔵 (双葉・大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事
施設名	廃棄物貯蔵施設
設置場所	双葉工区・大熊工区
図面名称	貯蔵施設核 平面図
縮尺	A3 -1:500 図面番号

添付資料 5 (参考図)



断面詳細図 縮尺=1:150



断面図 縮尺=1:500

備考

工事名	平成29年度中間貯蔵 (双葉・大熊工区) 廃棄物貯蔵施設工事
施設名	廃棄物貯蔵施設
設置場所	双葉工区・大熊工区
図面名称	貯蔵施設棟 断面図
縮尺	A3- 1:500, 150 図面番号

平成29年度中間貯蔵(双葉工区)廃棄物貯蔵施設工事 数量総括表

項目	仕様	単位	数量	備考
1 建設工事		式	1	
(1) 土木工事		式	1	
1) 線量低減措置工		式	1	
	農地 8.1.1.1(2) 機械除草	m ²	24,000	
	農地 8.1.1.1(3) 除草材の集積	m ²	24,000	
	農地 17.1.1.1 草木等の破碎	m ³	144	
	農地 8.1.2.5 深耕	m ²	24,000	
	農地 8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	50	
	農地 8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	50	
	農地 16.1.1 タグの取付け	袋	50	
	線量低減措置に伴う材料費	袋	50	耐候性大型土のう(長期) ポリエチレン袋付(二重)
2) 家屋等解体工		式	1	
3) 造成工		式	1	
4) 盛土スロープ工		式	1	
5) 地下排水工 (必要に応じて)		式	1	
6) 雨水排水設備工		式	1	
7) モニタリング設備工		式	1	
8) 道路工		式	1	
9) 付帯設備工		式	1	
(2) 建築工事		式	1	
1) 廃棄物貯蔵棟		式	1	
	① 建築工事	式	1	
	仮設工事、土工事、地業工事、 基礎工事 (地盤改良、杭等)	式	1	
	コンクリート工事	式	1	
	鉄筋工事	式	1	
	型枠工事	式	1	
	防水工事	式	1	
	屋根及びとい工事	式	1	
	金属工事	式	1	
	左官工事	式	1	
	建具工事	式	1	
	塗装工事	式	1	
	② 建築機械設備工事	式	1	
	空調設備	式	1	
	換気設備	式	1	
	消火設備	式	1	
	その他	式	1	受水槽、排水設備等
	③ 建築電気設備工事	式	1	
	動力設備	式	1	
	電灯設備	式	1	
	弱電設備	式	1	
	通信設備	式	1	
	その他	式	1	電力引込・受変電等

平成29年度中間貯蔵(双葉工区)廃棄物貯蔵施設工事 数量総括表

項目	仕様	単位	数量	備考
2)管理棟		式	1	
	①建築工事	式	1	
	②建築機械設備工事	式	1	
	③建築電気設備工事	式	1	
	④ITV設備工事	式	1	
(3)交通誘導員	第3者交通誘導	人	90	
(4)特殊勤務手当		人	36,000	
直接工事費(建設工事)		式	1	
共通仮設費(積上げ分)		式	1	
放射線管理		月	24	放射線管理者(1名)
防護具等		組	36,000	
放射線セルフスクリーニング	作業員等	人	36,000	
安全講習費		人	740	
健康診断費		人	36,000	
放射線管理手帳		人	740	
その他	重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等	式	1	
諸経費対象外		式	1	
調査・設計業務		式	1	
(1)調査業務	測量・地質調査	式	1	
(2)設計業務	実施設計	式	1	建築確認申請費用、構造計算書等含む
(3)被ばく線量登録制度		式	1	・放射線管理手帳： 754人(建設740+定置14)
2 定置・維持管理工事		式	1	
(1)定置・維持管理工事		式	1	
1)運転管理費	荷下ろし・定置	月	13	
2)維持点検費	点検・検査	月	13	
3)環境モニタリング	報告書作成費	月	13	
(2)特殊勤務手当		人	1,700	
直接工事費(定置・維持管理工事)		式	1	
共通仮設費(積上げ分)		式	1	
環境モニタリング	周辺・作業環境測定	月	13	
放射線管理		月	13	放射線管理者(1名)
防護具等		組	1,700	
放射線セルフスクリーニング	作業員等	人	1,700	
安全講習費		人	14	
健康診断費		人	1,700	
放射線管理手帳		人	14	

平成29年度中間貯蔵(双葉工区)廃棄物貯蔵施設工事
金抜き設計書

平成29年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設工事

本工事費内訳書

平成29年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 1. 建設

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
1. 建設工事	式	1			費目行
(1) 土木工事	式	1			工種行
1) 線量低減措置工	式	1			種別行
農地 8.1.1.1(2) 機械除草	m2	24,000			1号代価表 10頁
農地 8.1.1.1(3) 除草材の集積	m2	24,000			4号代価表 13頁
農地 17.1.1.1 草木等の破砕	m3	144			6号代価表 15頁
農地 8.1.2.5 深耕	m2	24,000			7号代価表 16頁
農地 8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	50			9号代価表 18頁
農地 8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	50			11号代価表 20頁
農地 16.1.2.1ク ⁶ の取付け	袋	50			12号代価表 21頁
線量低減措置に伴う材料費 耐候性大型土のう（長期）ポリエチレン内袋付（二重）	袋	50			14号代価表 23頁
2) 家屋解体工	式	1			種別行
家屋解体工	式	1			15号代価表 24頁
3) 造成工	式	1			種別行

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
造成工	式	1			16号代価表 25頁
4) 盛土スロープ工	式	1			種別行
盛土スロープ工	式	1			17号代価表 26頁
5) 地下排水工	式	1			種別行
地下排水工	式	1			18号代価表 27頁
6) 雨水排水設備工	式	1			種別行
雨水排水設備工	式	1			19号代価表 28頁
7) モニタリング設備工	式	1			種別行
モニタリング設備工	式	1			20号代価表 29頁
8) 道路工	式	1			種別行
道路工	式	1			21号代価表 30頁
9) 付帯設備工	式	1			種別行
付帯設備工	式	1			22号代価表 31頁
(2) 建築工事	式	1			工種行

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
1) 廃棄物貯蔵棟	式	1			種別行
①建築工事	式	1			細別行
仮設工事・土工事・地業工事 ・基礎工事（地盤改良、杭等）	式	1			規格行
仮設工事・土工事・業工事 ・基礎工事（地盤改良、杭等）	式	1			23号代価表 32頁
コンクリート工事	式	1			規格行
コンクリート工事	式	1			24号代価表 33頁
鉄筋工事	式	1			規格行
鉄筋工事	式	1			25号代価表 34頁
型枠工事	式	1			規格行
型枠工事	式	1			26号代価表 35頁
防水工事	式	1			規格行
防水工事	式	1			27号代価表 36頁
屋根及びとい工事	式	1			規格行
屋根及びとい工事	式	1			28号代価表 37頁

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
金属工事	式	1			規格行
金属工事	式	1			29号代価表 38頁
左官工事	式	1			規格行
左官工事	式	1			30号代価表 39頁
建具工事	式	1			規格行
建具工事	式	1			31号代価表 40頁
塗装工事	式	1			規格行
塗装工事	式	1			32号代価表 41頁
②建築機械設備工事	式	1			細別行
空調設備	式	1			規格行
空調設備	式	1			33号代価表 42頁
換気設備	式	1			規格行
換気設備	式	1			34号代価表 43頁
消火設備	式	1			細別行

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
消火設備	式	1			35号代価表 44頁
その他 受水槽、排水設備等	式	1			規格行
その他 受水槽、排水設備等	式	1			36号代価表 45頁
③建築電気設備工事	式	1			細別行
動力設備	式	1			規格行
動力設備	式	1			37号代価表 46頁
電灯設備	式	1			規格行
電灯設備	式	1			38号代価表 47頁
弱電設備	式	1			規格行
弱電設備	式	1			39号代価表 48頁
通信設備	式	1			規格行
通信設備	式	1			40号代価表 49頁
その他 電力引込・受変電等	式	1			規格行
その他 電力引込・受変電等	式	1			41号代価表 50頁

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
2) 管理棟	式	1			種別行
①建築工事	式	1			細別行
建築工事	式	1			42号代価表 51頁
②建築機械設備工事	式	1			細別行
建築機械設備工事	式	1			43号代価表 52頁
③建築電気設備工事	式	1			細別行
建築電気設備工事	式	1			44号代価表 53頁
④ITV設備工事	式	1			細別行
ITV設備工事	式	1			45号代価表 54頁
(3) 交通誘導員	式	1			工種行
第3者交通誘導	式	1			46号代価表 55頁
(4) 特殊勤務手当	式	1			工種行
特殊勤務手当（特定線量下業務従事者）	式	1			47号代価表 56頁
直接工事費					

本工事費内訳書

2017/12/22

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
共通仮設費計					
共通仮設費(率分)	%				
共通仮設費(積上げ分)	式	1			1号内訳書 8頁
純工事費					
現場管理費計					
現場管理費(率分)	%				
工事原価					
一般管理費等計					
一般管理費等	%				
契約保証	%				
諸経費対象外	式	1			2号内訳書 9頁
工事価格					
消費税相当額	%	8			
請負金額					

内訳書

(1号内訳書)

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理 放射線管理者(1名)	月	24			48号代価表 57頁	
19.1.1.1-(1)防護具等	組	36,000			49号代価表 58頁	
19.1.1.5 セルフスクリーニング費 作業員	人	36,000			50号代価表 59頁	
19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	人	740			53号代価表 62頁	
19.1.1.4 健康診断費	人	36,000			54号代価表 63頁	
放射線管理手帳	組	740			55号代価表 64頁	
その他 重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等	式	1			56号代価表 65頁	
計						

内訳書

(2号内訳書)

2017/12/22

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
調査・設計業務	式	1			費目行	
1. 調査業務	式	1			工種行	
測量・地質調査	式	1			57号代価表 66頁	
2. 設計業務	式	1			工種行	
実施設計 建築確認申請費用・構造計算書等含む	式	1			58号代価表 67頁	
3. 被ばく線量登録制度	式	1			工種行	
被ばく線量登録管理制度参加 放射線管理手帳：754人（建設740+定置14）	式	1			59号代価表 68頁	
計						

代価表

2017/12/22

(1号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.010			2号代価表 11頁	
運転手(除染特殊) 特殊勤務手当なし	人	0.050			3号代価表 12頁	
農用トラクタ 乗用ホイール型・四輪駆動・67~88kW級(90~120Ps)	時間	0.270				[H29農水省土地改良工事積算基
オフセットシュレッター 作業幅200cm	日	0.040				
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L	3				[建設物価H29.12.P771:福島,和
計						
1 m2 当り						

作業指揮者
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(2号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

運転手(除染特殊)
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(3号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(特殊)	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(4号代価表)

1,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.060			2号代価表 11頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人	1.160			5号代価表 14頁	
集草機 ハンドガイト式、120cm	日	0.630				
刈草梱包機械 梱包50cm*70cm・ハンドガイト式・ガソリンエンジン	日	0.590				[H29建設機械等損料表〈各地整
レギュラーガソリン スタント	L	21.300				[建設物価H29.12.P771：福島, 和
計						
1 m2 当り						

特殊除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(5号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(6号代価表)

100 m3当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.500			2号代価表 11頁	
運転手(除染特殊) 特殊勤務手当なし	人	3.500			3号代価表 12頁	
自走式木材破碎機 タフ式 130~150kW	時間	22				[H29建設機械等損料表]
掴み装置 <グリップ> 0.7m級	時間	22				[H29建設機械等損料表]
バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	22				[H29建設機械等損料表]
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	L	814				[建設物価H29.12.P771:福島,利]
計						
1 m3 当り						

代価表

2017/12/22

(7号代価表)

10,000 m2当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(除染一般) 特殊勤務手当なし	人	4.300			8号代価表 17頁	
農用トラクタ 乗用ホイール型・四輪駆動・22kW級(30Ps)	供用日	4.300				[H29農水省土地改良工事積算基
軽油 小型ローリー・ハトロール給油 2~4KL積載車	L	60				[建設物価H29.12.P771:福島,和
諸雑費	%	14			諸雑費	ローリー-替爪損耗費
計						
1 m2 当り						

運転手(除染一般)
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(8号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運転手(一般)	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(9号代価表)

10 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.220			2号代価表 11頁	
普通除染作業員 特殊勤務手当なし	人	0.220			10号代価表 19頁	
計						
1 袋 当 り						

普通除染作業員
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(10号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(11号代価表)

10 袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.200			2号代価表 11頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人	0.210			5号代価表 14頁	
キャリアダンプ（賃貸）（長期割引あり） クローラ 油圧式 0.3～0.5t	台/日	1.650				
軽油 小型ローリー・パトロール給油 2～4KL積載車	L	1.500				[建設物価H29.12.P771：福島,利
計						
1 袋 当 り						

代価表

2017/12/22

(12号代価表)

160 袋当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人	3			13号代価表 22頁	
諸雑費	%	10			諸雑費	線量計、ファル印刷端末、捕縛装置
計						
1 袋 当り						

特殊除染作業員
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(13号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

線量低減措置に伴う材料費
 耐候性大型土のう（長期）ポリエチレン内袋付（二重）

(14号代価表)

1袋当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
線量低減措置に伴う材料費 耐候性大型土のう（長期）ポリエチレン内袋付（二重）	袋	1				
計						
1袋当り						

家屋解体工

代価表

2017/12/22

(15号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
家屋解体工	式	1				
計						
1式当り						

造成工

代価表

2017/12/22

(16号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
造成工	式	1				
計						
1 式 当 り						

盛土スロープ工

代価表

2017/12/22

(17号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
盛土スロープ工	式	1				
計						
1 式 当 り						

地下排水工

代価表

2017/12/22

(18号代価表)

1 式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
地下排水工	式	1				
計						
1 式 当り						

雨水排水設備工

代価表

2017/12/22

(19号代価表)

1 式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
雨水排水設備工	式	1				
計						
1 式 当り						

代価表

(20号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
モニタリング設備工	式	1				
計						
1式当り						

道路工

代価表

2017/12/22

(21号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	備 考
道路工	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

付帯設備工

(22号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
付帯設備工	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

仮設工事・土工事・業工事
 ・基礎工事（地盤改良、杭等）

（ 23号代価表 ）

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土工事、地業工事、基礎工事（地盤改良、杭等）	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

(24号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
コンクリート工事	式	1				
計						
1式当り						

代価表

(25号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
鉄筋工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

型枠工事

(26号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
型枠工事	式	1				
計						
1式当り						

防水工事

代価表

2017/12/22

(27号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
防水工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

屋根及びとい工事

(28号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
屋根及びとい工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

(29号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
金属工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

左官工事

(30号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
左官工事	式	1				
計						
1式当り						

建具工事

代価表

2017/12/22

(31号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要	備 考
建具工事	式	1				
計						
1式当り						

塗装工事

代価表

2017/12/22

(32号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
塗装工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

(33号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
空調設備	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

(34号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
換気設備	式	1				
計						
1 式 当 り						

消火設備

代価表

2017/12/22

(35号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
消火設備	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

その他
受水槽、排水設備等

(36号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
その他 受水槽、排水設備等	式	1				
計						
1 式 当 り						

動力設備

代価表

2017/12/22

(37号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
動力設備	式	1				
計						
1 式 当 り						

電灯設備

代価表

2017/12/22

(38号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
電灯設備	式	1				
計						
1 式 当 り						

弱電設備

代価表

2017/12/22

(39号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
弱電設備	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

通信設備

(40号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	单 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
通信設備	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

その他
電力引込・受変電等

(41号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
その他 電力引込・受変電等	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

(42号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
建築工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

(43号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
建築機械設備工事	式	1				
計						
1式当り						

代価表

(44号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
建築電気設備工事	式	1				
計						
1 式 当 り						

代価表

2017/12/22

(45号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
ITV設備工事	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

(46号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
交通誘導警備員B	人	90				[H29.3]
計						
1式当り						

特殊勤務手当（特定線量下業務従事者）

代価表

2017/12/22

(47号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊勤務手当(特定線量下業務従事者) 除染特別地域内(1日当り)	人	36,000				
計						
1式当り						

放射線管理
放射線管理者（1名）

代価表

2017/12/22

(48号代価表)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
放射線管理 放射線管理者（1名）	月	1				
計						
1月当り						

代価表

(49号代価表)

1組当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
防じんマスク 使い捨てタイプ 粒子捕集効率80.0%	個	1				
個人線量計 賃料	日	1				
計						
1組当り						

19.1.1.5 セルフスクリーニング費
作業員

代価表

2017/12/22

(50号代価表)

100人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.120			51号代価表 60頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人	0.800			52号代価表 61頁	
GM管式カーベイメーター	日	0.800				
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

作業指揮者
特殊勤務手当なし

(51号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

特殊除染作業員
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(52号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
特殊作業員	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費

代価表

2017/12/22

(53号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
普通作業員	人	0.687				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(54号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
電離放射線健康診断	回	0.008				
一般健康診断追加分	回	0.004				
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

その他
重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等

(56号代価表)

1 式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
重機運搬組立、敷鉄板、仮囲い等	式	1				
計						
1 式 当 り						

測量・地質調査

代価表

2017/12/22

(57号代価表)

1 式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
測量・地質調査	式	1				
計						
1 式 当り						

実施設計
建築確認申請費用・構造計算書等含む

代価表

2017/12/22

(58号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
実施設計 建築確認申請費用・構造計算書等含む	式	1				
計						
1式当り						

代価表

2017/12/22

被ばく線量登録管理制度参加
放射線管理手帳：754人（建設740+定置14）

(59号代価表)

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
被ばく線量登録管理制度参加費用	人	754				
計						
1式当り						

平成29年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事 2. 定置・維持管理工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
2. 定置・維持管理工事	式	1			費目行
(1) 定置・維持管理工事	式	1			工種行
1) 運転管理費 荷下ろし・定置	式	1			種別行
運転管理費 荷下ろし・定置	月	13			1号代価表 4頁
2) 維持点検費 点検・検査 13ヶ月	式	1			種別行
維持点検費 点検・検査 13ヶ月	月	13			2号代価表 5頁
3) 環境モニタリング 報告書作成費	式	1			種別行
環境モニタリング 報告書作成費	月	13			3号代価表 6頁
(2) 特殊勤務手当 (定置・維持管理工事)	式	1			工種行
特殊勤務手当 (特定線量下業務従事者)	式	1			4号代価表 7頁
直接工事費					
共通仮設費計					
共通仮設費(率分)	%				
共通仮設費(積上げ分)	式	1			1号内訳書 3頁

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
純工事費					
現場管理費計					
現場管理費(率分)	%				
工事原価					
一般管理費等計					
一般管理費等	%				
契約保証	%				
工事価格					
消費税相当額	%	8			
請負金額					

内訳書

(1号内訳書)

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
環境モニタリング 周辺・作業環境測定	月	13			5号代価表 8頁	
放射線管理	月	13			6号代価表 9頁	
19.1.1.1-(2)防護具A	人・日	1,700			7号代価表 10頁	
19.1.1.5 セルフスクリーニング費 作業員	人	1,700			8号代価表 11頁	
19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	人	14			11号代価表 14頁	
19.1.1.4 健康診断費	人	1,700			12号代価表 15頁	
放射線管理手帳	組	14			13号代価表 16頁	
計						

運転管理費
荷下ろし・定置

代価表

2017/12/22

(1号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
運転管理費 荷下ろし・定置	月	1				
計						
1月当り						

代価表

2017/12/22

維持点検費
点検・検査 13ヶ月

(2号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
維持点検費 点検・検査 13ヶ月	月	1				
計						
1 月 当 り						

環境モニタリング
報告書作成費

代価表

2017/12/22

(3号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
環境モニタリング 報告書作成費	月	1				
計						
1月当り						

環境モニタリング
周辺・作業環境測定

代価表

2017/12/22

(5号代価表)

1月当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
環境モニタリング 周辺・作業環境測定	月	1				
計						
1月当り						

代価表

2017/12/22

(6号代価表)

1月当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理 放射線管理者 (1名)	月	1				
計						
1月当り						

19.1.1.1-(2)防護具A

代価表

2017/12/22

(7号代価表)

1人・日当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
防じんマスク 使い捨てタイプ 粒子捕集効率80.0%	個	1				
個人線量計 賃料	日	1				
計						
1人・日当り						

19.1.1.5 セルフスクリーニング費
作業員

代価表

2017/12/22

(8号代価表)

100人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
作業指揮者 特殊勤務手当なし	人	0.120			9号代価表 12頁	
特殊除染作業員 特殊勤務手当なし	人	0.800			10号代価表 13頁	
GM管式カーベイメーター	日	0.800				
計						
1人当り						

作業指揮者
特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(9号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

特殊除染作業員
 特殊勤務手当なし

代価表

2017/12/22

(10号代価表)

1人当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
特殊作業員	人	1				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

(11号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
普通作業員	人	0.687				[H29.3]
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(12号代価表)

1人当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電離放射線健康診断	回	0.008				
一般健康診断追加分	回	0.004				
計						
1人当り						

代価表

2017/12/22

(13号代価表)

1組当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
放射線管理手帳	式	1				
計						
1組当り						